



第3期飯塚市障がい者計画

# 第3期飯塚市 障がい者計画

平成26年3月

飯塚市

平成26年3月  
飯塚市



## はじめに

近年、障がいのある人たちを取り巻く状況は、障がい福祉に関する法律等の制定や改正に伴う制度の大幅な変革、社会情勢の複雑化・多様化等により、大きな転換期を迎えています。

わが国は、国連総会で採択された「障害者権利条約」を平成26年1月に批准、2月から同条約が国内で効力を発することになりました。これは障がい者に関する初めての国際条約であり、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進などを締結国に求めています。この条約が締結されたことによって、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待されています。

このたびの「第3期飯塚市障がい者計画」は、本条約締結に向けた国内法整備の一環として改正された障害者基本法の理念に沿って、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年度までの第2期計画に次いで策定したものです。

この計画では、保健・医療、教育、雇用、社会参加、生活環境などのあらゆる分野において、本市が取り組むべき障がい者施策に関する基本的な考え方、方向性を示しています。今後は、この計画を着実に実行していくため、障がい者の自立と社会参加の促進を目指し、共生社会の実現という理念のもと、積極的な施策を展開していくこととしております。市民の皆様をはじめ、関係各位のご賢察とご理解、さらに格段のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました飯塚市障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました多くの市民や関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成26年3月  
飯塚市長 齊藤守史

# 目次

## 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制と策定後の点検体制	4
(1) 計画の策定体制	4
(2) 各種調査の実施	4
(3) 策定後の点検体制	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1. 人口・世帯の状況	6
(1) 人口の状況	6
(2) 世帯の状況	9
2. 障がい者の状況	10
(1) 障がい者数（全体）	10
(2) 障がい者のいる世帯の状況	12
(3) 身体障がい者の状況	13
(4) 知的障がい者の状況	18
(5) 精神障がい者の状況	20
(6) 重複障がい者の状況	23
(7) 特定疾患医療受給者証所持者数の状況	24
(8) 障がい児の状況	25
(9) 発達障がいの状況	27
(10) 障がい福祉サービス等の状況	28
(11) 相談支援事業の状況	32
(12) 障がい程度区分*認定者数の状況	33
第3章 計画の基本方針	35
1. 基本理念	35
2. 基本目標	36
(1) 「障がい者に関する正しい理解の促進」	36
(2) 「障がい者の権利の擁護」	36
(3) 「障がい者の自立と社会参加の促進」	36
(4) 「生活環境におけるバリアフリー化の推進」	36
3. 施策推進のための「横断的視点」	37
(1) 障がい者を支えるひとづくり	37
(2) つながるしくみづくり	39
4. 施策の体系	40

第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】	43
1. 啓発・広報活動の充実	43
2. ノーマライゼーション*に関する理解の促進	46
第2章 差別の解消と権利擁護の推進【権利擁護】	49
1. 障がいと理由とする差別の解消の推進	49
2. 権利擁護の推進	51
第3章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】	53
1. 障がいの原因となる疾病等の予防	53
2. 精神保健対策	55
3. 難病に関する施策の充実	57
4. 保健・医療サービスの充実	59
第4章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】	60
1. 早期発見・早期療育の充実	60
2. 学校教育の充実	64
3. 生涯学習の充実	67
第5章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】	69
1. 相談支援の充実	69
2. 在宅福祉サービスの充実	73
3. 住まいの確保	76
4. 生活安定のための支援	78
第6章 経済的自立のための就労支援の充実【就労】	82
1. 雇用の場の確保と拡大	82
2. 就労支援体制の充実	85
3. 福祉的就労の場の確保	88
第7章 多様な社会参加の促進【社会参加】	89
1. 地域活動への参加促進	89
2. スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進	93
3. 当事者・団体の自発的活動に対する支援	96
第8章 安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】	98
1. 道路・生活空間の整備	98
2. 交通バリアフリーの推進	102
3. 防災・防犯体制の整備	103
第9章 情報の取得・利用の円滑化及び意思疎通支援の充実【情報アクセシビリティ】	108
1. 情報バリアフリーの推進	108
2. 行政機関におけるバリアフリー化の配慮	111

## 資料

---

■ 飯塚市障がい者施策推進協議会規則 ■ -----	113
■ 平成 25 年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 ■-----	115
■ 飯塚市障がい者福祉計画策定の経緯 ■ -----	116
■ 飯塚市障がい者計画の関係法律等 ■ -----	117
■ 飯塚市障がい者計画に係る用語解説 ■ -----	119

総

論

**(注1)「障がい」の表記について**

本市では、障がいの者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー\*を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

**(注2)「\*」の表記について**

本文中、「\*」のついた関係法律、用語については、巻末の「飯塚市障がい者計画の関係法律等」または「飯塚市障がい者計画に係る用語解説」に掲載しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい者福祉制度は、この10年間に大きく異なる4つの制度転換を経験し、さまざまな議論を伴いながら今日に至っています。

平成18年の障害者権利条約\*の国連採択を契機に、平成22年1月から開催された「障がい者制度改革推進会議」では、障がい当事者及び関係団体の代表者が過半数参加した中で障がい者制度改革の検討が重ねられ、そこで導き出された意見を踏まえて、平成23年8月に障害者基本法\*が改正されました。

同法では、障がいのある人となない人の地域社会における共生\*、障がい者に対する差別の禁止等が新たに規定されるとともに、教育・雇用・各種バリアフリー等の各分野に関する規定が改正・新設されました。

また、この動きと並行して、平成18年4月から施行された「障害者自立支援法\*」は、施行直後からさまざまな問題点が指摘される中で、平成25年4月に難病\*等の方を含む障がい者の範囲の拡大をはじめとした制度改革を含む「障害者総合支援法\*」に改められています。

さらには、障害者基本法改正の流れを受けて、平成24年10月には障害者虐待防止法\*が、平成25年4月には障害者優先調達推進法\*が相次いで施行され、この後も平成28年4月に障害者差別解消法\*が施行されることとなっています。

このような法整備進展の中で、平成25年9月に国の「第3次障害者基本計画\*」が公表されました。この基本計画においては、改正障害者基本法に規定された「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のため、障がい者の自己決定の尊重、当事者本位の総合的な支援、障がい特性に配慮した支援などの視点をもって、障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために政府が取り組むべき障がい者施策の基本的方向性が定められています。

飯塚市においては、上記関係法並びに国の基本計画に示された理念等を踏まえ、本市における障がい者施策の基本的方向性を定める計画として、本計画を策定するものです。



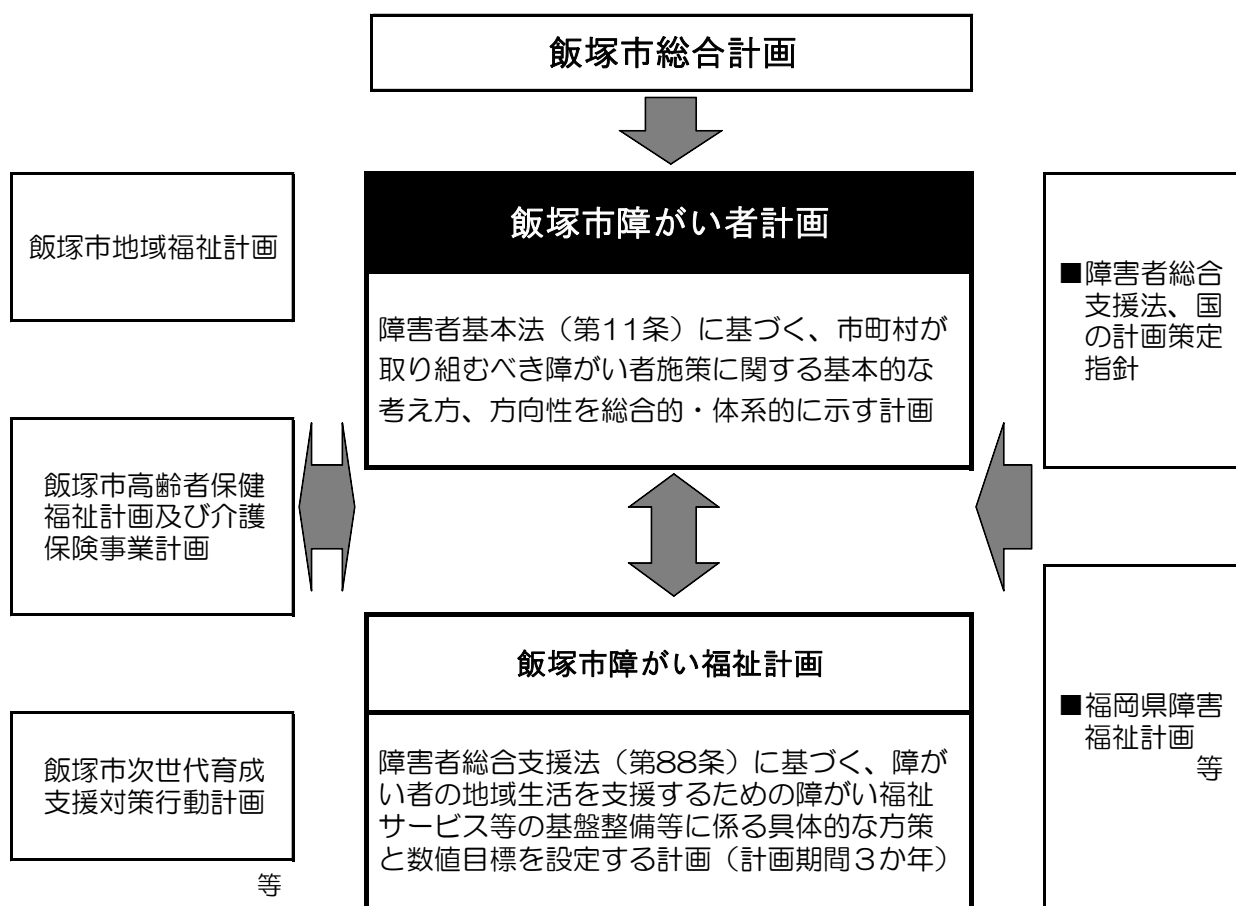
## 2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定める計画として位置づけられます。

また、市の最上位計画である「飯塚市総合計画」をはじめ、「飯塚市地域福祉計画」、「飯塚市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「飯塚市次世代育成支援対策行動計画」等、市の関連計画との整合性の確保を図りながら本計画を策定するものです。

なお、従来の本市の障がい者福祉に係る計画は「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条に規定）」を一体的に策定していましたが、計画期間の相違（後者は平成 27 年度から第 4 期目を迎える予定）等を考慮して、今後は個別に策定することとします。

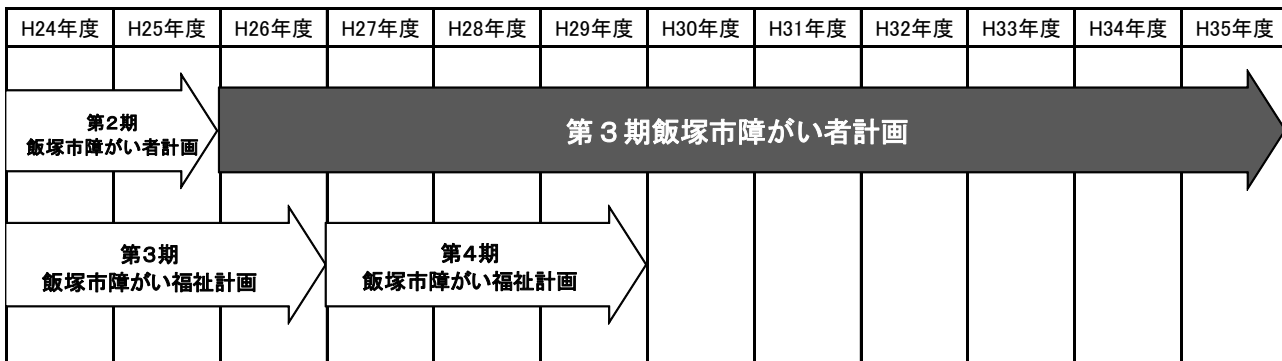
【計画の位置づけ】



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や関連法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。



## 4. 計画の策定体制と策定後の点検体制

### (1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等 19 名で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において検討を行いました。

また、上記協議会で検討した計画原案について市民意見募集を行い、計画に対する市民意見を広く聴取しました。

### (2) 各種調査の実施

計画策定の基礎資料を得るため、次のような調査を実施しました。

#### ① アンケート調査（実施時期：平成 25 年 8 月）

飯塚市内の障がい者手帳所持者等に加え、障害者総合支援法において新たに障がい者の範囲に含まれることになった難病等の方を対象に、生活の状況やニーズ、行政に対する要望等を把握することを目的に実施しました（アンケート調査票を郵送）。

また、障がいのない市民に対しても、障がい者福祉や障がい者に対する意識等を把握するため、同様に調査を実施しました。

#### 《調査の概要》

調査対象		標本数	有効回収数	回収率
身体障がい者	身体障がい者手帳所持者(18歳以上)	1,300 サンプル (抽出)	645 サンプル	49.6%
知的障がい者	療育*手帳所持者(18歳以上)	400 サンプル (抽出)	217 サンプル	54.3%
精神障がい者	自立支援医療*(精神通院医療)利用者(18歳以上)	400 サンプル (抽出)	175 サンプル	43.8%
障がい児	障がい者手帳所持者及び手帳不所持で障がい福祉サービス等の支給決定を受けている児童(18歳未満)	328 サンプル (全数)	153 サンプル	46.6%
難病患者	特定疾患*医療受給者証所持者	300 サンプル (抽出)	197 サンプル	65.7%
障がいのない市民	市内に居住する 18 歳以上の人	2,000 サンプル (抽出)	859 サンプル	43.0%

## ②ヒアリング調査（実施時期：平成25年8月～9月）

アンケート調査からは把握しにくい障がいのある人の意見や要望、生活面での課題や社会資源の状況等を把握することを目的として、障がい当事者や家族等で構成される団体及び障がい者生活支援センター（相談支援事業所）に対してヒアリング調査（聴き取り形式による調査）を実施しました。

また、障がい者が地域生活を営む上で関わりが深いと考えられる公共的機関（交通機関や集客の多い店舗等）を対象に、障がい者にとっての利便性対策や障がい者雇用に関する考え方等について同様に調査しました。

## 《調査の概要》

調査対象	
障がい者団体等 （6団体）	1. 身体障がい者関係団体 ①飯塚市身体障害者福祉協会      ②日本オストミー協会福岡県支部筑豊分会 2. 知的障がい者関係団体 ①飯塚市手をつなぐ親の会      ②ぼれぼれの会 3. 精神障がい者等関係団体 ①嘉飯山地区精神障害者家族会 いずみ会 ②GAいづか（依存症患者の自助グループ）
障がい者生活支援 センター （5センター）	飯塚市が障がい者相談支援事業を委託している相談支援事業所 ①障がい者生活支援センター さん・あび      ④障がい者相談支援センター たいよう ②障がい者生活支援センター かさまつ      ⑤生活相談センター フォスク ③障がい者生活支援センター BASARA
公共的機関 （8機関）	1. 公共交通機関 ①JR新飯塚駅（市内各駅の調査含む）      ②西鉄バス 2. 金融機関等 ①飯塚信用金庫      ②飯塚郵便局 3. 障がい者を雇用している民間企業 ①株玉置（OA機器や文房具の販売） ②株華三楽（弁当の仕出し・販売、食堂経営） 4. 集客の多い店舗 ①イオン穂波店      ②あいタウン

## (3) 策定後の点検体制

計画策定機関である飯塚市障がい者施策推進協議会において、各施策分野における計画の推進状況を把握しながら、策定後の点検を引き続き実施していきます。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

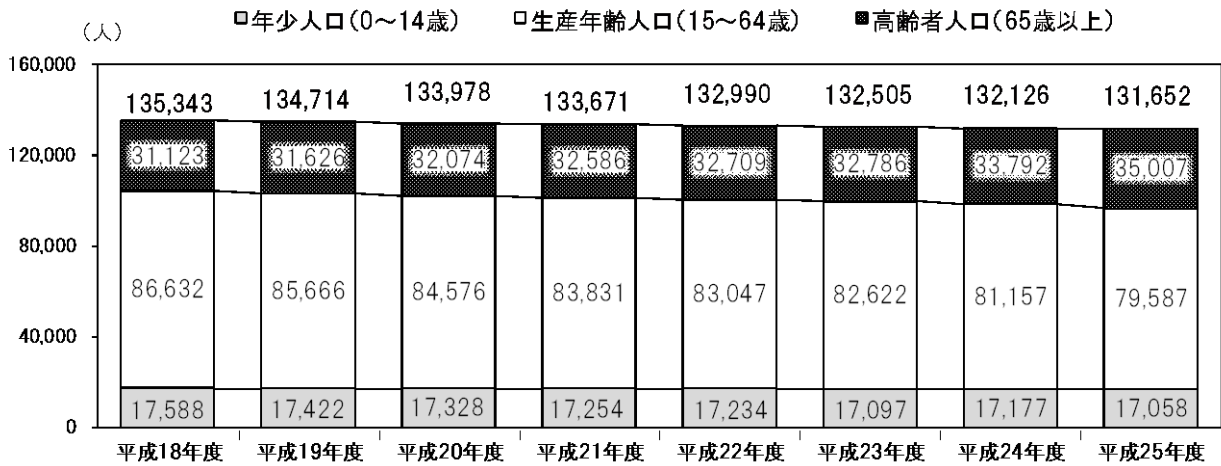
### 1. 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の状況

##### ①総人口の推移

本市の総人口は、平成25年9月末現在で131,652人であり、年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。高年齢者人口（65歳以上）は一貫して増加しています。

【総人口の推移】

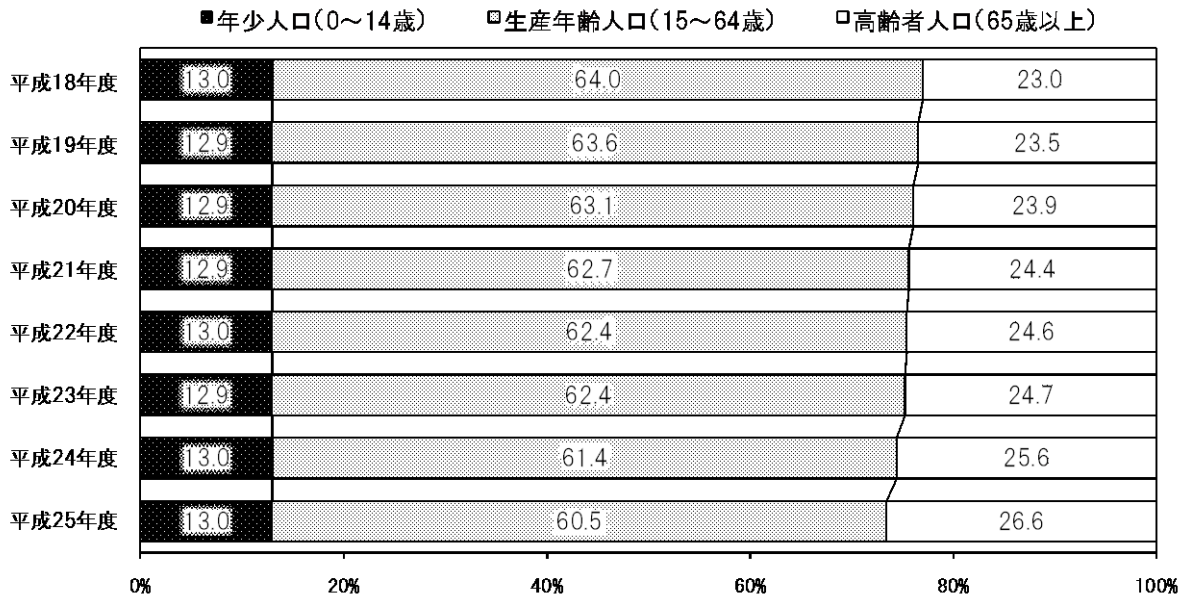


資料)住民基本台帳・外国人登録等(各年度9月30日現在)

##### ②年齢3区分別人口構成の推移

人口の推移を年齢3区分別の構成比でみると、年少人口（0～14歳）は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

【年齢3区分別人口構成の推移】



資料)住民基本台帳・外国人登録等(各年度9月30日現在)

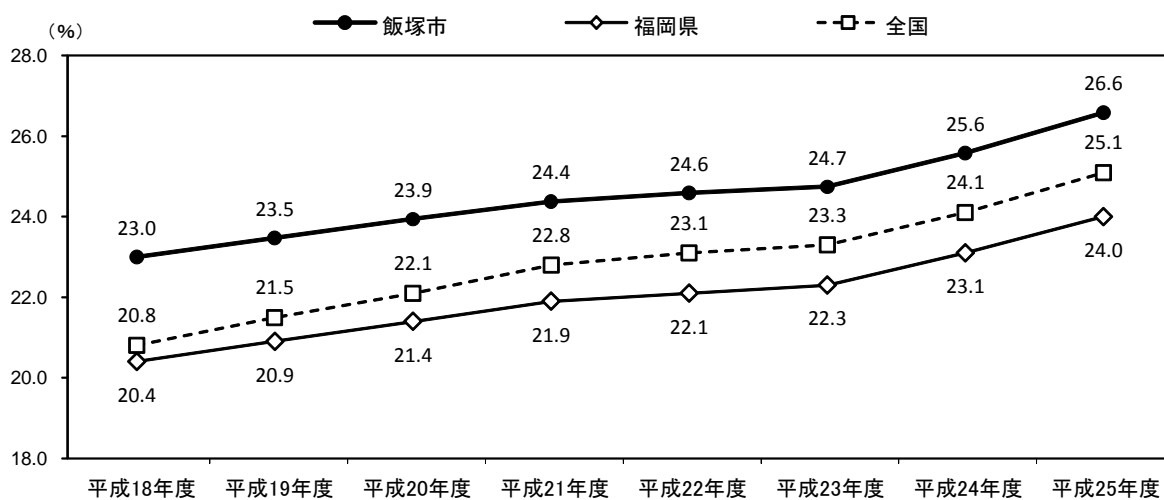
## ③総人口に占める高齢人口の割合の推移

平成25年10月現在における本市の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は26.6%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

また、本市の高齢化率は、国・県より高い水準で推移しており、全国・県内でも高齢化が進行している地域であることがわかります。

また、全国的な傾向と同様に高齢化率は年々上昇しており、今後もさらに進行することが予測されます。

【高齢化率の推移】



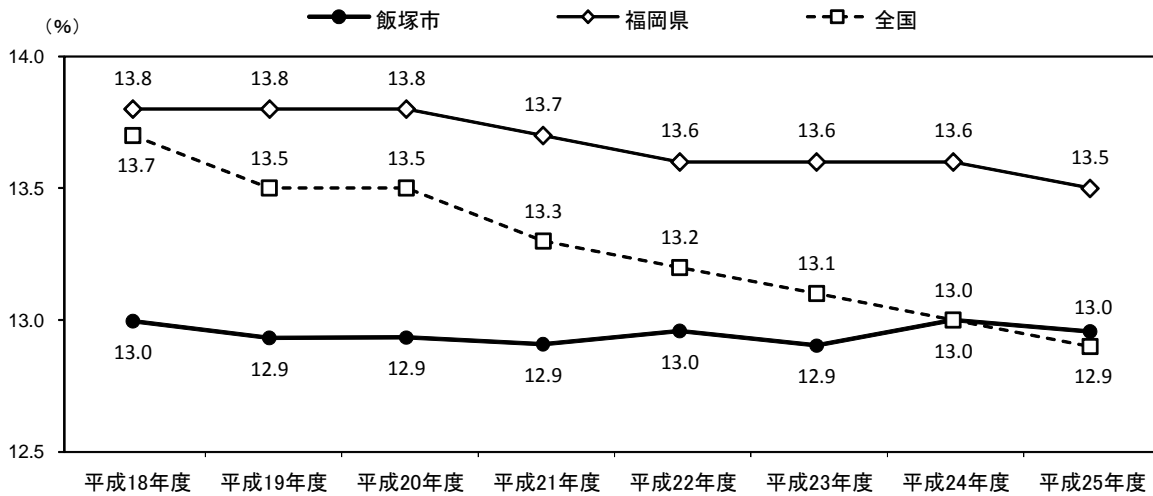
資料) 全国:総務省統計局「人口推計」(平成18~24年度10月現在[確定値]平成25年度10月現在[概算値])  
 福岡県:「福岡県の人口と世帯推計」(平成18~24年度10月現在、平成25年度[月報])  
 飯塚市:住民基本台帳・外国人登録等(平成18~25年度[各年10月現在])

④総人口に占める年少人口の割合の推移

平成25年10月現在における本市の総人口に占める年少人口の割合は13.0%となっており、全国とはほぼ同程度を示しているものの、福岡県よりは低くなっています。

本市において、この割合は平成18年度よりほぼ変化がなく、これは、全国や福岡県の傾向とは異なり、少子化の進行（総人口に占める年少人口の割合の減少）は緩やかなものになっていると考えられます。

【総人口に占める年少人口の割合の推移】



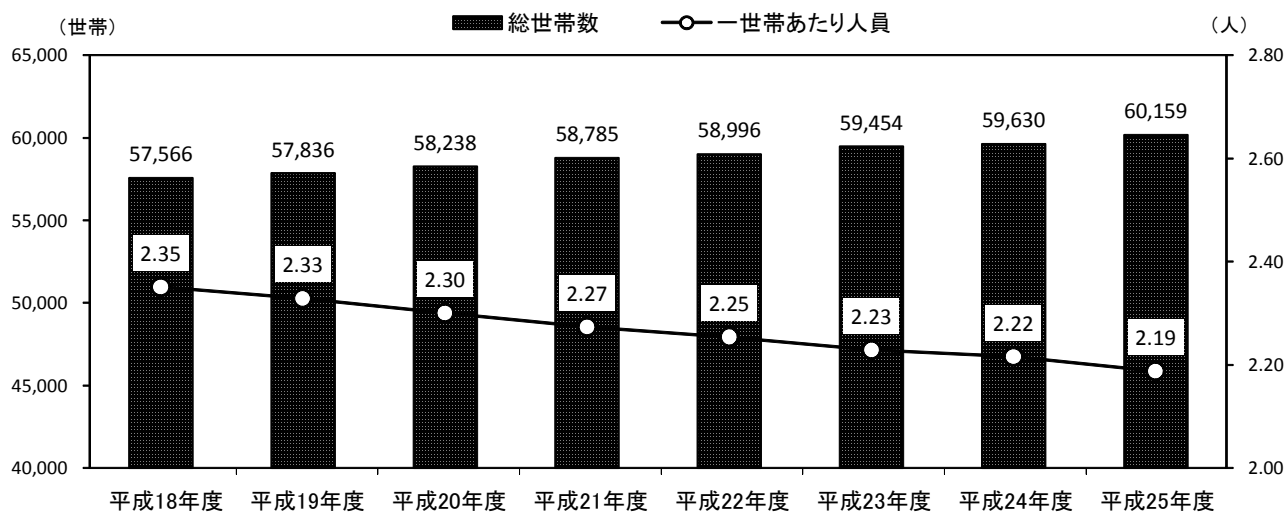
資料) 全 国:総務省統計局「人口推計」(平成18~24年度10月現在[確定値]平成25年度10月現在[概算値])  
 福岡県:「福岡県の人口と世帯推計」(平成18~24年度10月現在、平成25年度[月報])  
 飯塚市:住民基本台帳・外国人登録等(平成18~25年度[各年10月現在])

(2) 世帯の状況

本市の総世帯数は、平成25年9月末現在 60,159 世帯であり、一貫して増加傾向にあります。

総世帯数は増加しているものの、一世帯あたり人員は年々減少し、世帯の少人数化が進行しています。

【総世帯数・一世帯あたり人員の推移】



資料) 人口：住民基本台帳・外国人登録等 (各年度9月30日現在)  
 世帯数：住民基本台帳 (各年度9月30日現在)



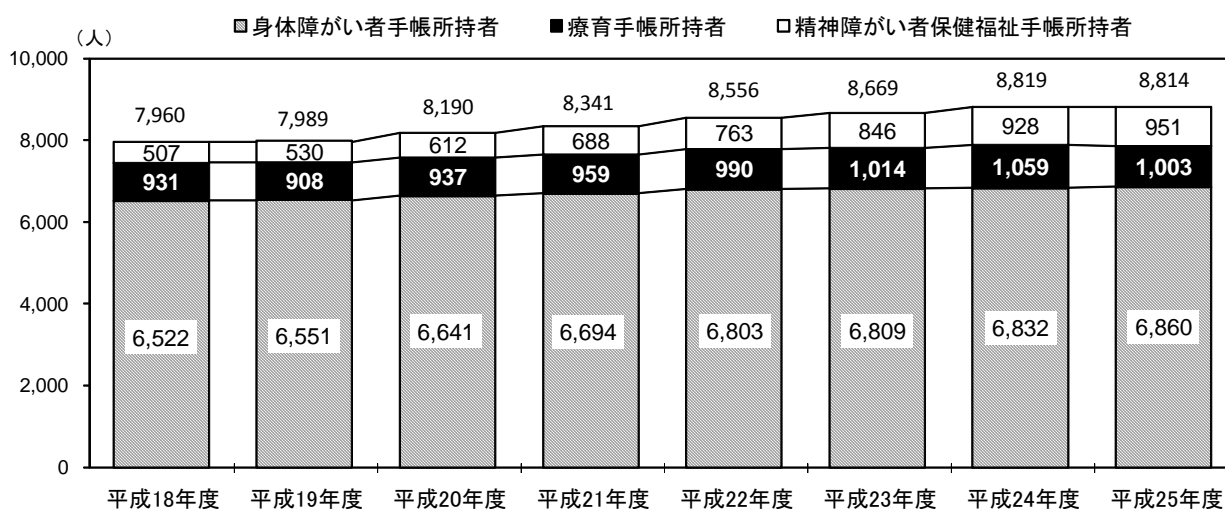
## 2. 障がい者の状況

### (1) 障がい者数（全体）

平成25年9月末現在、障がい者手帳所持者は8,814人（身体障がい者手帳：6,860人、療育手帳：1,003人、精神障がい者保健福祉手帳：951人）で、これは総人口の6.69%にあたります。

障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）を利用している精神障がい者のいずれも増加傾向にあります。

【各手帳所持者数の推移】



注：2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している（合計は重複所持者数を含む）

資料）社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在）

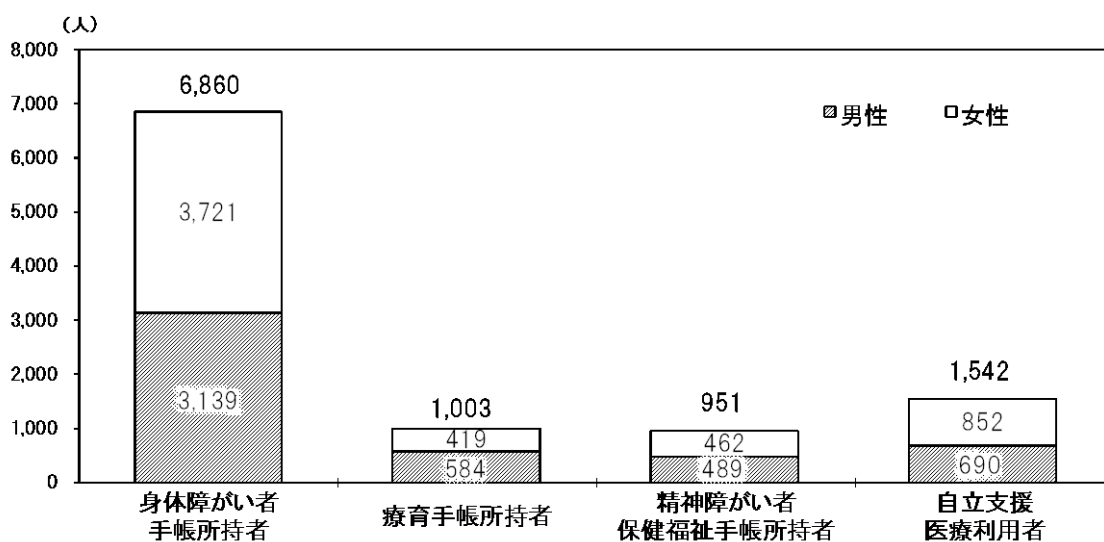
【各手帳所持者数・自立支援医療利用者数（精神）の推移】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障がい者手帳所持者数	6,522人	6,551人	6,641人	6,694人	6,803人	6,809人	6,832人	6,860人
総人口に占める割合	4.82%	4.86%	4.96%	5.01%	5.12%	5.14%	5.17%	5.21%
療育手帳所持者数	931人	908人	937人	959人	990人	1,014人	1,059人	1,003人
総人口に占める割合	0.69%	0.67%	0.70%	0.72%	0.74%	0.77%	0.80%	0.76%
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	507人	530人	612人	688人	763人	846人	928人	951人
総人口に占める割合	0.37%	0.39%	0.46%	0.51%	0.57%	0.64%	0.70%	0.72%
計	7,960人	7,989人	8,190人	8,341人	8,556人	8,669人	8,819人	8,814人
総人口に占める割合	5.88%	5.93%	6.11%	6.24%	6.43%	6.54%	6.67%	6.69%
自立支援医療利用者（精神）	1,175人	1,317人	1,361人	1,455人	1,473人	1,845人	1,880人	1,542人
総人口に占める割合	0.87%	0.98%	1.02%	1.09%	1.11%	1.39%	1.42%	1.17%

資料）社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在）  
人口は住民基本台帳・外国人登録等（各年度9月30日現在）

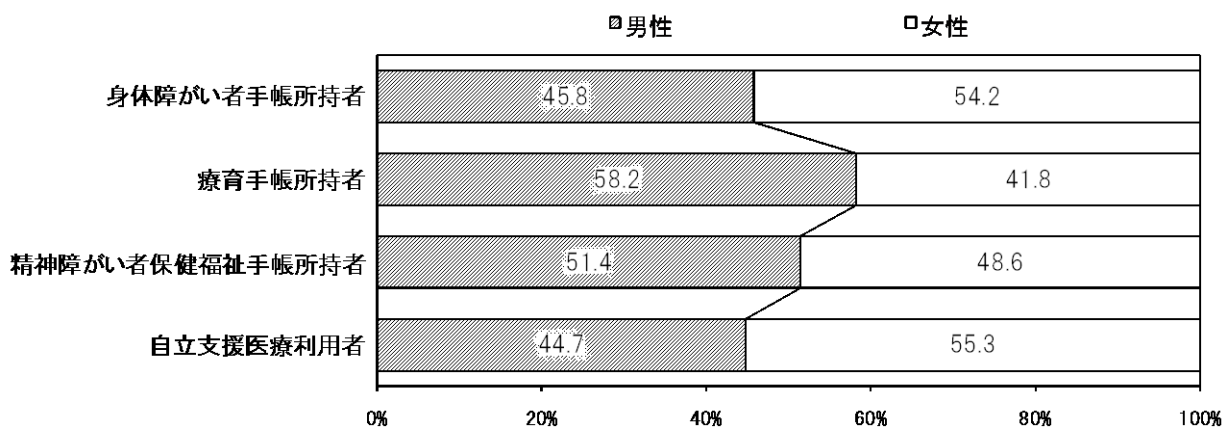
平成25年9月末現在の各手帳所持者、自立支援医療利用者数の性別による内訳は、身体障がい者手帳所持者及び自立支援医療利用者については女性のほうが多く、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者については男性のほうが多くなっています。

【各手帳所持者、自立支援医療利用者数（性別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (平成25年度9月30日現在)

【各手帳所持者、自立支援医療利用者数の構成比（性別）】



資料) 社会・障がい者福祉課 (平成25年度9月30日現在)

(2) 障がい者のいる世帯の状況

障がい者のいる世帯は、各手帳所持者で 7,969 世帯、自立支援医療利用者（精神）で 1,424 世帯となっています。

なお、これらの障がい者のいる世帯の約 4 割は障がい者だけで生活している世帯で、障がい者の単身世帯の割合は、各手帳所持者数及び自立支援医療利用者（精神）のいずれにおいても増加傾向にあります。

【障がい者のいる世帯数】

			障がい者のいる総世帯数				
			計	うち障がい者だけの世帯			
				計	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
各手帳所持者	平成18年7月	世帯(世帯)	6,792	2,341	2,143	190	8
		構成比	100.0%	34.5%	31.6%	2.8%	0.1%
	平成23年8月	世帯(世帯)	7,864	3,051	2,828	214	9
		構成比	100.0%	38.8%	36.0%	2.7%	0.1%
	平成25年9月	世帯(世帯)	7,969	3,203	2,985	207	11
		構成比	100.0%	40.2%	37.5%	2.6%	0.1%
自立支援医療利用者(精神)	平成18年7月	世帯(世帯)	922	322	306	16	0
		構成比	100.0%	34.9%	33.2%	1.7%	0.0%
	平成23年8月	世帯(世帯)	1,381	562	525	35	2
		構成比	100.0%	40.7%	38.0%	2.5%	0.1%
	平成25年9月	世帯(世帯)	1,424	599	570	28	1
		構成比	100.0%	42.1%	40.0%	2.0%	0.1%

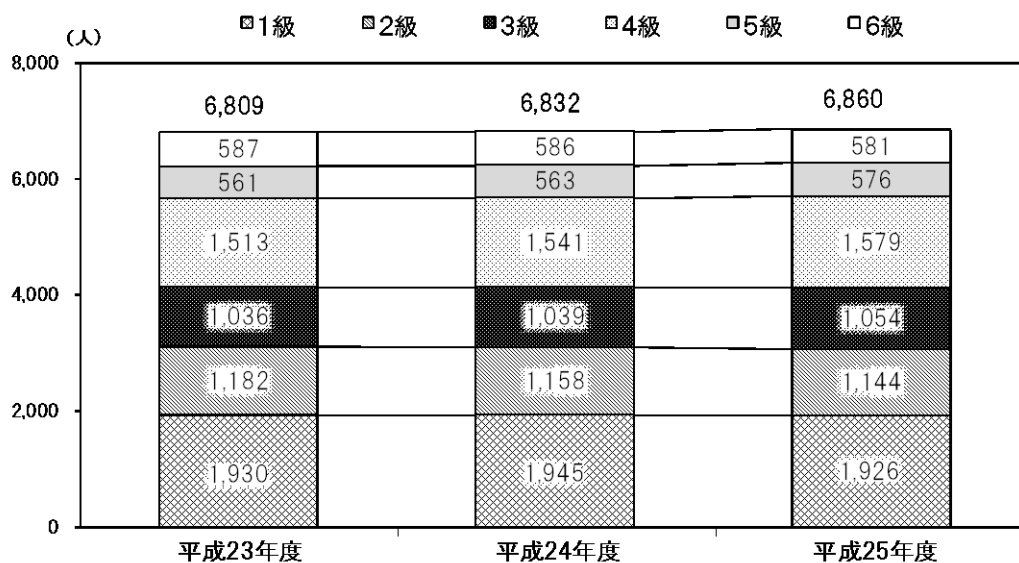
資料) 社会・障がい者福祉課

(3) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあります。等級別にみると、平成25年9月末現在で1～2級の重度者が多く3,070人みられます。

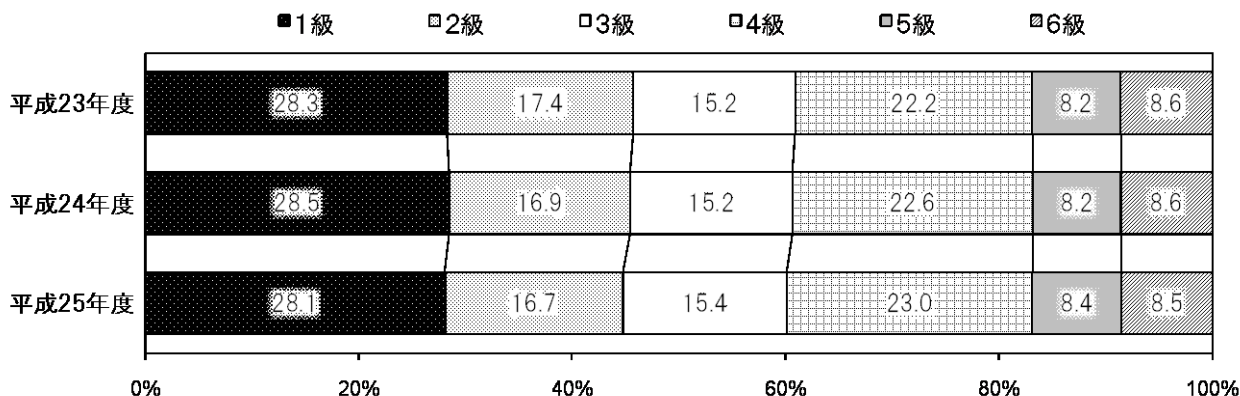
構成比でみると、いずれの年も1～2級の重度者の占める割合が高く4割を超えています。また、3～4級の中度者の割合が年々増加しています。

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



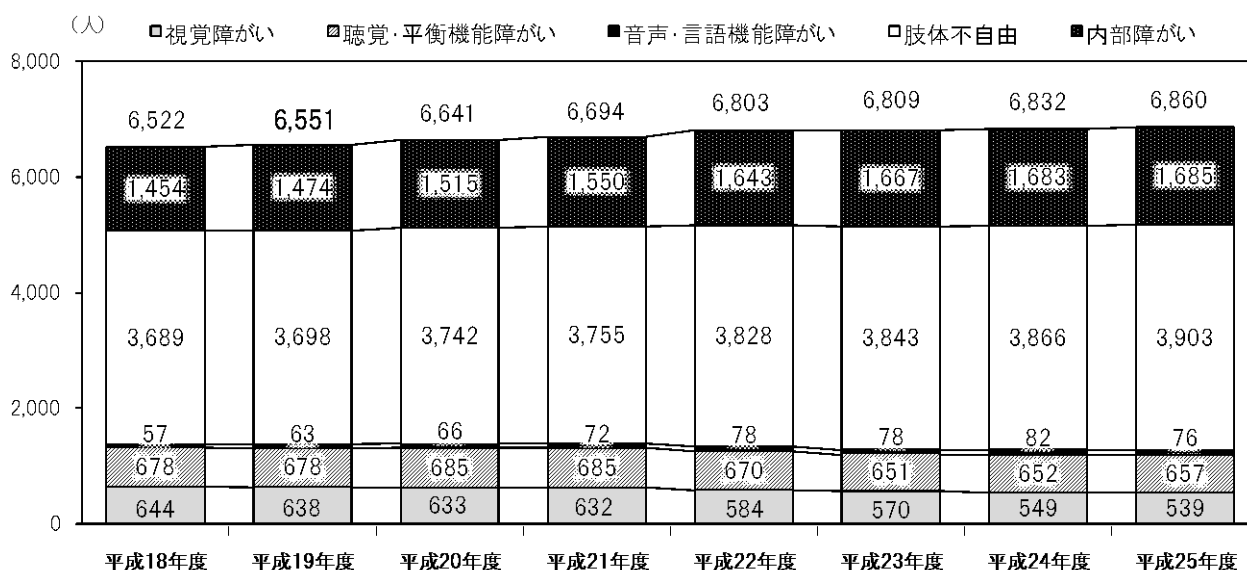
資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成 25 年 9 月末現在の身体障がい者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由\*」が 3,903 人で最も多く、次いで「内部障がい\*」(1,685 人)、「聴覚・平衡機能障がい」(657 人)「視覚障がい」(539 人)、「音声・言語機能障がい」(76 人)となっています。

障がいの種類別の推移でみると、「音声・言語機能障がい」、「肢体不自由」、「内部障がい」は増加傾向にあり、「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」は減少傾向にあります。

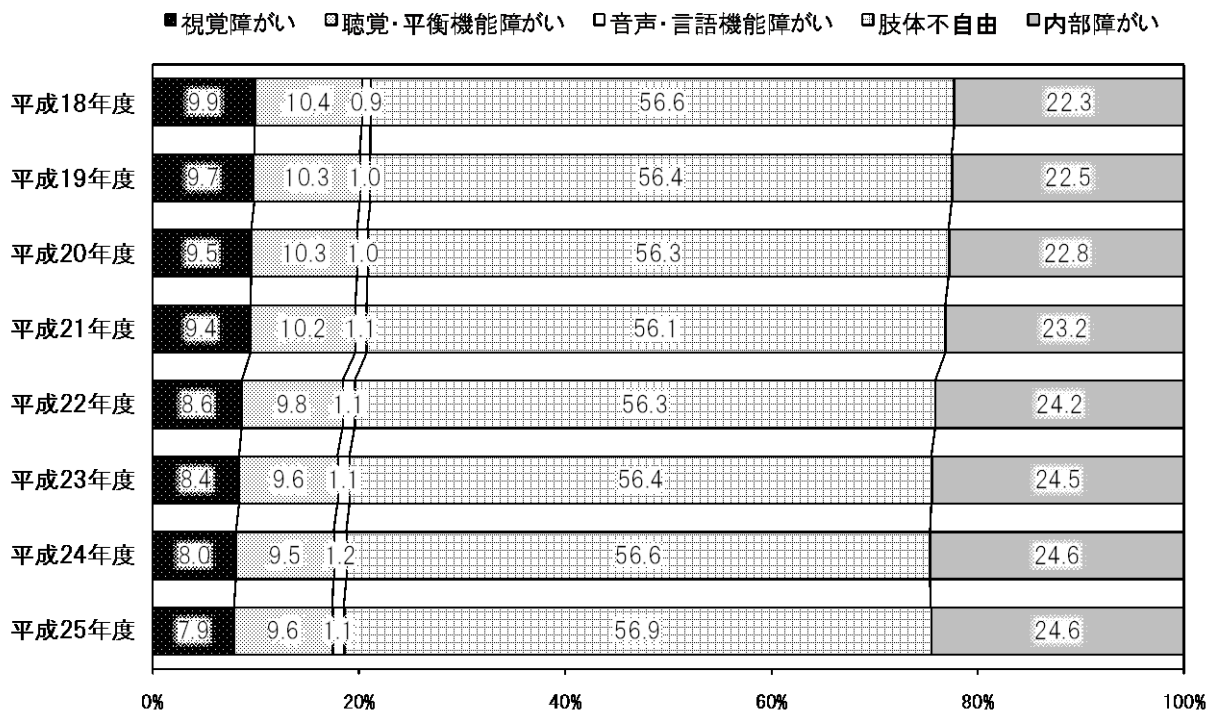
障がいの種類別構成比の推移でみると、「内部障がい」が年々増加しています。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）構成比の推移】



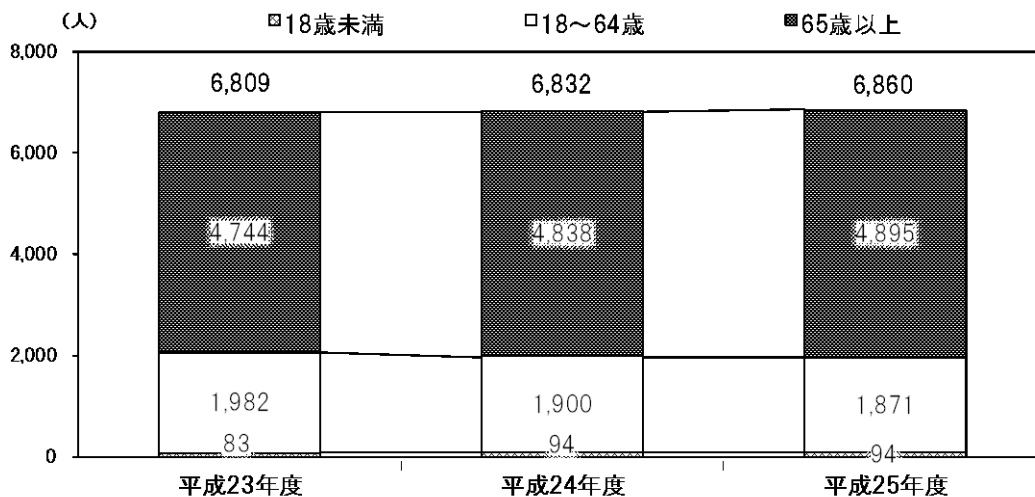
資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年度9月末現在の身体障がい者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は94人、「18～64歳」は1,871人、「65歳以上」は4,895人となっています。

年齢別の推移でみると、「18～64歳」は減少傾向がみられます。

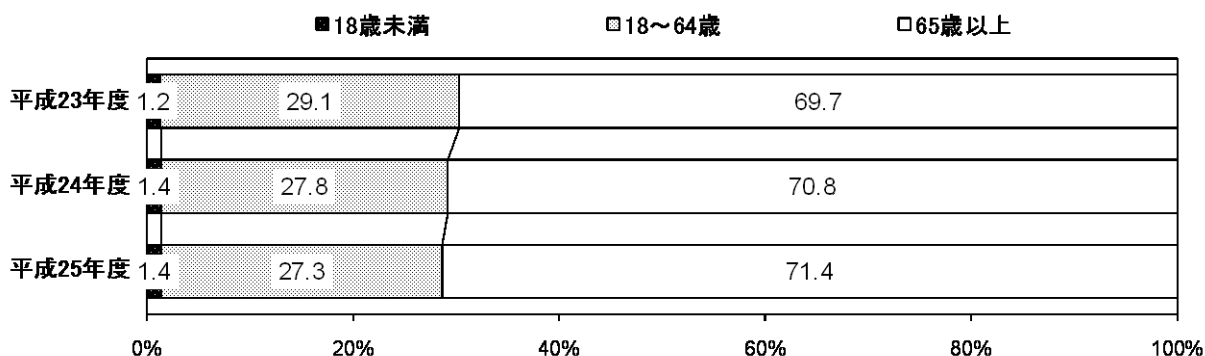
年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「65歳以上」が7割前後を占めており、増加傾向にあります。

【身体障がい者手帳所持者数（年齢別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【身体障がい者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年9月末現在の障がいの等級を障がい種類別にみると、聴覚・平衡機能障がいは6級、内部障がいは1級が目立って多くなっていますが、それ以外の障がい種類では1つの等級に偏る傾向はなく、障がいの種類によって等級の分布に違いがみられます。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別等級別）】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	150	174	36	37	79	63	539
聴覚・平衡機能障がい	49	141	85	104	3	275	657
音声・言語機能障がい	1	1	39	35	-	-	76
肢体不自由	643	822	672	1,029	494	243	3,903
内部障がい <sup>(注)</sup>	1,083	6	222	374	-	-	1,685
合計	1,926	1,144	1,054	1,579	576	581	6,860

(注) 内部障がい＝心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の各機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

資料) 社会・障がい者福祉課(平成25年度9月30日現在)

同じく、平成25年9月末現在の年齢3区分を障がい種類別にみると、音声・言語機能障がいでは「18～64歳」が、それ以外では「65歳以上」が最も多くなっています。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別年齢3区分別）】

(人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	4	127	408	539
聴覚・平衡機能障がい	14	118	525	657
音声・言語機能障がい	1	39	36	76
肢体不自由	59	1,118	2,726	3,903
内部障がい	16	469	1,200	1,685
合計	94	1,871	4,895	6,860

資料) 社会・障がい者福祉課(平成25年度9月30日現在)

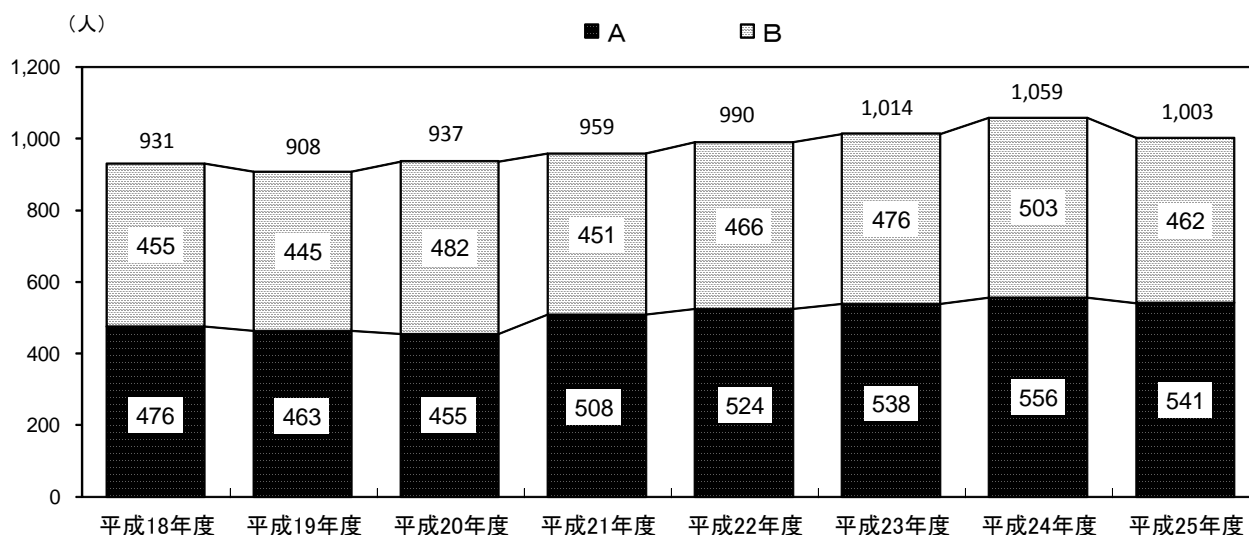


#### (4) 知的障がい者の状況

平成25年9月末現在の療育手帳所持者は1,003人（「療育手帳A」541人、「療育手帳B」462人）となっており、年々増加傾向にあります。

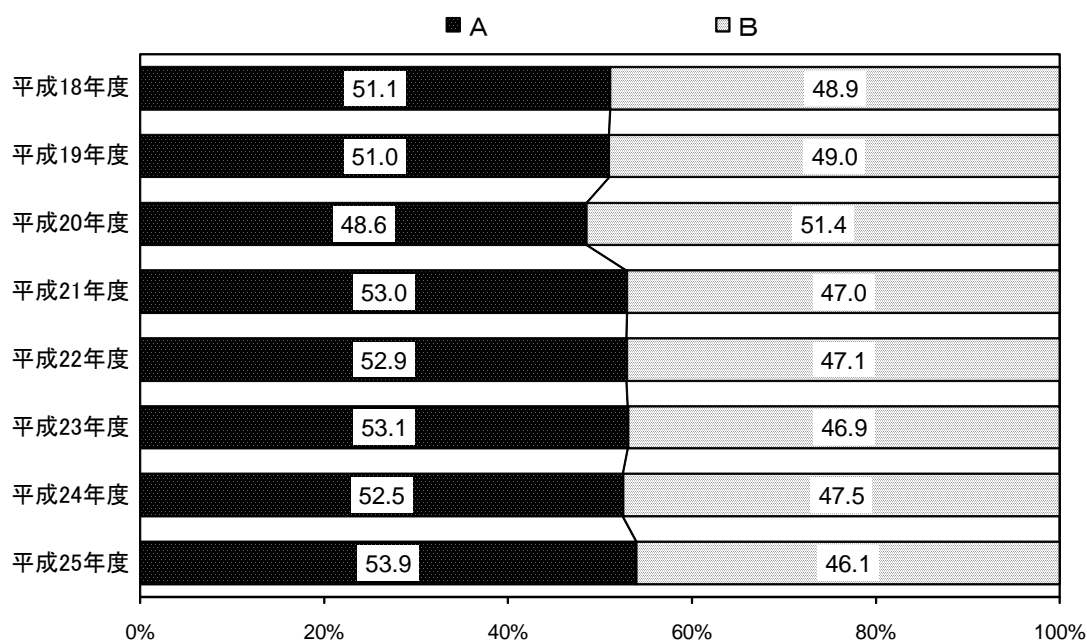
等級別構成比の推移でみると、いずれの年度も「療育手帳A」が「療育手帳B」をやや上回り、年々その傾向は高くなっています。

【療育手帳所持者（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【療育手帳所持者（等級別）構成比の推移】

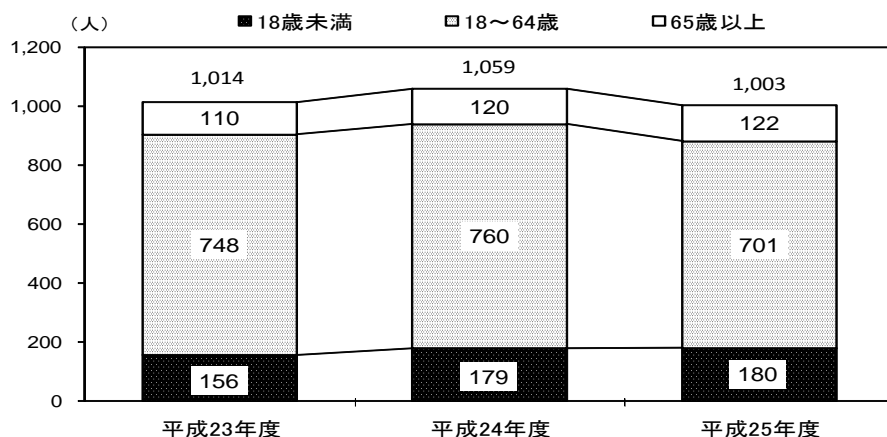


資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年9月末現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は180人、「18歳～64歳」は701人、「65歳以上」は122人となっています。

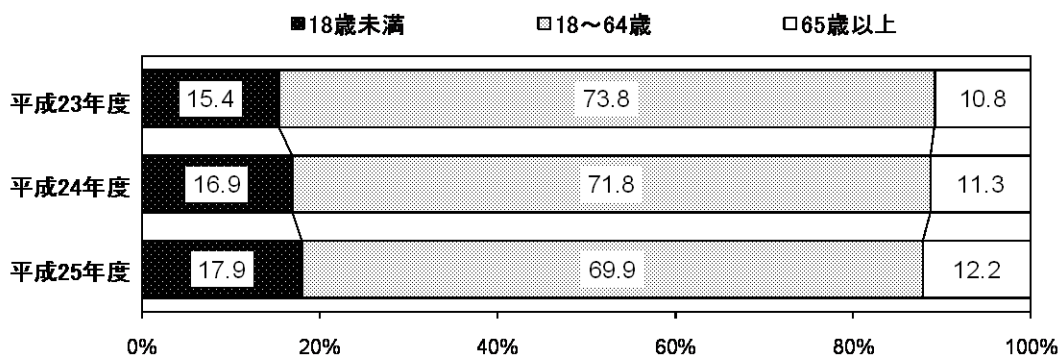
年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「18～64歳」が7割前後を占めています。また、「18歳未満」及び「65歳以上」は増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【療育手帳所持者数（年齢別）構成比の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成25年9月末現在の年齢構成を等級別にみると、療育手帳A、療育手帳Bのいずれも「18歳以上」が7割以上を占めています。

【療育手帳所持者数（等級別年齢別）】

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A	70	381	90	541
B	110	320	32	462
合計	180	701	122	1,003

資料) 社会・障がい者福祉課 (平成25年度9月30日現在)

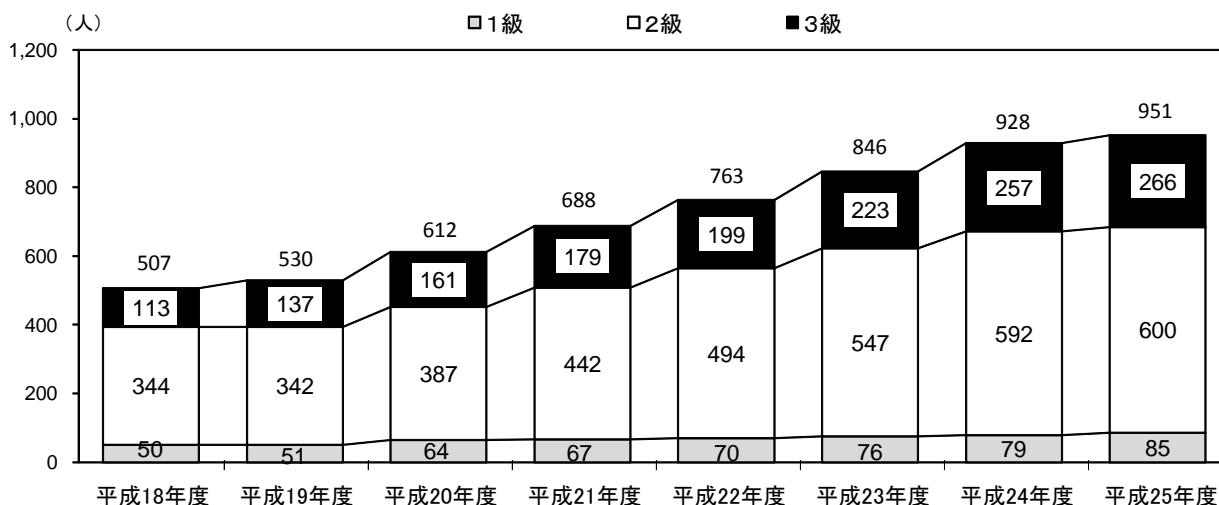
(5) 精神障がい者の状況

平成25年9月末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者は951人（「1級」85人、「2級」600人、「3級」266人）となっており、年々増加しています。

等級別の推移をみると、すべての等級において増加傾向にあります。

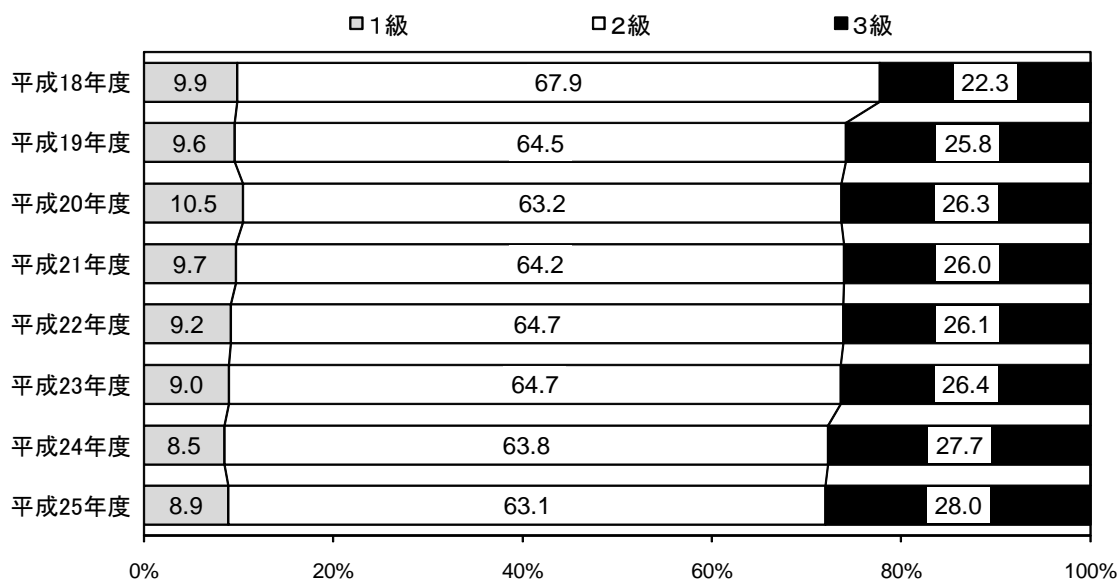
等級別構成比の推移をみると、いずれの年度も「2級」が6割台を占めています。「1級」、「2級」は減少傾向、「3級」は増加傾向にあります。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【精神障がい者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別年齢別）】

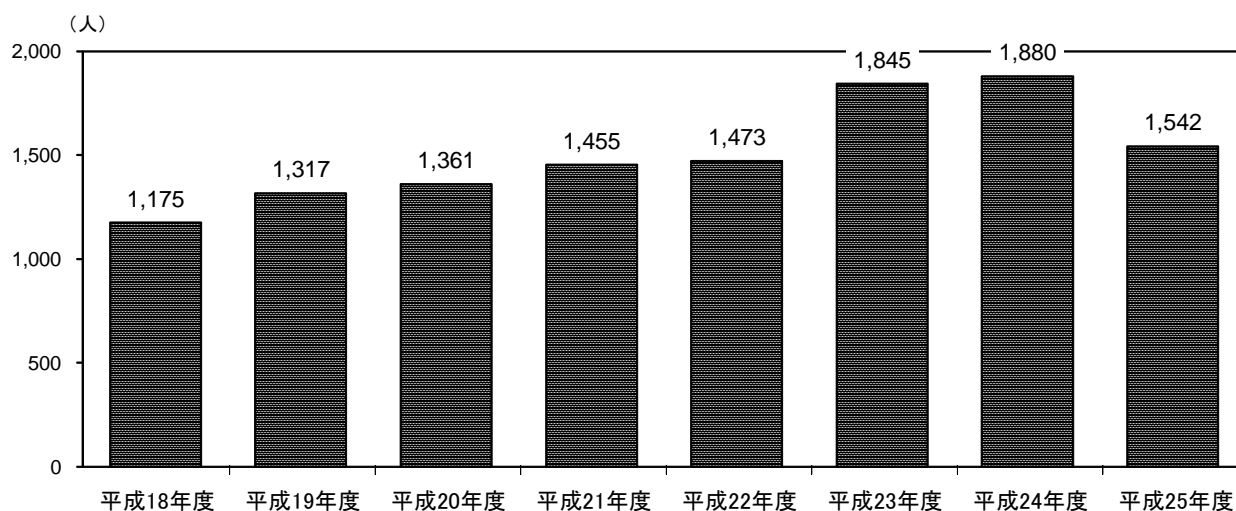
(人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	0	49	36	85
2級	4	498	98	600
3級	8	215	43	266
合計	12	762	177	951

資料) 社会・障がい者福祉課(平成25年9月30日現在)

自立支援医療（精神）の利用者数は、平成18年度の1,175人から平成24年度の1,880人と705人増加しており、増加傾向にあります。

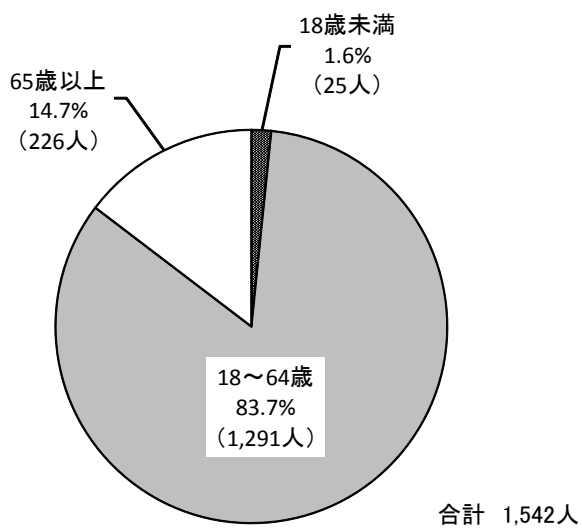
【自立支援医療（精神）利用者数の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

平成 25 年 9 月末現在の年齢構成をみると、「18～64 歳」が 8 割以上を占めています。

【年齢別自立支援医療（精神）利用者数】

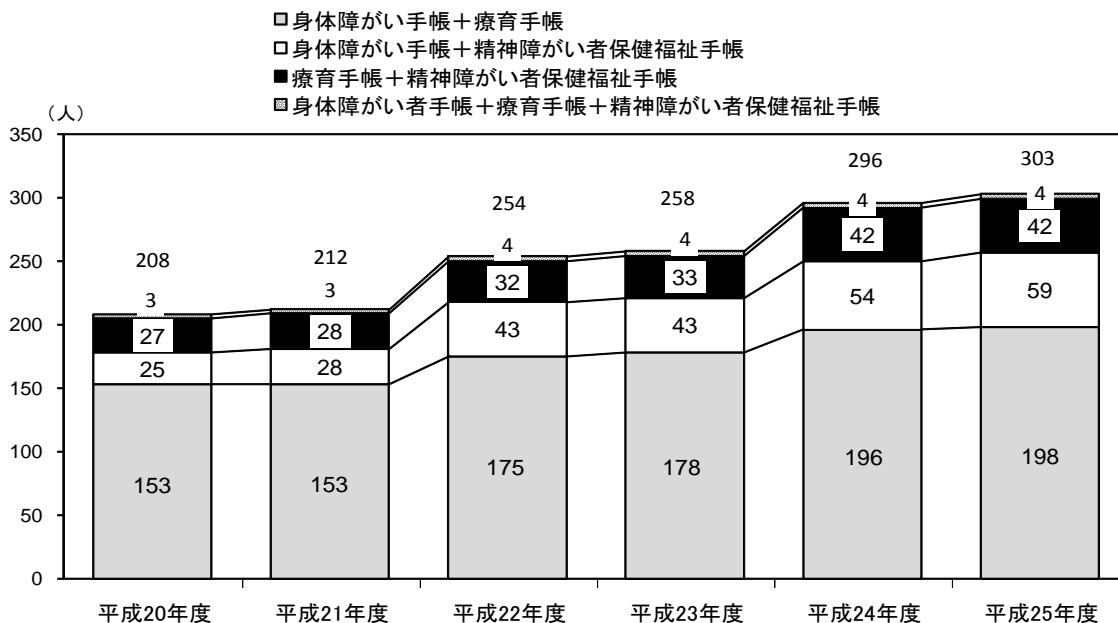


資料) 社会・障がい者福祉課(平成25年9月30日現在)

(6) 重複障がい者の状況

平成 25 年 9 月末現在、複数の障がい者手帳所持者は 303 人となっており、「身体障がい者手帳＋療育手帳」所持者が 198 名と、全体の 6 割以上を占めています。  
 複数障がい者手帳所持者の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。

【複数手帳所持者の推移】

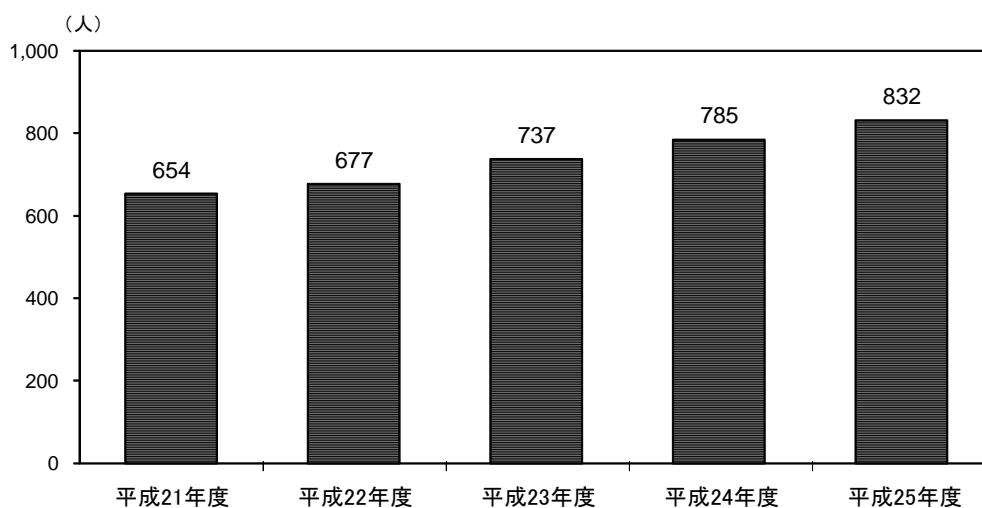


資料) 社会・障がい者福祉課 (各年度3月31日現在、平成25年度9月30日現在)

(7) 特定疾患医療受給者証所持者数の状況

平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれることになりました。難病のうち、医療費の公費助成の対象となる特定疾患の方については、平成 25 年 4 月 1 日現在では 832 人となっており、増加傾向にあります。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】



資料) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(各年度4月1日現在)

(8) 障がい児の状況

①保育の状況

障がい児保育・教育の状況をみると、平成24年度末現在、保育所に在籍している障がい児(障がい者手帳を所持している児童)は13人、加配保育士数は14人となっています。

【保育所における障がい児の在籍状況】

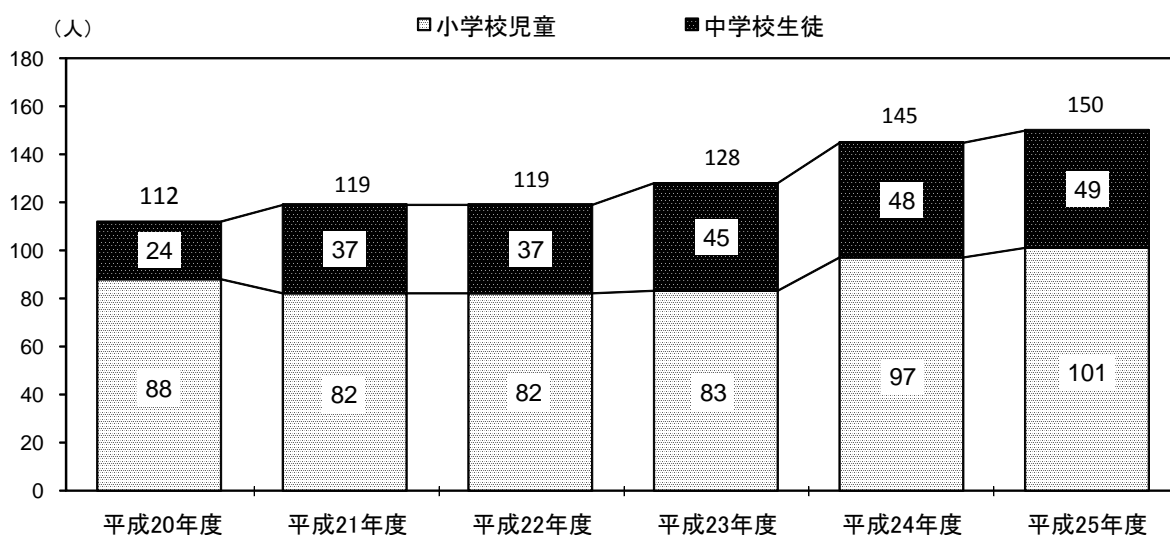
	1歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
在籍児童数(人)	895	562	561	612	545	-	3,175
在籍障がい児数(人)	-	4	5	1	3	-	13
加配保育士数(人)	-	2	5	2	5	-	14

資料)子育て支援課(平成24年度末現在)

②就学状況

平成25年5月1日現在、飯塚市の小・中学校における特別支援学級\*児童・生徒数は小学校児童101人、中学校生徒49人であり、児童・生徒の数は増加傾向にあります。また、児童・生徒全体に占める特別支援学級児童・生徒の割合をみると、いずれも増加傾向にあるものの、中学校生徒の割合の増加が目立っています。

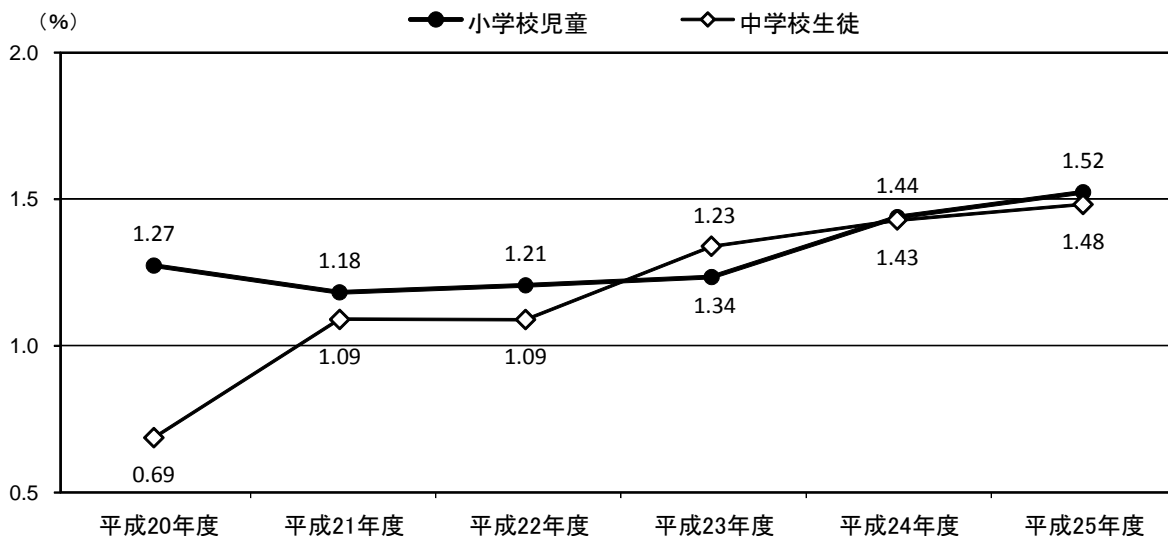
【特別支援学級在籍児童・生徒数の推移】



資料)学校教育課(各年5月1日現在)



【特別支援学級在籍児童・生徒数の割合の推移】



資料) 学校教育課 (各年5月1日現在)

平成 24 年度末現在、飯塚市内において特別支援学級の設置校数は小学校 21 校、中学校 12 校の計 33 校となっています。また、通級指導教室\*数は小学校 2 教室、中学校 1 教室です。

平成 25 年 4 月 1 日現在の放課後児童クラブ\*における障がい児の在籍状況は 63 人で、全児童の 3.8%となっています。

【特別支援学級設置状況】

	設置校数	学級数		児童・生徒数
		種類	数	
小学校	21	肢体不自由	3	3
		知的障がい	20	69
		自閉症・情緒障がい	11	35
中学校	12	肢体不自由		
		知的障がい	9	27
		自閉症*・情緒障がい	7	22
合計	33		50	156

資料) 学校教育課 (平成24年度末現在)

【通級指導教室設置状況】

	設置校数	教室数	通級指導に係る 児童・生徒数
小学校	2	2	22
中学校	1	1	5

資料) 学校教育課(平成24年度末現在)

【放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
在籍児童数(人)	482	503	401	231	33	25	1,675
在籍障がい児数(人)	12	23	5	13	3	7	63
在籍箇所数(箇所)	7	13	5	10	3	7	

資料) こども育成課(平成25年4月1日現在)

(9) 発達障がい\*の状況

平成24年度に飯塚市保健センターで実施している保育所、幼稚園等の巡回相談において、個別相談に至った児童は93人となっています。

【巡回相談の結果、個別相談に至った児童数】

(人)

個別相談後の対応	3歳未満児	3歳児 (年度中に 4歳到達)	4歳児 (年度中に 5歳到達)	5歳児 (年度中に 6歳到達)	計
療育関連施設への紹介	-	2	6	2	10
就学支援	-	-	-	17	17
継続フォロー(見守り)	2	7	16	5	30
その他のアドバイス等	1	10	12	13	36
計	3	19	34	37	93

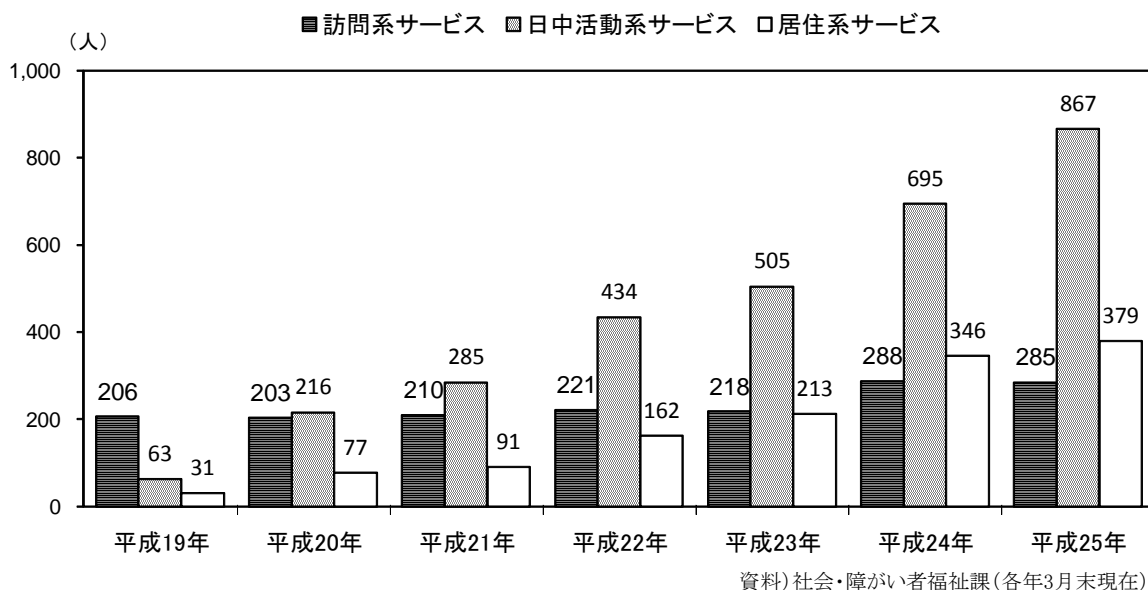
資料) 保健センター(平成24年度実施分)

(10) 障がい福祉サービス等の状況

①障がい福祉サービスの状況

障がい福祉サービスの利用者数は、平成 25 年 3 月現在、訪問系サービス：285 人、日中活動系サービス：867 人、居住系サービス：379 人となっています。いずれのサービスも増加傾向にありますが、日中活動系サービスの伸びが顕著です。

【障がい福祉サービス利用状況の推移】



【訪問系サービスの状況】

	サービスの種類	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
利用人数 (人)	居宅介護	206	213	209	252	251
	重度訪問介護	3	5	6	7	7
	同行援護	—	—	—	27	24
	行動援護	1	3	3	2	3
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0
利用時間数 (時間)	居宅介護	3729.5	3828.0	4007.0	4812.5	4562.0
	重度訪問介護	94.0	212.0	286.5	301.0	332.0
	同行援護	—	—	—	361.5	333.0
	行動援護	20.0	28.0	35.5	31.5	41.0
	重度障がい者等包括支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1人当たり利用時間数 (時間/人)	居宅介護	18.10	17.97	19.17	19.10	18.18
	重度訪問介護	31.33	42.40	47.75	43.00	47.43
	同行援護	—	—	—	13.39	13.88
	行動援護	20.00	9.33	11.83	15.75	13.67
	重度障がい者等包括支援	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

資料) 社会・障がい者福祉課

## 【日中活動系サービスの状況】

	サービスの種類	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
利用人数 (人)	生活介護	92	151	197	336	402
	自立訓練(機能訓練)	3	3	6	4	4
	自立訓練(生活訓練)	7	16	27	22	17
	就労移行支援	16	37	23	37	43
	就労継続支援A型	0	5	9	17	8
	就労継続支援B型	97	126	142	160	191
	療養介護	2	2	2	1	26
	児童デイサービス※	49	61	65	88	126
	短期入所	19	33	34	30	50
利用日数 (日)	生活介護	1659	2969	3955	6785	8054
	自立訓練(機能訓練)	43	40	61	47	29
	自立訓練(生活訓練)	115	333	528	449	350
	就労移行支援	302	394	447	625	768
	就労継続支援A型	0	114	202	328	179
	就労継続支援B型	1808	2102	2596	2943	3470
	療養介護	61	62	62	31	806
	児童デイサービス※	304	366	360	647	1216
	短期入所	134	256	221	206	236
1人当たり利用日数 (日/人)	生活介護	18.03	19.66	20.08	20.19	20.03
	自立訓練(機能訓練)	14.33	13.33	10.17	11.75	7.25
	自立訓練(生活訓練)	16.43	20.81	19.56	20.41	20.59
	就労移行支援	18.88	10.65	19.43	16.89	17.86
	就労継続支援A型	0.00	22.80	22.44	19.29	22.38
	就労継続支援B型	18.64	16.68	18.28	18.39	18.17
	療養介護	30.50	31.00	31.00	31.00	31.00
	児童デイサービス※	6.20	6.00	5.54	7.35	9.65
	短期入所	7.05	7.76	6.50	6.87	4.72

※平成24年度から「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」として児童福祉法体系下に再編

資料) 社会・障がい者福祉課

## 【居住系サービスの状況】

	サービスの種類	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
利用人数 (人)	共同生活援助(グループホーム)	41	47	52	58	67
	共同生活介護(ケアホーム)	21	39	62	68	72
	施設入所支援	29	76	99	220	240

資料) 社会・障がい者福祉課

②障がい福祉サービス等指定事業所の状況

飯塚圏域における障がい福祉サービス指定事業所数は、特に日中活動系サービスにおいて増加傾向にあります。

地域生活支援事業については、移動支援事業を実施する事業所が最も多くなっています。

【障がい福祉サービス指定事業所数の推移①】

事業の種類			平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
訪問系サービス	居宅介護	飯塚圏域	69	68	73	73	71
		飯塚市内	48	47	54	55	52
	重度訪問介護	飯塚圏域	67	62	66	66	55
		飯塚市内	46	41	47	48	37
	同行援護	飯塚圏域	-	-	-	12	18
		飯塚市内	-	-	-	10	14
	行動援護	飯塚圏域	1	1	1	1	1
		飯塚市内	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	飯塚圏域	0	0	0	0	0	
	飯塚市内	0	0	0	0	0	
日中活動系サービス	生活介護	飯塚圏域	12	12	12	22	28
		飯塚市内	8	9	9	12	16
	自立訓練(機能訓練)	飯塚圏域	1	1	1	1	1
		飯塚市内	1	1	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	飯塚圏域	4	3	5	5	4
		飯塚市内	3	2	2	2	2
	就労移行支援(一般型)	飯塚圏域	4	4	5	6	8
		飯塚市内	2	2	2	3	4
	就労移行支援(資格型)	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0
	就労継続支援(A型)	飯塚圏域	1	2	2	2	2
		飯塚市内	0	0	0	0	0
	就労継続支援(B型)	飯塚圏域	11	11	12	18	22
		飯塚市内	4	4	6	6	7
	療養介護	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0
児童デイサービス	飯塚圏域	3	3	3	4	-	
	飯塚市内	2	2	2	3	-	
短期入所	飯塚圏域	14	15	15	16	16	
	飯塚市内	9	9	9	9	9	
居住支援	共同生活援助(グループホーム)	飯塚圏域	16	20	22	25	26
		飯塚市内	9	9	8	9	11
	共同生活介護(ケアホーム)	飯塚圏域	11	11	16	18	19
		飯塚市内	4	4	5	6	8
	施設入所支援	飯塚圏域	4	4	5	14	15
		飯塚市内	3	3	4	7	8
	宿泊型自立訓練	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0

【障がい福祉サービス指定事業所数の推移②】

事業の種類			平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
旧法施設支援	旧法施設(通所)	飯塚圏域	2	2	2	2	-
		飯塚市内	1	1	1	1	-
	旧法施設(入所)	飯塚圏域	11	10	10	1	-
		飯塚市内	5	4	4	1	-
	旧法施設(入所施設の通所部)	飯塚圏域	5	4	3	1	-
		飯塚市内	2	1	1	1	-
通勤寮	飯塚圏域	0	0	0	0	-	
	飯塚市内	0	0	0	0	-	
障がい児支援	障がい児入所施設(福祉型)	飯塚圏域	1	1	1	1	1
		飯塚市内	1	1	1	1	1
	障がい児入所施設(医療型)	飯塚圏域	0	0	0	0	0
		飯塚市内	0	0	0	0	0
	児童発達支援センター(福祉型)	飯塚圏域	-	-	-	-	2
		飯塚市内	-	-	-	-	2
	児童発達支援センター(医療型)	飯塚圏域	-	-	-	-	0
		飯塚市内	-	-	-	-	0
	児童発達支援事業所	飯塚圏域	-	-	-	-	5
		飯塚市内	-	-	-	-	4
	放課後等デイサービス事業所	飯塚圏域	-	-	-	-	5
		飯塚市内	-	-	-	-	4
保育所等訪問支援事業所	飯塚圏域	-	-	-	-	1	
	飯塚市内	-	-	-	-	1	

【指定地域生活支援事業所数の推移】

事業の種類	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
相談支援事業(委託先事業者数)	4	4	4	5	5
移動支援事業	41	48	56	58	61
日中一時支援事業	30	31	32	34	36
訪問入浴サービス事業	2	2	2	2	2
生活サポート事業	1	1	1	1	1

資料)社会・障がい者福祉課

(11) 相談支援事業の状況

障がい者生活支援センターが受けている相談件数はほぼ同程度で推移しており、相談内容としては、「日常生活に関する相談」「福祉サービスに関する相談」の数が多くなっています。

【障がい者生活支援センターの相談者数及び相談件数の推移】

		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度
		H22.4～7月	H22.8～11月	H22.12～H23.3月	H23.4～7月	H23.8～11月	H23.12～H24.3月	H24.4～7月	H24.8～11月	H24.12～H25.3月	H25.4～7月
センター設置箇所数		4	4	4	5	5	5	5	5	5	5
相談者数(人)		723	931	775	1,083	1,101	927	1,022	944	975	946
相談件数(件)		954	1,161	975	1,306	1,485	1,212	1,354	1,218	1,261	1,283
相談内容(件)	1 発達に関する相談	30	23	25	65	71	68	72	46	65	62
	2 障がいに関する相談	38	26	20	29	39	27	31	44	65	43
	3 病気に関する相談	80	156	107	119	183	144	171	117	139	128
	4 日常生活に関する相談	192	274	205	280	295	280	302	298	300	279
	5 人間関係に関する相談	71	63	43	55	66	55	80	49	47	54
	6 就学に関する相談	4	7	5	14	18	16	23	19	28	20
	7 就労に関する相談	41	50	33	59	51	35	47	48	33	31
	8 福祉サービスに関する相談	366	418	381	530	558	453	460	454	446	489
	9 年金受給に関する相談	13	31	37	42	26	20	27	18	24	33
	10 経済的な問題に関する相談	45	54	49	46	76	42	53	36	41	48
	11 利用者負担に関する相談	6	1	4	4	2	2	1	2	4	4
	12 住居に関する相談	23	19	37	30	41	35	28	23	26	33
	13 成年後見制度相談	4	2	0	2	3	5	6	11	6	9
	14 その他	41	37	29	31	56	30	53	53	37	50

注)各センターで受け付けた全体の人数及び件数を合計したもの(飯塚市外の相談者を含む)

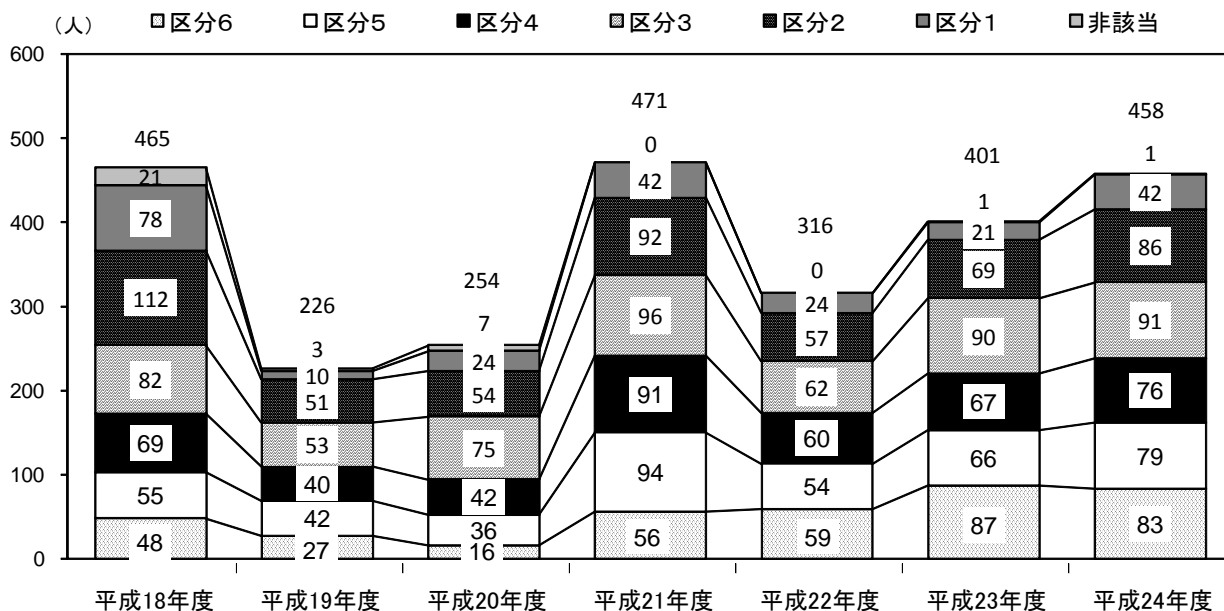
(12) 障がい程度区分\*認定者数の状況<sup>(注)</sup>

障がい程度区分の認定状況を3障がいの合計で見ると、平成18年度においては区分1から3の認定が多くみられましたが、平成22年度以降においては区分2以上がほぼ均等に認定されています。初年度（平成18年度）とその更新時期にあたる3年後の平成21年度が多くなっています。

障がい程度区分別認定者数構成比の推移をみると、平成24年度末現在、区分2～6においては、ほぼ同じ割合となっています。

(注)障害者総合支援法の施行により、「障がい程度区分」の用語は平成26年4月から「障がい支援区分\*」に改められています。

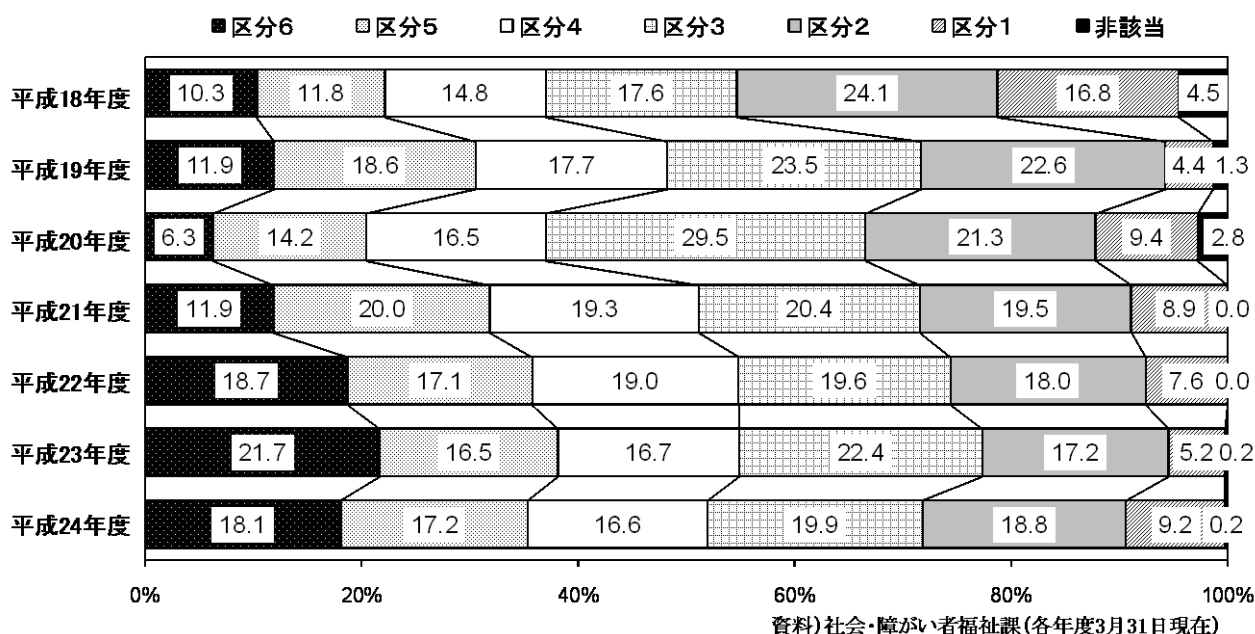
【障がい程度区分認定者数の推移】



資料) 社会・障がい者福祉課(各年度3月31日現在)



【障がい程度区分認定者数構成比の推移】



障がい別に見ると、身体障がい者には特に偏りは見られませんが、知的障がい者では区分3以上が、精神障がい者では区分3以下が多くなっています。

【障がい程度区分認定者数（障がい別）の推移】

	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神	障がい	身体	知的	精神
区分6	16	7	9	0	56	32	23	1	59	21	37	1	87	42	43	2	83	44	38	1
区分5	36	11	24	1	94	35	52	7	54	12	35	7	66	22	42	2	79	28	48	3
区分4	42	13	28	1	91	35	44	12	60	15	32	13	67	15	40	12	76	24	40	12
区分3	75	24	35	16	96	29	39	28	62	22	18	22	90	21	32	37	91	29	29	33
区分2	54	16	16	22	92	36	24	32	57	21	10	26	69	25	18	26	86	30	18	38
区分1	24	8	3	13	42	19	9	14	24	9	4	11	21	6	2	13	42	17	6	19
非該当	7	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
計	254	85	115	54	471	186	191	94	316	100	136	80	401	132	177	92	458	173	179	106

資料) 社会・障がい者福祉課(各年3月31日現在)

### 1. 基本理念

平成24年度から25年度までの2年間を計画期間とする第2期飯塚市障がい者(福祉)計画は、平成25年度からの障害者総合支援法等の新たな障がい者福祉制度に基づいた計画の策定に取り組むまでの経過的な性質のものとして、原則的に平成23年度までの第1期計画の枠組みを継承しながらも、その時点での法改正等の動向を反映させ、飯塚市における障がい者一人ひとりの人権が尊重された障がい者施策の基本的方向性を定める計画として策定されました。このため、第2期計画においては平成23年8月に改正された現行の障害者基本法に規定された法の理念にのっとり、「障がい者の人権尊重と正しい理解の促進」「障がい者の自立と社会参加の促進」「誰もが暮らしやすいまちづくりの推進」という3つの基本目標を掲げ、関係施策を推進してきたところです。

第2期計画の実施からこれまでの間に、障がい者施策を考える上で特徴的な考え方が示されています。それは、「日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄(=社会的障壁)によって困っている障がい者が存在し、それを除去する負担が大きすぎない時は、障がい者が社会参加を実現し、能力を発揮できる環境を整備するための配慮(=合理的配慮)をしなければならない」という考え方です。

よって、本市の第3期計画においては、基本的には第2期計画の方向性を継承しながら、改正障害者基本法及び第3次障害者基本計画に示された考え方である「社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮」を行う視点に立って、本市の障がい者施策のあり方を定めることとします。

さらに、平成25年8月に実施した障がい者等実態調査(アンケート調査及びヒアリング調査)では、障がい者に関する正しい理解を市民一人ひとりに浸透させるため、啓発等に係る一層の取組みが必要であるという声が多く寄せられました。

以上のようなことから、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会\*づくりを目指して、計画の基本理念を「**障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり**」とします。

この「共生」をキーワードとした基本理念のもとに、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会づくりを目指します。

<基本理念>

**障がいのある人もない人も  
ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり**

2. 基本目標

計画の基本理念に掲げた「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標に基づき、様々な施策を展開していきます。

(1) 「障がい者に関する正しい理解の促進」

あらゆる機会を通じて障がい者理解のための広報啓発や教育を行い、市民一人ひとりが、地域でともに暮らす仲間として障がい者を正しく理解し、接することができるよう、「心のバリアフリー」を進めます。

(2) 「障がい者の権利の擁護」

障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現をめざそうとする活動を制限したり、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利を守るためのあらゆる方策を推進します。

(3) 「障がい者の自立と社会参加の促進」

企業や学校、地域社会等の様々な関係機関・団体と協働しながら、すべての障がい者が自らの選択によって、就労や余暇活動等のあらゆる社会活動に積極的に参加できるよう、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及びニーズに応じた支援の充実に取り組みます。

(4) 「生活環境におけるバリアフリー化の推進」

「障がい者にとって住みよいまち、すべての人にとって住みよいまちである」という認識にたち、公共交通機関や民間施設とも連携して、バリアフリーやユニバーサルデザイン\*の視点に基づいた市民誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。また、障がい者がその意思に基づき、円滑に必要な情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができる環境づくりに努めます。

### 3. 施策推進のための「横断的視点」

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために取り組む施策の各分野には、共通する取り組みの視点があります。これを「横断的視点」として整理し、この視点からのアプローチと合わせて各分野関係施策を推進します。

#### (1) 障がい者を支えるひとづくり

障がいの有無にかかわらず「ひと」は、地域での日常生活、教育、就労、余暇活動など、さまざまな場面で多くの「ひと」と関わりを持って暮らしています。しかしながら、障がいのある人が障がいのない人と同じようにあらゆる分野の活動に参加するためには、「社会的障壁」を取り除く配慮について市民の協力を得ていく必要があります。そのため、障がいについての理解を深め、行動を起こすことのできる「ひと」を育てていくことが、障がい者の地域での自立と社会参加を促進することにつながります。

身近な地域においては、普段の生活の中で関わりを持ちながら必要な支援につなげていく人材の確保・育成が必要です。

また、多様化する障がい者のニーズに適切に対応するため、サービス事業者をはじめとした関係機関等における専門職の資質向上を図ることが求められます。なかでも、すべての市職員がそれぞれの部署で障がい者に対して適切に行政サービスを提供できるよう、研修等を充実させることが必要です。

障がい者が地域で生活するためには、行政やサービス事業所等の専門職による支援だけでなく、ボランティアによる日常的できめ細かな支援がたいへん重要な役割を果たしています。従って、市民に対してボランティア活動に関する知識の普及に努め、ボランティア活動に従事する人材を増やすとともに、関係機関と連携して各種ボランティア団体の活動を支援していくことが必要です。

上記のようなさまざまな場面におけるひとづくりを通して、市民一人ひとりが障がい者に関する理解を深め、共生社会を構成する一員として互いに尊重される地域をつくるのが大切です。

①地域で活動する人材の育成と連携

- 民生委員・児童委員\*、福祉委員\*等による見守りをはじめとする地域の支援活動を促進します。
- 障がい者が身近な地域で生活面のさまざまなことを相談できる障がい者相談員の確保と育成に努めます。

②専門職の質の向上

- 障がい者の支援に携わる関係者（相談支援事業所職員、サービス事業所職員等）が自発的に行う研修会等の各種活動を支援することによって、地域における専門職員の養成と資質向上を図ります。
- 市職員を対象とした各種研修の実施や障がい者対応マニュアルの活用を通じて、障がいに関する理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの職員が障がい者と同じ目線で適切な行政サービスを提供できるよう、接遇能力の向上を図ります。
- 特別支援学級設置校等の教員に対する研修の実施等を通じて、障がいのある児童・生徒に対する指導力の向上を図ります。

③ボランティア活動の促進

- 飯塚市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の周知をはじめ、ボランティア活動に関する知識の普及に努めます。
- 手話の会、音訳・点訳ボランティアなど、各種ボランティア団体の活動を支援します。

## (2) つながるしくみづくり

障がい者の生活のしづらさは、それを解決するサービス等につながって初めて解消でき、障がい者が自らの能力を最大限に発揮できるようになります。

障がい者が生活の質を高めるためのサービスに「つながる」ためには、本人に最もふさわしいサービスをトータルに提供できるコーディネート機能の質の向上が求められます。

さらに、障がい者に対する支援が効果的・効率的に実施されるためには、行政機関、相談支援事業者、サービス事業者などによるフォーマルな支援だけでなく、ボランティア等によるインフォーマルな支援も含めた、支援に携わるあらゆる関係者が円滑に連携し合える環境づくりが必要です。

そして、これらの「つながるしくみ」の基本は、当事者である障がい者が参画することです。

### ①当事者の参画

○各施策分野における具体的取組みの実施に際しては、そのプロセスにおいて障がい当事者や家族等の意見を尊重します。

○当事者団体等との意見交換の機会を持ち、障がい者自身の意見を尊重しながら障がい者施策を推進します。

### ②障がい者とサービス等をつなぐしくみづくり

○地域で生活する障がい者が直面する生活上の困難を総合的な視点から解消できるよう、障がい者生活支援センターを核として、各種相談支援活動の充実を図ります。

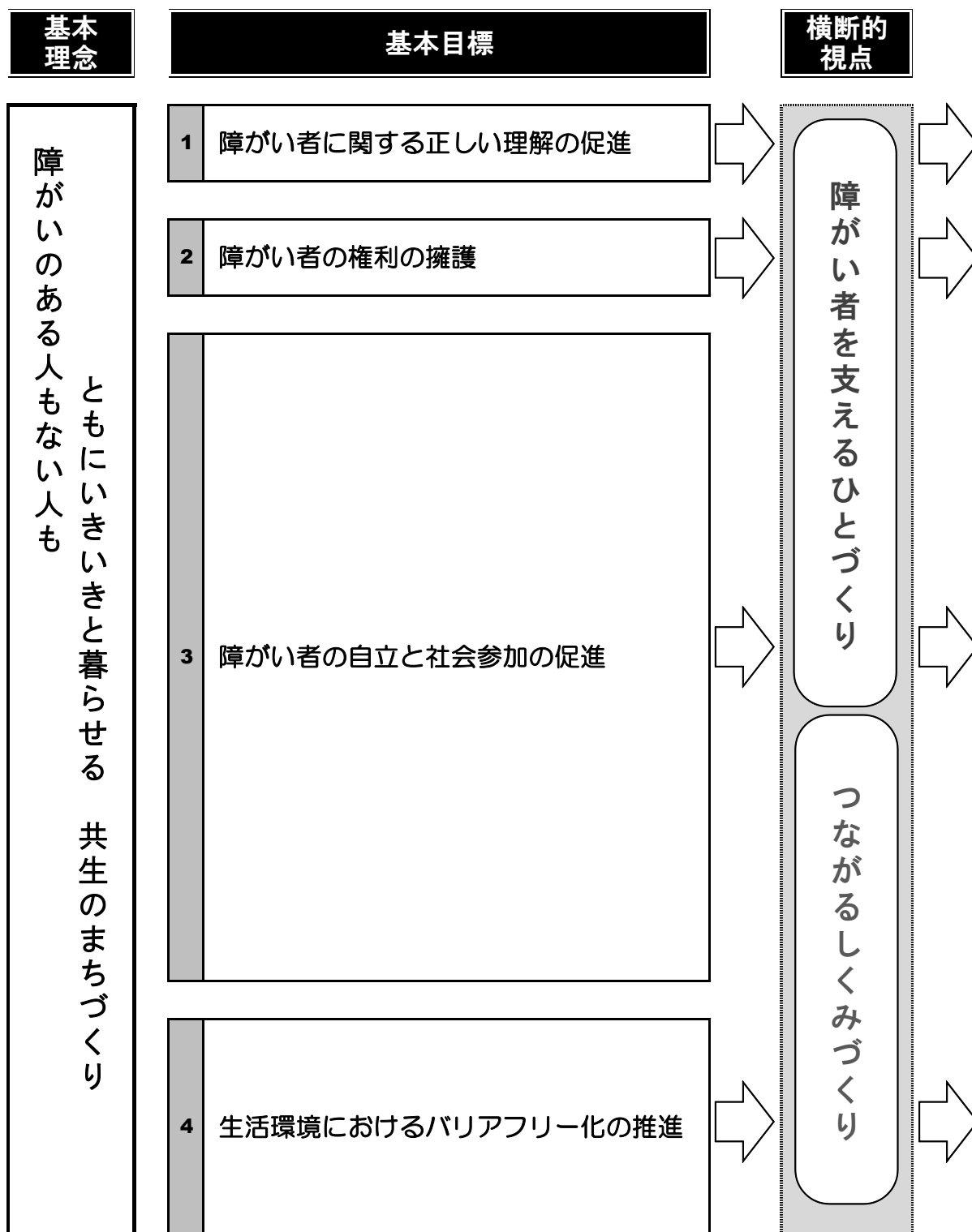
○困難な問題を抱えた障がい者について、支援に関わるスタッフ全員が課題共有できるような場の確保に努め、障がい者が必要なサービスや関係機関とのつながりを切れ目なく確保できるよう努めます。

### ③当事者及び関係者のネットワークづくり

○障がい当事者、支援者、関係機関等が共通の認識のもとで地域の課題について協議し、改善に向けた取り組みにつなげていくために、嘉麻市・桂川町との2市1町共同で設置されている「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の再編を図り、その設置目的が達成されるようなネットワーク活動の展開を目指します。

○障がい者に係る地域の課題に応じて、必要な関係者が柔軟に集まり、協議し合う活動を推進します。

4. 施策の体系



施策分野	施策の方針
1. 心のバリアフリーの推進 【啓発・広報】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 啓発・広報活動の充実</li> <li>2 ノーマライゼーションに関する理解の促進</li> </ul>
2. 差別の解消と権利擁護の推進 【権利擁護】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障がいを理由とする差別の解消の推進</li> <li>2 権利擁護の推進</li> </ul>
3. 健やかに暮らすための保健・医療の充実 【保健・医療】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障がいの原因となる疾病等の予防</li> <li>2 精神保健対策</li> <li>3 難病に関する施策の充実</li> <li>4 保健・医療サービスの充実</li> </ul>
4. 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進 【療育・保育・教育】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 早期発見・早期療育の充実</li> <li>2 学校教育の充実</li> <li>3 生涯学習の充実</li> </ul>
5. 障がいの特性に配慮した生活支援の充実 【生活支援】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 相談支援の充実</li> <li>2 在宅福祉サービスの充実</li> <li>3 住まいの確保</li> <li>4 生活安定のための支援</li> </ul>
6. 経済的自立のための就労支援の充実 【就労】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 雇用の場の確保と拡大</li> <li>2 就労支援体制の充実</li> <li>3 福祉的就労の場の確保</li> </ul>
7. 多様な社会参加の促進 【社会参加】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動への参加促進</li> <li>2 スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進</li> <li>3 当事者・団体の自発的活動に対する支援</li> </ul>
8. 安全・安心なまちづくりの推進 【生活環境】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路・生活空間の整備</li> <li>2 交通バリアフリーの推進</li> <li>3 防災・防犯体制の整備</li> </ul>
9. 情報の取得・利用の円滑化及び意思疎通支援の充実 【情報アクセシビリティ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報バリアフリーの推進</li> <li>2 行政機関におけるバリアフリー化の配慮</li> </ul>





各論

## <各論の構成と見方>

- ◎「施策の体系」に基づき、「施策分野」別に各章を構成しています。
- ◎各施策分野における「施策の方針」ごとに【現状と課題】と【施策の基本的方向性】を記載しています。
- ◎【現状と課題】を補足する資料として、本計画策定に先立って実施した障がい者等実態調査結果の中から、アンケート調査結果のグラフや、アンケート調査やヒアリング調査で寄せられた意見（当事者の声）を掲載しています。
- ◎【施策の基本的方向性】では、本計画の基本目標を実現するための今後の施策の基本的方向性を示しています。
- ◎施策の基本的方向性を具現化する関係事業等のうち主なものを【具体的取り組み】として表にまとめています。この表に掲載された事業等のうち、表中の「管理」欄に「○」を付けたものは、これらの事業等の実績や進捗を把握することによって、本計画の推進状況を点検・管理していく事業として考えているものです。

## 1. 啓発・広報活動の充実

### 現状と課題

障がい者が、住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように、人格と個性を尊重し合いながらいきいきと生活するためには、周囲の人が障がいのことを正しく理解し、障がい者の人権を尊重することが大切です。

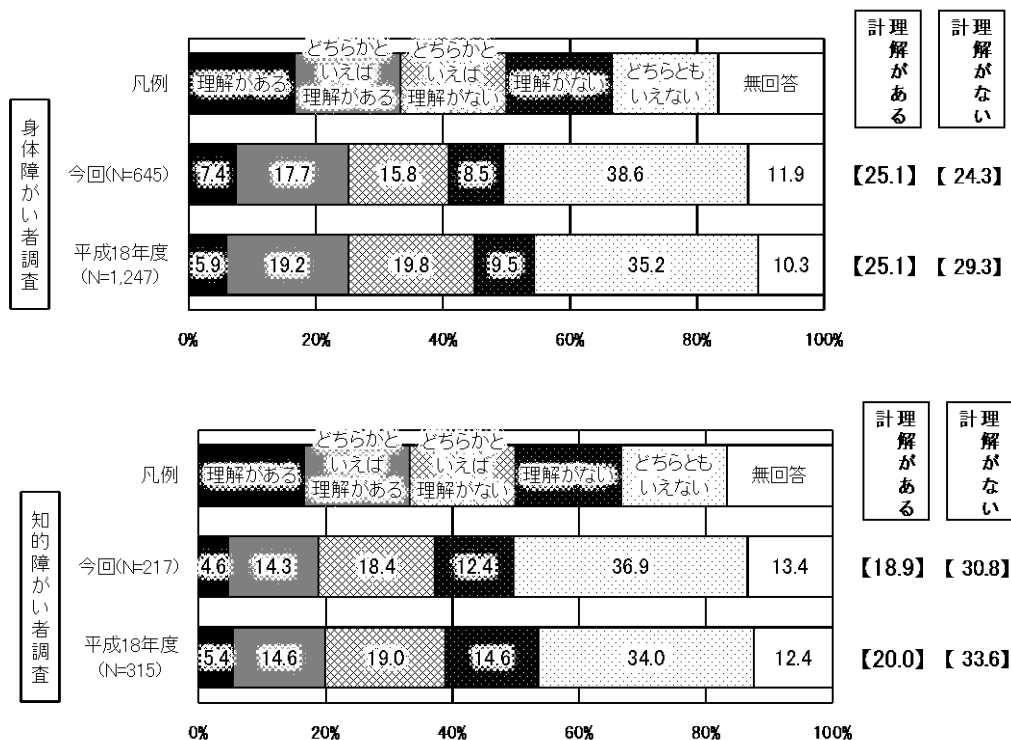
本市では、「飯塚市人権擁護に関する条例（平成18年3月）」、「飯塚市人権教育・啓発実施計画（平成23年3月）」等により、すべての市民の人権が尊重された地域社会の実現に努めています。

障がい者に対する市民の理解に関するアンケート調査結果を平成18年度と比較すると、身体障がい者は「理解がある」と回答した人の割合が「理解がない」と回答した人の割合を上回りましたが、他の障がいでは依然として「理解がある」より「理解がない」の割合が高くなっています。

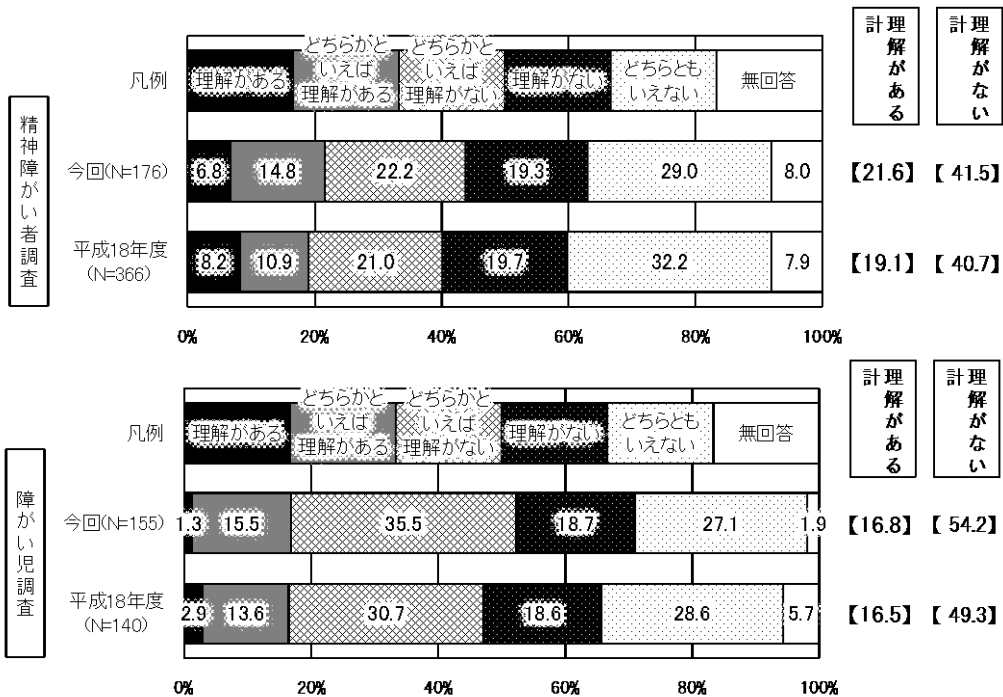
障がい者団体からのヒアリングにおいても、市民の理解が得られることで障がい者が地域で生活していくことが可能になるという意見が数多く出されています。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

【障がい者に対する市民の理解度】



【障がい者に対する市民の理解度】



○当事者の声

- ・地域の中で生活していくためには、障がい者理解が進んでいないため、人の目がこわい。もし、受け入れてくれる会社があっても、通勤手段やいじめ等が不安。
- ・職場で受け入れられるか不安を感じている人も多い。特に女性は自分の障がいのことを秘密にする傾向にある。
- ・「ストーマ」、「オストメイト」という用語等を知らない場合があるため、取組みの周知が必要。
- ・無理解や偏見を恐れて、ギャンブル依存症であることを職場の人に隠さざるを得ない場合がある。

施策の基本的方向性

- 障がい者の人権や障がいの特性等について、広報紙などの各種媒体やイベント等の機会を活用して、より一層の啓発広報活動を展開し、「心のバリアフリー」を推進します。
- とりわけ、いまだに十分な理解が得られていないと考えられる精神障がい、発達障がい、難病による障がいについて、関係機関と連携しながら、その特性や必要な配慮等に関する知識の普及に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 啓発・広報活動の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者週間*を活用した啓発事業	「広報いいつか」において「障がい者週間」に関連する特集記事を掲載するとともに、市庁舎等に懸垂幕を設置し、市民への周知と意識づくりに努めます。	拡充	社会・障がい者福祉課	○
市民を対象とした各種啓発事業	障がい者団体等と連携しながら、障がい福祉に関する様々な問題についての講演会等を企画し、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。	新規	社会・障がい者福祉課	○
出前講座	関係機関等からの要望に応じて、障がい者問題や障がい者福祉施策等について情報提供する出前講座を実施します。	継続	社会・障がい者福祉課	
人権啓発冊子の発行	「人権いいつか」(年1回)・「人権いいつかぬくもり」(年6回)、等の啓発冊子を全戸配布し、障がい者の人権問題啓発の内容充実に努めます。	継続	人権同和政策課	
人権・同和问题啓発コーナーの設置	コミュニティーセンター内に「人権・同和问题啓発コーナー」を常設し、同和问题や障がい者問題等の様々な人権問題について啓発します。	継続	人権同和政策課	
人権問題講演会・研修会の開催	地区公民館など市民の身近な場所で、同和问题や障がい者問題をテーマとした講演会・研修会を開催します。	継続	人権同和政策課	

### (2) 精神障がい者、発達障がい者等に対する理解促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい特性等に関する知識の普及啓発	広報紙や各種説明会等の機会を通じて、精神障がいや発達障がいの特性等に関する正しい知識を普及させることにより、市民の理解促進を図ります。	新規	社会・障がい者福祉課	○
関係機関との連携	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」等と連携して、精神障がいや発達障がいに対する正しい知識の普及啓発に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

## 2. ノーマライゼーション\*に関する理解の促進

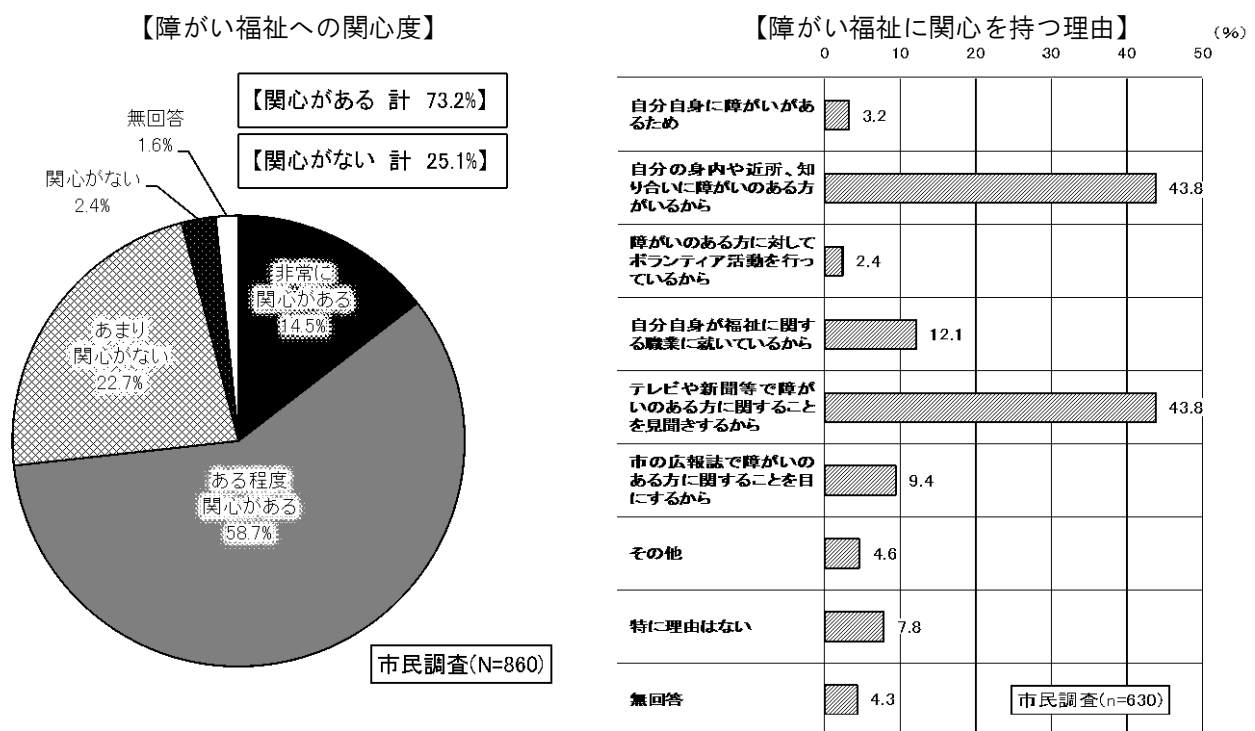
### 現状と課題

障がい者に対する市民の理解を促進するためには、障がい者問題を全ての市民の人権問題ととらえ、学校教育にとどまらず、広く家庭や地域で理解を深めていく取組が必要です。

障がいのない市民を対象としたアンケート調査結果によると、「障がい者福祉に関心がある」と回答した人の割合は 73.2%であり、その理由としては「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある方がいるから」「テレビや新聞等で障がいのある方に関することを見るから」が非常に多くなっています。

市民が障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、様々な機会を通じて障がい者と知り合い、交流やふれあいを持つことによってお互いを理解し合うことが最も効果的と考えられます。

本市では、このような交流を通じた相互理解を促進するため「みんなの健康・福祉のつどい」等を開催し、交流機会の充実に努めていますが、今後ともこのような交流の場を確保していくことが重要です。



### ○当事者の声

- ・こどもから大人まで障がいのある方に関心や理解がもてるような交流やイベント等をして「障がいのある人」ではなくて一人の地域の仲間として接していけたら安心して生活することができるかなと思います。
- ・障がい者のことを多くの人知らないことで怖い、よくわからないから関わらないでおこうという気持ちが生まれているように思います。外見でわかりやすい身体障がい者だけでなく、内部障がい、精神障がいなどについて、小学生のうちに教えてほしいです。特に精神障害や脳性まひなどの方に対して話すとき、介護者でなく本人に話しかけることが当たり前になるよう、子供のうちから障がい者の生き方は本人が決めるということを教えてほしいと思います。
- ・隣人をはじめ地域住民の理解と受容が必要。

### 施策の基本的方向性

- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」や、障がいのある人でも障がいのない人と同様に普通の生活ができるようにする「ノーマライゼーション」の理念についての啓発を推進します。
- 障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるため、学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大を図ります。



## 具体的取り組み

### (1) 学校等における福祉教育の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「総合的な学習の時間*」の活用	小・中学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉に関する教育を実施します。	継続	学校教育課	○
学習ボランティア派遣	学校や児童センター等からの要請に基づいて、障がい者とのつながり学習や障がい者問題、障がい者に関する学習活動等に対して、生涯学習ボランティアネットワーク事業に登録の指導者の中から学習ボランティアを派遣し、手話講習や障がい者問題・障がい者についての認識や理解を深める取り組みを行います。	継続	中央公民館	
「飯塚国際車いすテニス大会」観戦	小学生が「飯塚国際車いすテニス大会」を観戦し、選手やボランティアと交流する機会を提供し、交流を通じた障がい者への理解の促進を図ります。	継続	学校教育課	

### (2) 地域におけるふれあいの促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
みんなの健康・福祉のつどい	障がい者を含む市民の交流の場、障がい者問題等に関する啓発広報や健康づくりに関する情報提供の場として、飯塚市社会福祉協議会や関係団体等と連携して「みんなの健康・福祉のつどい」を開催します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて、障がいのある人とない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	拡充	社会・障がい者福祉課	○

## 1. 障がい者を理由とする差別の解消の推進

### 現状と課題

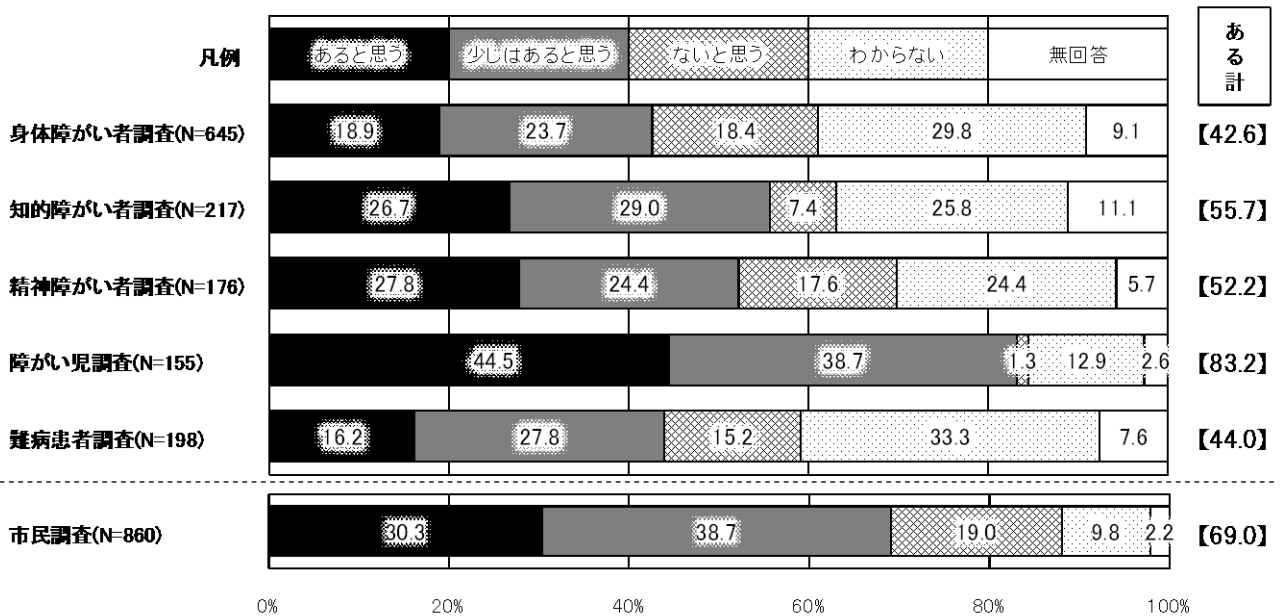
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月1日から施行されることになっています。

障がい者の社会参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事柄や制度等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する必要があります。

特に、障がい者を理由とする差別は、障がい者の自立や社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組みが行われる必要があります。

障がい者に対するアンケート調査結果によると、障がい者への差別・偏見があると感じている人は、障がいの種別にかかわらず4割以上を占め、中でも障がい児では83.2%に達しています。一方、障がいのない市民に対するアンケート調査によると、差別や偏見があると感じている人は69%と高い割合に上っています。

【障がい者への差別・偏見の有無】



## 施策の基本的方向性

- 障害者差別解消法の趣旨や目的に関する広報啓発を行い、教育や就労等の場における障がい者を理由とした差別の解消を図ります。
- 市の各種事務事業の実施にあたり、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行います。

### 具体的取り組み

#### (1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
差別解消のための広報啓発	広報紙やホームページなど各種媒体を活用して、障害者差別解消法の趣旨に沿った広報啓発を行います。	新規	社会・障がい者福祉課	○
市職員に対する障がい者対応マニュアルの活用	市職員の間で障がいに関する理解を促進するとともに、対応マニュアルを活用して窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	

## 2. 権利擁護の推進

### 現状と課題

障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に伴い、本市では圏域内5か所の障がい者生活支援センターに障がい者虐待防止センター\*を併設しています。

障がい者虐待に係る通報等の件数は、平成24年度下半期では6件、平成25年度上半期では9件と増加しています。

虐待は障がい者に対する差別であるとともに、障がい者の権利を侵害するものです。障がい者があらゆる差別や偏見を受けることなくお互いの人権を尊重し合える地域社会づくりを進めていく必要があります。

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

飯塚市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターの利用者数は年々増加しており、平成25年7月末現在で障がい者の権利擁護事業\*利用者数は72人、法人後見事業\*利用者数は5人となっています。

#### ○当事者の声

- ・権利を侵害されていても、自身がそのような状態にあることに気づかない、表現できない人もいます。どのようなことが権利侵害であり不利益であるのか、本人も周囲の人も知ることができるような啓発活動が必要だと思う。

### 施策の基本的方向性

- 障がい者に対する権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るための相談・支援体制を構築し、その利用促進を図ります。
- 障がい者虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待を受けた障がい者及び障がい者の養護者に対する支援に取り組みます。
- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度\*や権利擁護事業の周知を図り、利用促進に向けた取組みを進めます。

## 具体的取り組み

### (1) 権利擁護の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者虐待防止センターの運営	障がい者生活支援センターに併設された障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止に関する相談・支援を行うとともに、虐待を受けた障がい者やその養護者への支援、虐待防止のための広報啓発を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
権利擁護・成年後見制度の周知	飯塚市社会福祉協議会が実施している権利擁護センター事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理の支援等を行う。）や成年後見制度（判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者等を保護・援助する制度。後見人等が本人に代わって財産の管理等を行う。）について、広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種説明会等の機会を活用して情報提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の基盤強化	今後利用の拡大が見込まれる認知症高齢者や知的・精神障がい者等の権利擁護を推進するため、従来の専門職に加え新たな担い手の育成とその活用を図ることで、成年後見制度の基盤強化を図ります。	新規	高齢者支援課 社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の利用促進	成年後見制度を利用するために必要な申立て費用等を負担することが困難な方に対する助成や、申立てをする親族等がない場合の市長申立てなど、必要な方が適切に制度を利用できるように支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

### 1. 障がいの原因となる疾病等の予防

#### 現状と課題

急速な人口の高齢化の進展に伴い、疾病構造が変化し、疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病\*の割合が増加しています。

健康診査は、疾病の危険（リスク）の早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導に結び付ける機会でもあります。

本市における各種がん検診の受診率は、いずれも平成24年度まで微増傾向にありますが、子宮がん・乳がん検診以外のがん検診においては10%未満となっています。また、若年者健康診査の受診者数は平成24年度までおおむね横ばい（300人前後）で推移しています。

※「保健活動のまとめ 平成24年度版」（飯塚市保健センター発行）より

健康寿命\*の更なる延伸、生活の質の向上のためには、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて、障がいの原因となる疾病の予防対策を充実させることが重要です。

#### 施策の基本的方向性

- 生活習慣病等の障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査、がん検診の受診率の向上に努めます。
- 保健・医療の正しい知識の普及啓発のため、健康教育、健康相談等の各種保健事業の充実を図るとともに、事業の広報方法等をさらに見直し、事業の周知と利用促進に努めます。
- 高齢者を対象とした介護予防事業を推進し、高齢期の生きがいづくりや認知症等の予防に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 生活習慣病等の予防や介護予防の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
健康診査・各種がん検診	40歳以上の市民を対象に生活習慣病等の疾病を早期に発見し、生活習慣の改善や適切な治療に結びつけるための健康診査・がん検診を行います。	継続	健康・スポーツ課	○
若年者健康診査	20歳から39歳以下の若年層を対象とした健康診査を行い、若年層の健康づくりに対する意識の向上と、より早期からの疾病予防に努めます。	拡充	医療保険課	
健康教育	生活習慣病予防教室やウォーキング教室、栄養教室等の各種健康教育を行い、生活習慣病予防等に関する知識の普及に努めます。	継続	健康・スポーツ課	
健康相談	生活習慣病予防等をはじめとした健康づくりに関する相談を行います。	継続	健康・スポーツ課	
介護予防事業	すべての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及啓発や、要介護状態におちいるおそれがある虚弱高齢者（特定高齢者）を対象とした介護予防事業を行います。	継続	高齢者支援課	

## 2. 精神保健対策

### 現状と課題

本市の障がい者手帳所持者は年々増加傾向にある中で、精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行された平成18年度から平成24年度までの増加率が約80%に上っており、身体（約5%）及び療育（約8%）の各手帳所持者と比較すると極めて高くなっています。

これは、平成7年にスタートした精神障がい者保健福祉手帳制度が、平成18年度の障害者自立支援法施行により3障がい同様に障がい福祉サービスの利用が可能になったことで手帳の有用性が理解され、徐々に普及してきた表れとも言えます。

加えて、近年、社会環境の多様化や人間関係のあり方が変化していることに伴うストレスの増大により、心の健康が損なわれやすい状況にあります。

なかでもうつ病\*は全国的にみても平成8年に43万人だった患者数が平成20年には約104万人と12年間に2.4倍に増加しています。

うつ病は、だれもがかかりうる病気であり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、本人や周囲の者からも気づかれにくく、その対策の必要性が指摘されています。さらに、アルコール依存や薬物依存、ギャンブル依存などに悩む本人・家族も増加しています。

また、社会との関わりを長期間にわたって回避し、家庭内にとどまっている「ひきこもり」が社会的に問題になっています。ひきこもりに至る原因はさまざまですが、中には何らかの精神障がいによってこのような状態に陥っている場合があります。

精神障がいのある方が住み慣れた地域で必要な医療やサービス等の支援が受けられる体制整備が求められています。

#### ○当事者の声

- ・年に1～2度くらい精神障がいについての講演会を開催し、障がいについての知識や実態を地域に伝えてほしい。
- ・ギャンブル依存症は一般的に認識されていないところがありますので、正直に言って悩みます。



## 施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や医療機関等と連携して、心の健康づくりや精神疾患等に関する相談の充実に努めます。
- 自殺対策基本法\*等を踏まえ、自殺予防を含むうつ病予防等の心の健康づくりに関する相談の充実に努めます。
- 障がい者生活支援センターや障がい者相談員及び関係機関と連携して、精神障がい者やその家族に対する相談・支援の充実に努めます。

### 具体的取り組み

#### (1) 心の健康づくり

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自殺予防の取り組み	講演会等による自殺予防の啓発等を行うとともに、本人や家族等からの相談を受け付け、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携して適切な支援へと結びつけます。	継続	健康・スポーツ課	

#### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
精神保健福祉相談事業	医師による定例相談や、保健師による家庭訪問・電話・面接による随時相談を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
精神障がいに関する各種普及啓発事業	一般市民や当事者及びその家族を対象とした講演会や講座を実施し、精神保健に関する知識の普及や精神障がい者に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
自殺予防対策事業	ゲートキーパー*研修や自死遺族支援に関わる関係者研修の実施や、地域での自殺対策の協議を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
アルコール依存症支援事業	アルコールに関する正しい知識の普及や、アルコール依存症者への対応方法に関する研修、断酒継続支援の強化に取り組みます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

### 3. 難病に関する施策の充実

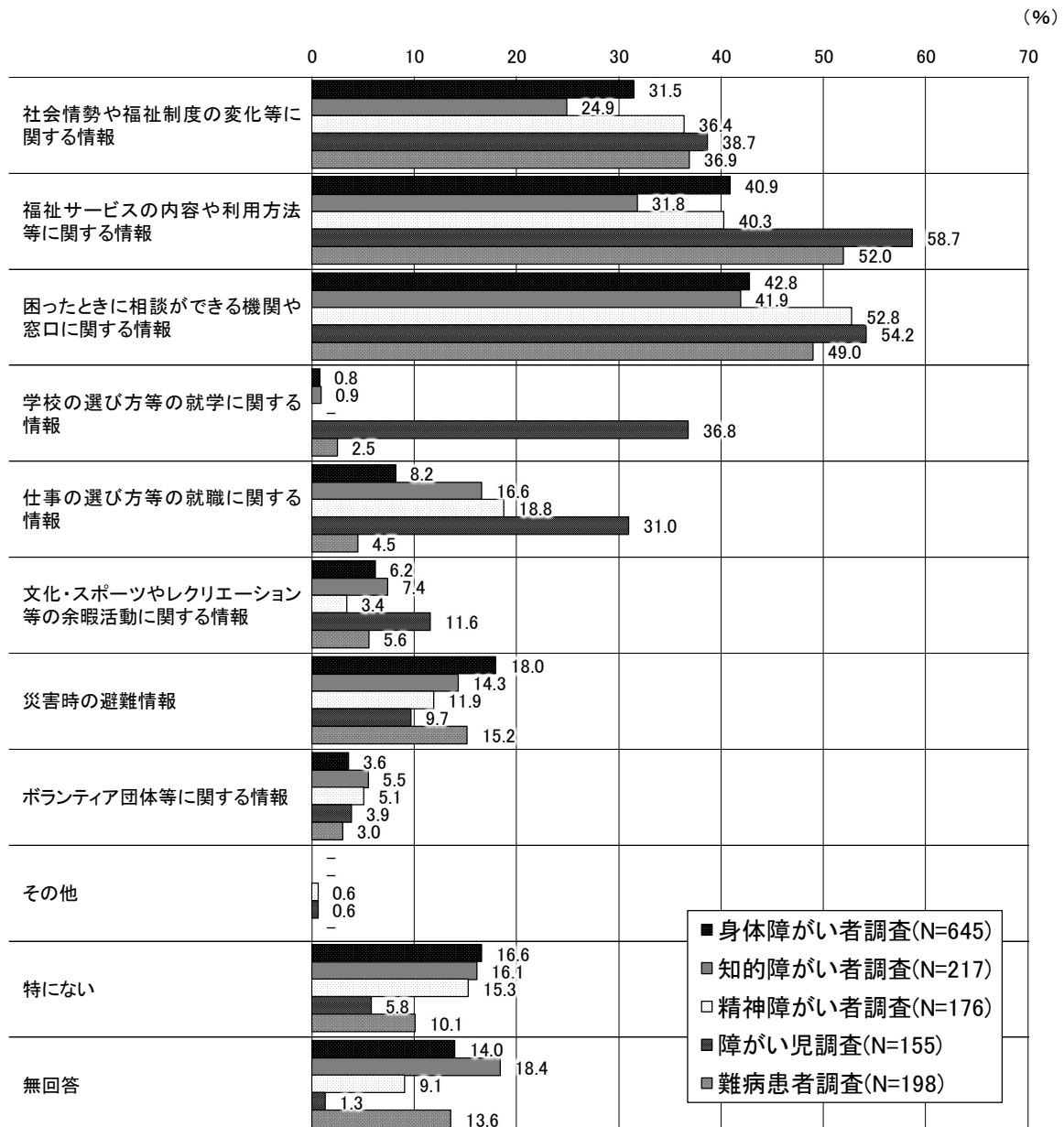
#### 現状と課題

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。

本市における特定疾患医療受給者証所持者(難病の方)の数は、年々増加傾向にあります。

アンケート調査の結果によると、生活に必要な情報で今後特に充実してほしいものとして「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」と回答した難病の方の割合が、身体・知的・精神の各障がい種別の調査対象者と同様に最も高くなっています。

【生活に必要な情報で今後特に充実してほしいもの】



## 施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携して、難病（特定疾患）の方を対象とした医療費助成制度について周知を図ります。
- 難病の方が必要としている福祉サービスを利用できるよう、各種サービスや相談窓口等に関する情報提供に努めます。

### 具体的取り組み

#### (1) 難病の方への支援に係る各種情報提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
医療・福祉に関する情報提供	広報紙やホームページ等を活用し、難病（特定疾患）の方を対象とした医療費助成制度や、障がい福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報提供を行います。	新規	社会・障がい者福祉課	

#### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
特定疾患医療費助成制度	原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち厚生労働省が定める「特定疾患」について、医療費の一部公費負担による患者及び家族の負担軽減を図っています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
難病相談事業	患者・家族に対する相談、交流会、講演会等を実施しています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

## 4. 保健・医療サービスの充実

### 現状と課題

障がい者に対する保健・医療サービスは、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がい\*の予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション\*など、障がいのある人の自立を促進するために重要な意義を有しています。

このため、障がい者が適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、地域の保健医療体制の整備を図るとともに、自立支援医療等の活用を促進していくことが必要です。

#### ○当事者の声

- ・自立支援医療の制度は本当に助かっているもので、今後も継続してほしいと思っています。
- ・今、私は主治医をととても信用している。病院の精神保健福祉士\*の方に「病状は一人ひとり違う」と言っていたら、自分なりの生活のあり方を模索している。

### 施策の基本的方向性

○医療機関と連携して、障がい者が地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられる体制づくりに努めます。

○障がい者が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療など医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。

### 具体的取り組み

#### (1) 保健医療サービスの適切な提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自立支援医療	医療機関等と連携して、自立支援医療（更生医療*・育成医療*・精神通院医療費公費負担制度）の周知に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
重度障がい者医療*費支給制度	重度の障がい者の医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費支給制度」の周知に努めます。	継続	医療保険課	

### 1. 早期発見・早期療育の充実

#### 現状と課題

障がいのある児童の育成については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることがその後の成長にとって非常に大切です。

本市在住の障がい児においては、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援等のサービス利用が特に多くなっています。

就学前の乳幼児については、障がいの特性に配慮した療育とともに、保育所等での受け入れなど、地域の中で障がいのない児童とともに育つことができるよう、配慮することが必要です。

また、障がいのある児童の場合、家族のかかわり方がその児童の療育に及ぼす影響が大きいことから、母子保健事業を中心に、障がいのある児童とその家族を支援するための体制を整備することが必要です。

#### ○当事者の声

- ・マイノリティ\*への共感が支援のベースにあることを望みます。
- ・一人ひとりが目配りをしていてわってあげたらいいと思います。

- 保健センター等において、乳幼児の健康づくりや育児に関する相談に対応します。
- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診結果により支援・指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対する訪問指導等によるフォローの充実に努めます。
- 発達に問題を抱える児童とその保護者等に対して、育成指導事業等において必要な相談・指導を行います。
- 障がい児がそれぞれの発達段階に応じて、切れ目なく保健・医療・福祉等のサービスを利用できるよう、保健福祉環境事務所や児童相談所、医療機関、福祉施設等の関係機関と連携して、支援に努めます。
- 颯田病院横に設置された「こども発達支援センター」を療育に関する本市の拠点施設と位置付けて進めてきた取り組みをさらに充実させるため、関係各課や圏域内の障がい児通所支援施設等の関係機関と連携強化に努めます。
- 障がいのある子もない子も、お互いの人権を大切にしながら地域の中でともに育つことができるよう、保育所での障がい児保育を推進します。
- 地域子育て支援センターや家庭児童相談室等での子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、これらの各種相談窓口と保健・医療・福祉・教育関連機関等との連携を強化し、障がい児の保護者に対する相談・支援に適切に対応できるよう努めます。
- 就学に際して相談・支援が必要な障がい児の把握に努めるとともに、就学前の教育相談の充実を図ります。

## 具体的取り組み

### (1) 障がいの早期発見

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
妊婦健康診査	妊娠届出書を提出した妊婦に妊婦健康診査補助券（14回分）を交付し、健康診査を通じた妊娠期の健康づくりを促進します。	継続	健康・スポーツ課	
乳幼児健康診査	4か月・8か月・1歳6か月・3歳の乳幼児を対象に、身体計測、医師・歯科医師の診察や育児相談等を行います。未受診者に対する訪問等による状況把握と受診勧奨に努めます。	継続 (受診率向上)	健康・スポーツ課	○
母親学級	妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供や、母性の育成を支援します。また、母親同士の仲間づくりの場を提供します。	継続	健康・スポーツ課	
両親学級	妊婦と配偶者を対象に、父親による沐浴実習等を含めた妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供を行います。	継続	健康・スポーツ課	
乳幼児育成指導事業	〔個別〕言語・運動・心理等についての個別相談・指導を行います。 〔集団〕8か月児健診のフォローとして「運動教室」、1歳6か月児健診のフォローとして2歳前後の児童とその保護者を対象とした「あそびの教室」を開催し、作業療法士が相談・指導等を行います。	継続	健康・スポーツ課	○
乳幼児育成指導事業 (巡回相談事業)	保健師と臨床心理士*が市内の保育所や幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる子ども達を早期に発見して支援に結びつけることによって、子どもの健やかな成長と保護者の育児不安の解消を図ります。	継続	健康・スポーツ課	○
訪問指導	保健師、栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。	継続	健康・スポーツ課	

## (2) 療育・子育て支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援センター等との連携	児童発達支援センター等の障がい児通所施設と、医療や福祉等の関係機関が連携を深めることによって、障がい児やその保護者等への支援強化を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
家庭児童相談室	家庭における児童に関する相談の受付や訪問を行うとともに、要保護児童等については関係機関と情報交換や支援会議を通じて連携を図りながら、保護者に対して助言指導を行います。また、相談室では子どもの健康・育児・学習・養育・障がい・非行等、子育てに関する相談や子どもの各種手続きに関する相談を「子どもなんでも相談」で受け付けています。	継続	こども育成課	
赤ちゃんすくすく元気訪問事業	訪問員が乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びついたり関係機関との連絡調整を行います。	継続	こども育成課	
障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない、集団保育が可能な障がい児を保育所で受け入れます。保育士の加配等の必要な体制づくりや保育士の資質向上に努めます。	継続	子育て支援課	○
地域子育て支援センター事業	子育てに関する相談指導や子育てサークルの支援・情報提供など、子育て家庭に対する総合的な支援を行います。	継続	子育て支援課	

## (3) 就学前支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援（障がい児通所支援）	就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児の就学相談	保育所等において、学校等と連携しながら障がい児の就学や子育てに関する相談・指導を行います。	継続	子育て支援課	
就学相談会	障がい児の就学に関する相談・支援を行います。実施に際しては関係機関との連携により、相談・指導が必要な児童の把握と事業の周知に努めます。	継続	学校教育課	
飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会	医師や教員、保健福祉医療の専門家等で組織する「飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会」において、障がい児の就学に関する相談・指導、支援を行います。	継続	学校教育課	○



## 2. 学校教育の充実

### 現状と課題

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加していくために必要な力を養うため、一人一人の障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。

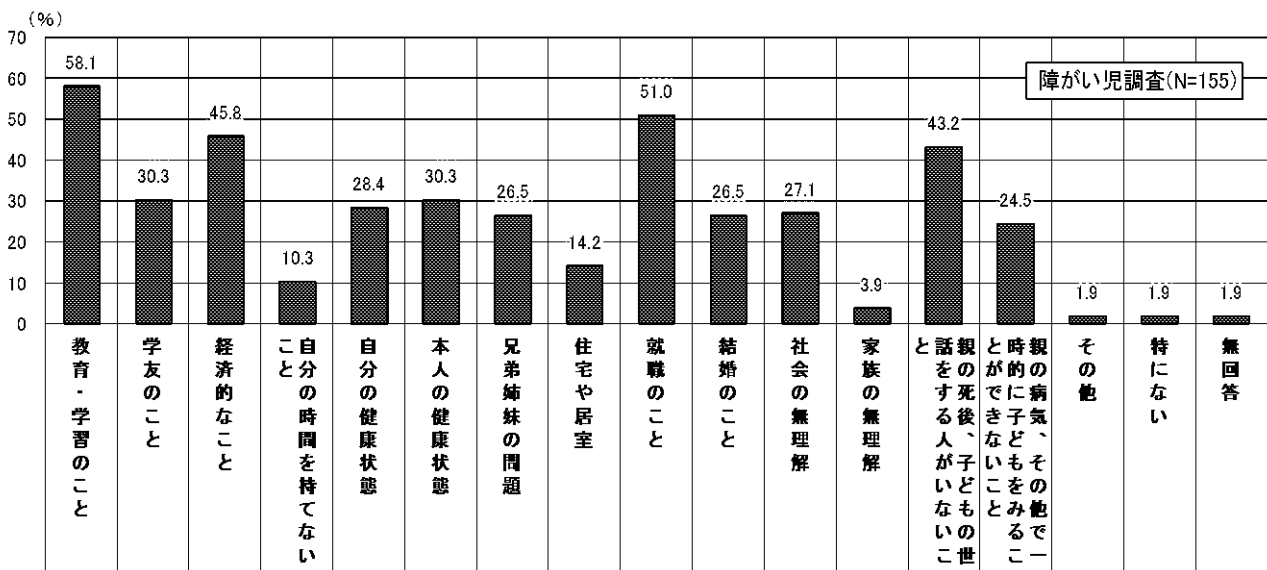
平成23年8月に改正された障害者基本法では、障がいのある児童がその年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるように、可能な限り障がいのない児童・生徒とともに教育を受けられるように配慮することが求められています。

平成25年8月に改正された学校教育法施行令においても、障がいのある子どもは、特別支援学校\*に原則就学するという従来の就学先決定のしくみから、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえて就学先を決定するしくみへと改められました。

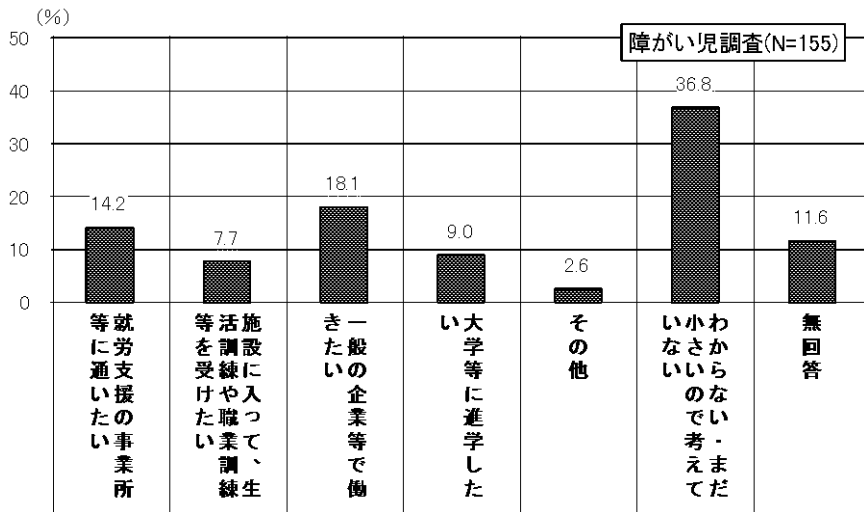
アンケート調査結果によると、学校卒業後の進路を決定していくことは、保護者にとっては相談したい項目の上位を占めていると同時に、一般企業への就職を望む声も多いことがわかります。

障がい児の保育・教育にあたっては、保健・医療・福祉・教育分野に加え、労働分野との連携を強化し、保育・教育から就労までの一貫した教育体制づくりを進める必要があります。

【障がい児を育てていく上で困っていることや将来に対する不安・悩み】



## 【学校卒業後の進路希望】



### ○当事者の声

- ・どんな子であろうと豊かな教育がどの学校でも受けられるようにしてほしい。
- ・この小・中学校だったら一貫して通えます等の情報を行政等からあらかじめ頂くと、選択ができてありがたいと思っています。
- ・市立の学校で特別支援学級の情緒クラス(発達障がい児対応クラス)が少ないように感じる。
- ・障がいが比較的軽度であるため普通科の学校に入れても、人間関係づくりの面などでは大きな壁がある。
- ・教育から就労への移行時期に、支援のつながりが途絶えている印象がある。学校とサービス事業所が連携し、サービスの内容やサービスの利用のしかたなどを知ってもらう機会が必要だと思う。
- ・もっと多くの人に学習障がい\*というものを知ってほしいです。見た目は普通なのでなぜ?って思われてしまいます。学校での対応もお願いしたいです。ちなみにうちの場合は一応学校の先生方と対応できています。

## 施策の基本的方向性

- 発達障がいを含む、すべての障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級や通級による指導等の充実に努めます。
- 小・中学校において特別支援学級の児童生徒とその他の児童生徒との日常的な交流を促進するほか、特別支援学校（養護学校）の児童生徒との交流機会の充実に努めます。
- 高等学校等と連携して、進学を支援するための学校見学や体験入学等を含めた進路指導の充実に努めます。
- 県教育センター等の教育専門機関等と連携しながら、適応指導教室\*やスクールカウンセラー\*等も含めた、教育に関する相談支援体制の充実に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 特別支援教育等の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
特別支援学級の設置	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	継続	学校教育課	○
特別支援教育*サポート事業	小・中学校の通常の学級に在籍する軽度発達障がいのある児童生徒及びその保護者に対して教育支援を行います。	継続	学校教育課	
特別支援教育就学奨励費	国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」にそって支給を行います。	継続	学校教育課	
就学相談事業	障がいのある児童・生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、「飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会」を組織し、医師等専門家の意見を聞きながら適切な就学相談・指導を行います。	継続	学校教育課	○
各種教育相談	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。	継続	学校教育課	

### (2) 放課後等支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
放課後等デイサービス(障がい児通所支援)	学校の授業終了後または休業日において、障がい児の生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
放課後児童クラブ	保護者の就労等によって放課後等の支援を必要とする、障がいのある児童を受け入れています。また、指導員については、障がい児への理解を深めることと資質向上を目的とした研修等を定期的に行い、必要に応じて関係機関と連携しています。	継続	こども育成課	

### 3. 生涯学習の充実

#### 現状と課題

学校卒業後も、誰もが地域の中で自由に学ぶことができる生涯学習環境の整備が求められています。

スポーツ・レクリエーション・文化活動等を通じて障がいのある方の社会参加を促進するために設置した本市の「サン・アビリティーズいづか」では、日常生活訓練事業を実施しているほか、障がい者自身による自主的な活動にも活用されています。

サン・アビリティーズいづかだけでなくコミュニティセンターや地区公民館など、障がい者の生涯学習の場として活用できる社会資源が地域に存在しています。

これらの様々な施設等を活用しながら、障がい者が主体的に学習活動を行えるよう環境を整備していくことが必要です。

#### 施策の基本的方向性

- 障がい者の学習活動やサークル活動を支援するため、学習活動に必要な情報や場所等の提供に努めます。
- 障がい者が公民館等の地域で行われる様々な学習講座等に参加できるよう、環境整備に努めます。
- 点字・朗読ボランティア等と連携して、点字・録音図書等の障がい者の利用に配慮した学習支援機材・資料の充実に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 生涯学習の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづかで障がい者を対象に実施している華道、茶道、料理、絵画、書道等の各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間に合わせて、サン・アビリティーズいづかや市役所内において絵画や工作物等の障がい者の作品を展示します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の確保	聴覚障がい者の学習活動やサークル活動への参加を支援するため、手話通訳者の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
点字録音図書等の整備	ボランティアと連携して点字図書や朗読テープ等を整備するとともに、これらの各種資料の周知と利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

### 1. 相談支援の充実

#### 現状と課題

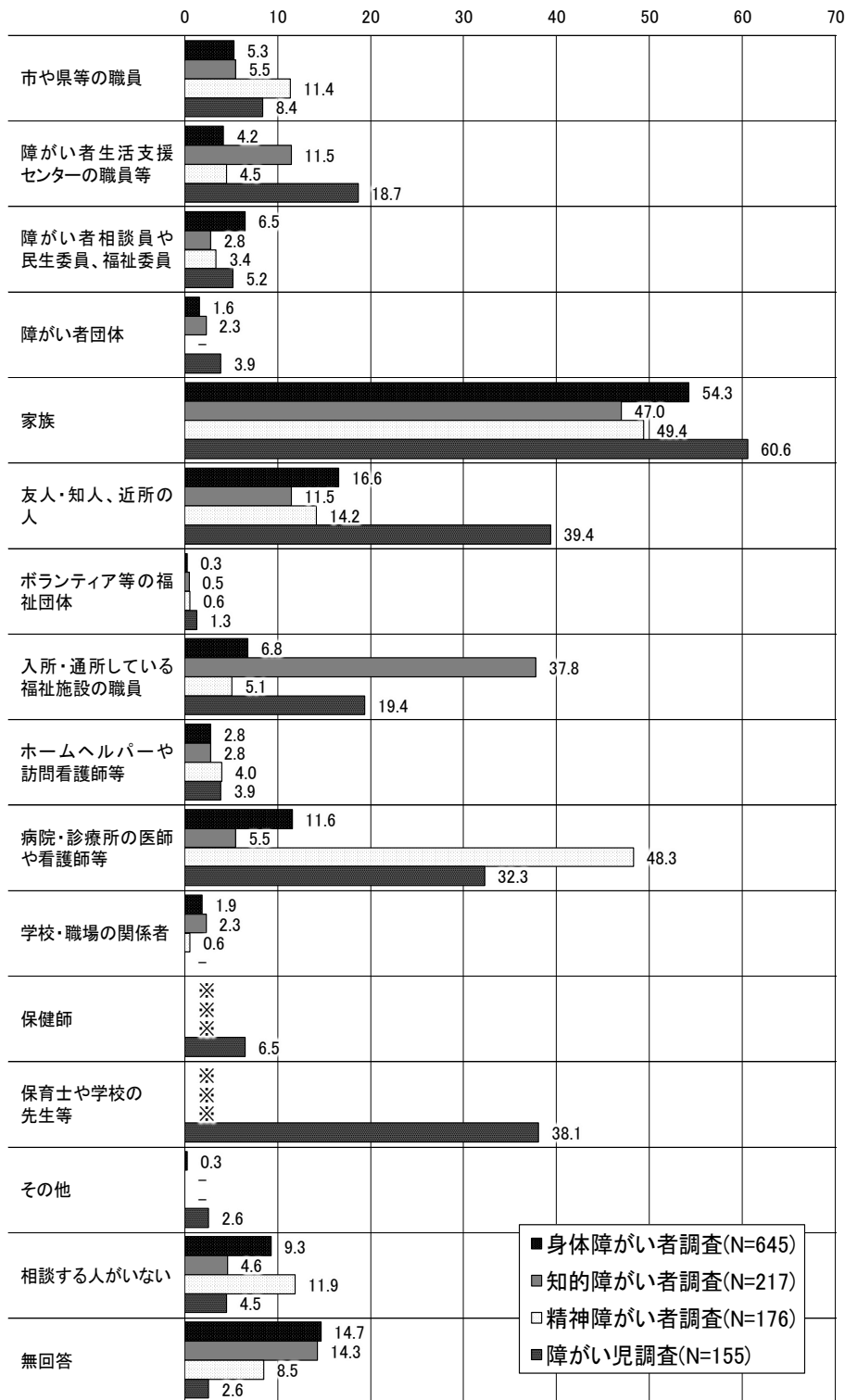
アンケート調査によると、困りごとや悩みの相談先は「家族」が最も多く、他の機関より突出しています。一方で、今後「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」を充実させてほしいと要望する人が多くなっています。

障がい者が地域で生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手したり、生活上の困りごと等を身近な場所で相談できる環境が必要です。

また、障がい当事者だけでなく介助する家族からの相談を受け付け、当事者一人ひとりに応じた適切な情報を提供しながら支援につなげていく体制づくりが必要です。

【困っていることや不安・悩みの相談先】

(%)

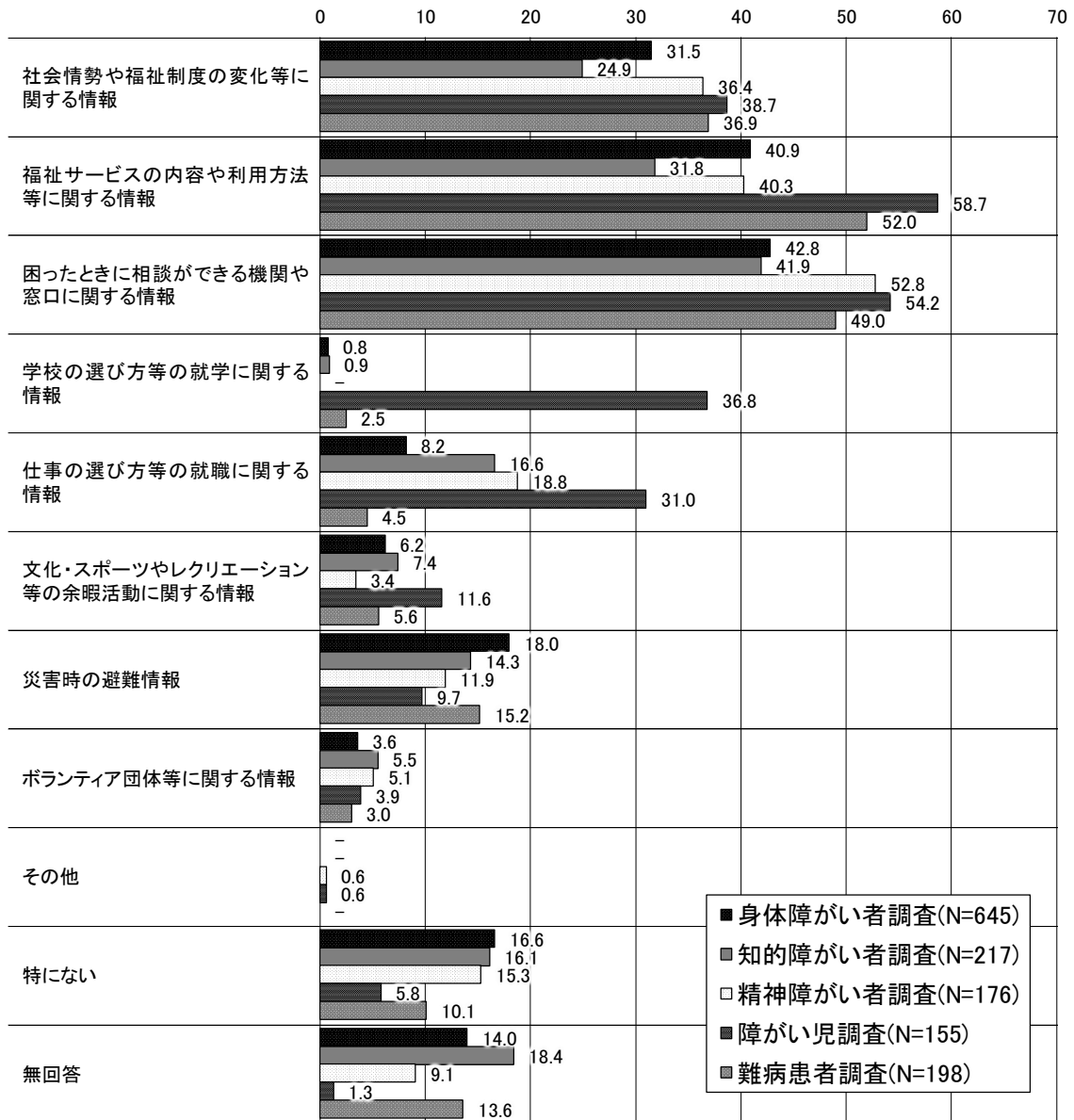


※『障がい児調査』は「障がい者相談員や民生委員・児童委員、福祉委員」の数値結果を、他の障がい者調査の「障がい者相談員や民生委員、福祉委員」と比較している。

『障がい児調査』では「学校・職場の関係者」を選択肢として設定していない。また、「保健師」「保育士や学校の先生等」は『障がい児調査』のみの選択肢。

【充実してほしい情報】

(%)



○当事者の声

- ・5歳の子どもが発達障がいです。でも、相談する場所も人もわかりません。
- ・障がい者生活支援センターのことを周知していただく広報活動を充実してほしい。
- ・市役所に行けば解決すると思える場所になってほしい。



## 施策の基本的方向性

- 障がい者の生活面でのさまざまな困りごと等に関する相談支援事業の充実を図ります。
- 障がい者が一人ひとりの特性やニーズに応じて適切にサービスを利用できるようにするための「計画相談支援」について、関係事業者等に対する指定相談支援事業所設置の働きかけや情報提供を通じて、圏域における体制整備を図ります。
- 障がい者同士が行う援助として有効なピアカウンセリング\*の充実のため、当事者や障がい者の家族による相談活動を支援します。
- 障がい者が相談できる窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の相談員の資質向上に努めます。

### 具体的取り組み

#### (1) 相談支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「障がい者生活支援センター」における相談支援事業	2市1町で共同設置している5か所の「障がい者生活支援センター」において、障がい者の日常生活上の相談対応や情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う「相談支援事業」を実施し、地域における相談支援体制の充実を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者相談員制度	障がい者の在宅生活を支援するため、障がい当事者による日常生活上の相談への対応と、各種サービス利用に対する相談・利用手続きの援助等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児・者相談会	NPO法人いいつか障害児者団体協議会等の主催により、サン・アビリティーズいいつかにおいて障がい当事者や家族などが相談に応じるピアカウンセリング等の相談会の実施を支援します。 (毎月第1土曜日：精神障がい者対象、第2土曜日：聴覚障がい者・精神障がい者家族対象、第3土曜日：全般的な相談、第4土曜日：身体障がい者対象)	継続	社会・障がい者福祉課	

## 2. 在宅福祉サービスの充実

### 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むためには、障がい者やその家族に対して、きめ細かな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

具体的には、居宅において生活支援や住宅改造、配食サービスなどの各種サービスを障がい者一人ひとりの支援の必要性に応じて適切に提供することが求められます。

また、障がい者の社会参加を支援するため、外出のための移動支援とともに、日中活動の場や機会を提供することが必要です。

#### ○当事者の声

- ・老々介護や親の高齢化等により、身近な支援者の確保が難しい。
- ・年とともに体が動かなくなるので、寝たきりになるのが怖いです。妻も病気をもっているため、できるだけ自宅で暮らしたいと思うが、その時介護を受けやすいようお願いしたい。

### 施策の基本的方向性

- 在宅で生活する障がい者が日常生活に必要な支援・介助を十分に受けられるよう、居宅介護等の各種障がい福祉サービスの基盤整備を図るとともに、日常生活用具の給付や訪問入浴、配食等のサービスを充実します。
- 障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者の家族への支援として、家族の就労や社会参加、休息及び緊急時対応として活用できる日中一時支援事業や短期入所等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者が自らの希望に応じて様々な日中活動を選択できるよう、サービスの質・量両面での充実や地域活動支援センターの機能の充実等に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 在宅支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい福祉サービス（自立支援給付）の基盤整備	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護等）や短期入所等の障害者自立支援法における各種障がい福祉サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者在宅サービス事業	調理の困難な障がい者等を対象とした配食サービス、寝具の乾燥等が困難な障がい者等を対象とした寝具乾燥及び洗濯サービス、外出して調髪することが困難な障がい者等を対象とした訪問理美容サービス、訪問による入浴サービス、緊急時の連絡手段の確保が困難な一人暮らしの障がい者を対象とした通報システムの設置等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日中一時支援事業	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児・者を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
補装具、日常生活用具等の給付	身体機能を補完・代替する補装具や、日常生活に必要な介護訓練支援用具・自立生活支援用具等の給付・貸与、住宅改修費の支給を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

### (2) 外出支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
同行援護	重度視覚障がい者の外出時において、移動に必要な情報の提供と移動の援護を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
移動支援事業	「同行援護」の対象者以外の障がい者が外出する際の支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉タクシー利用券の交付	在宅の重度障がい者がタクシーを利用する際のタクシー料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(3) 日中活動支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日中活動系サービス（訓練等給付）の基盤整備	生活訓練、機能訓練、就労移行支援、就労継続支援等の障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
地域活動支援センターの運営	障がい者に創作的活動・生産活動の場や社会との交流促進の機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづかで障がい者を対象に実施している華道、茶道、料理、絵画、書道等の各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社会復帰対策事業	精神科病院に入院している精神障がい者について、退院・地域移行を促進し、また継続して地域で生活できるよう、関係機関との連携を図り支援体制の検討を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
福祉機器の貸出し事業	障がい者や高齢者の方に対し福祉機器の貸出しを行い、在宅支援の推進や事業の啓発を図ります。	飯塚市社会福祉協議会
リフト車貸出しサービス	障がい者等の社会参加支援のため、リフト付きワゴン車の貸し出しサービスを実施します。	飯塚市社会福祉協議会
移送支援事業(ボランティア移送サービス)	障がい者等の社会参加支援のため、移送支援事業(ボランティア移送サービス)を実施します。	飯塚市社会福祉協議会

### 3. 住まいの確保

#### 現状と課題

障がい者が地域で生活するためには、第一に住まいを確保しなければなりません。

このため、障がい者や高齢者が安心して生活できるバリアフリー住宅の整備をはじめ、障がい者が共同生活できるグループホーム等の住まいの確保に取り組むことが必要です。

さらに、障がい者が地域で生活するためには住居があるにとどまらず、緊急時の支援等の様々なサポートが必要であることから、地域の関係団体等との連携のもと、障がい者の居住支援に取り組むことが大切です。

一方で、自宅や地域で生活できない障がい者もいることから、このような障がい者が安心して生活するための場として、入所施設を確保することも必要です。

#### ○当事者の声

- ・公共住宅への障がいの重度化への入居の配慮(優先化、利便性の向上)などはもっと必要かと思います。
- ・保証人不在でも入居できる体制があるとよい。
- ・グループホームの数を増やすとともに、世話人を置いて資質の向上を図ってほしい。また世話人の給与の保障をしてほしい。
- ・生涯安心して生活できるような施設を造っていただきたい。

## 施策の基本的方向性

- 地域での共同生活の場として、グループホーム等の基盤整備に努めます。
- 障がい者や高齢者に配慮した安全で住みよい公営住宅の整備に努めます。
- 障がい者の居住支援として、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」等の周知と利用促進に努めます。
- 自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場である入所施設に対して、入所者の人権が尊重され、快適に生活できる施設環境づくりを要請していきます。

### 具体的取り組み

#### (1) 障がい者に配慮した住まいの確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
グループホーム等の基盤整備	障がい者が地域で生活する場としてのグループホーム等の基盤整備に努めるとともに、低所得の入居者に対する家賃助成（特定障がい者特別給付費の支給）を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市営住宅の整備	「市営住宅ストック総合活用計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の建て替え、改善を計画的に実施します。建て替えの際にはユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、障がい者・高齢者等の入居に配慮した住宅づくりに努めます。	継続	住宅課	
市営住宅の入居申込要件の緩和	公募において、障がい等級が4級以上の単身者については、年齢を問わず一般向（単身者申込可能住宅に限る）住宅への申込みを可能とし、抽選によって入居することができます。また、障がい者専用住宅（単身者は申込み不可）に空きがある場合は、一般向住宅と併せて申込みことができます。	継続	住宅課	
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約により一般住宅へ入居する障がい者を対象に、緊急時支援等の体制整備を行います	継続	社会・障がい者福祉課	
入所施設の確保（施設入所支援）	自宅や地域での生活が困難な障がい者が入所できるよう、県等と連携して、必要な入所施設・定員の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○

## 4. 生活安定のための支援

### 現状と課題

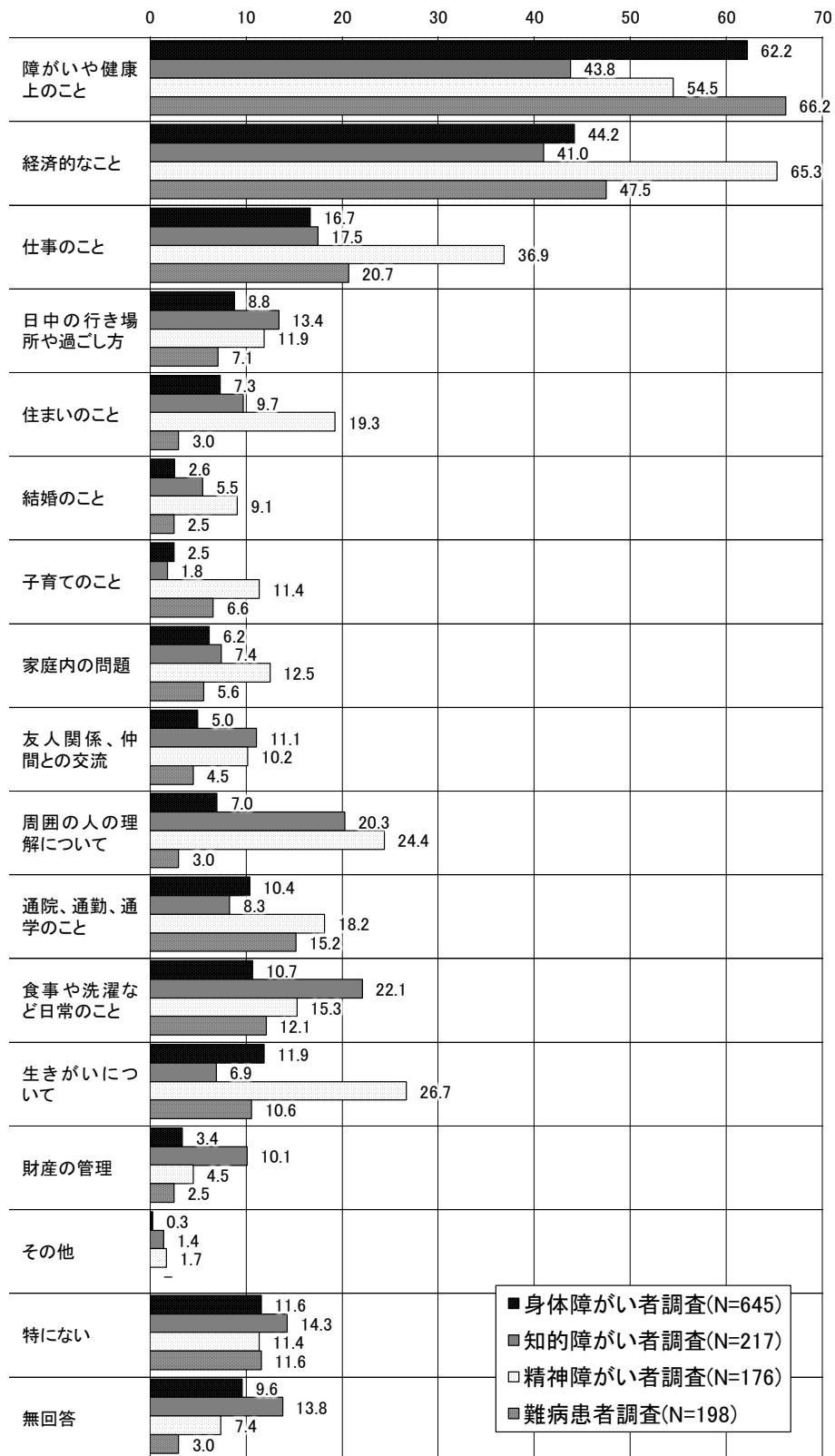
障がい者が地域で自立して安定した生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。アンケート調査によると、障がい者の抱える生活上の不安や悩みとしては「障がいや健康上のこと」と並んで「経済的なこと」と回答した人が多くなっています。

同じくアンケート調査によると、障がい者の多くは年金・手当で生活していますが、精神障がい者においては生活保護受給者も多くなっています。また、就労している障がい者でも月収額が7万円未満と答えた人は知的障がい者で回答者の約7割、精神障がい者で回答者の約半数を占めており、厳しい状況に置かれていることがわかります。

このため、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度などの周知と充実に努め、障がい者の生活の安定を図る必要があります。

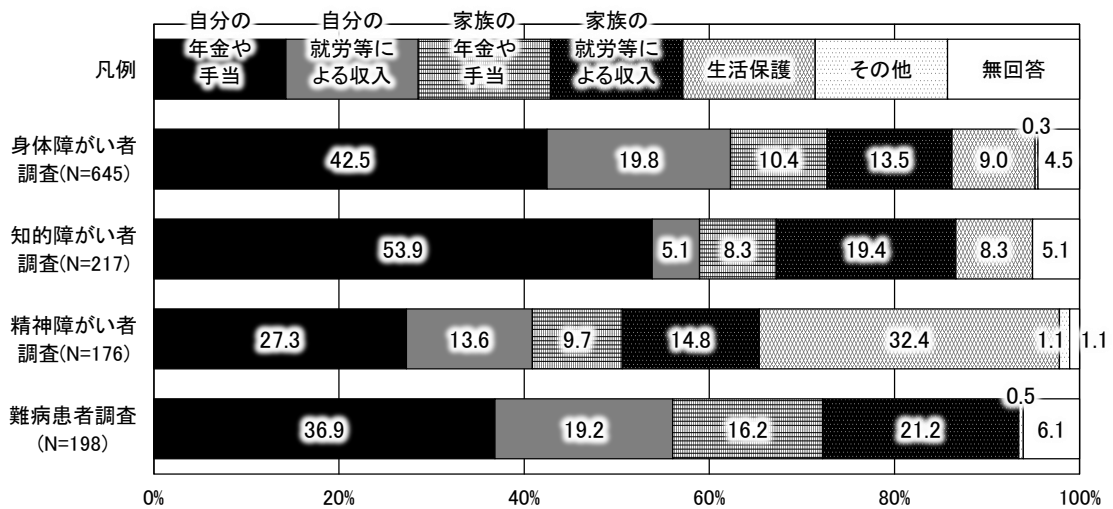
【生活上の不安や悩み】

(%)

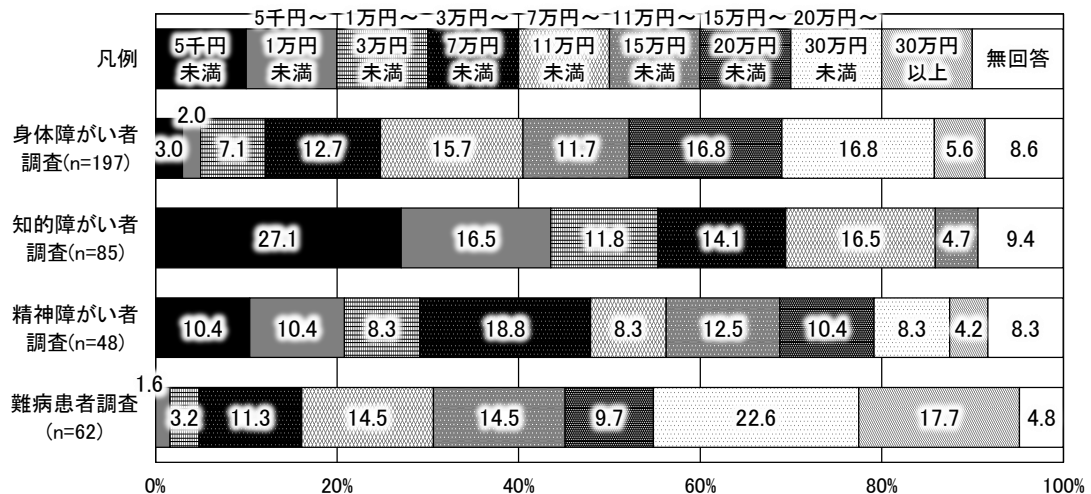




【生活費の状況】



【月収】



○当事者の声

- ・障がいのため仕事ができなくなり無収入になったばかりの時期は課税世帯であり(前年の所得によって課税/非課税が決めるため)、サービス利用にあたり利用者負担が発生するため、利用を控えなければならなかったり生活保護の受給を余儀なくされたりするケースもある。何か負担軽減の方法があれば、と思う。
- ・生活保護的な関わりだけでなく、障がいを意識したワーカーの皆さんの意識の高まりが必要かと思います。

## 施策の基本的方向性

- 受給資格のある障がい者が、制度を知らないこと等により障がい年金等を受給できないことのないよう、各種年金・手当制度の周知を図ります。
- 障がい者を対象とした税の減免制度や各種割引制度等の周知に努め、利用促進を図ります。
- 飯塚市社会福祉協議会等の関係機関と連携して、各種貸付制度等の周知に努めます。

### 具体的取り組み

#### (1) 生活安定のための支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
年金・手当制度等の周知	広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種講座・説明会等の機会を活用して、各種年金・手当や貸付・割引制度に関する情報提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

#### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
生活福祉資金貸付	障がい者世帯の自立助長のため、生業を営むために要する費用、住宅の増改築や補修等に要する費用、負傷又は疾病の療養に要する費用等の貸付を行います。	飯塚市社会福祉協議会

## 第6章 経済的自立のための就労支援の充実【就労】

### 1. 雇用の場の確保と拡大

#### 現状と課題

障がい者の社会生活を支援するうえで、就労の持つ意味は極めて重要です。

障がい児を対象としたアンケート調査によると、学校卒業後の進路希望に関する保護者の回答として「わからない、まだ考えていない」を除くと、「一般の企業等で働きたい」が最も多く、就労に関する意識が高いことがわかります。

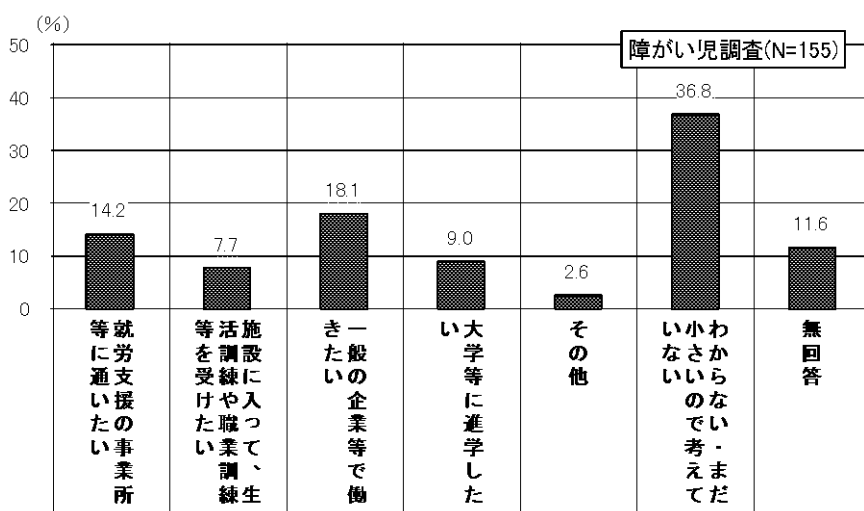
平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法\*）」が改正され、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定されました（平成28年4月施行）。これを受けて、働く意欲のある障がい者が自らの能力を最大限に発揮して働けるよう、社会的障壁を除去する取組みが求められます。

同じく障害者雇用促進法に規定されている障がい者の法定雇用率\*（国、地方公共団体及び民間企業等は、障がい者を一定の割合で雇用することが義務付けられているもの）が平成25年4月から引き上げられるとともに、精神障がい者を雇用した場合も身体・知的障がい者と同様に法定雇用率の算定に含まれることになりました。また、同法の改正により精神障がい者の雇用も義務化されることになりました（平成30年4月施行）。

今後も引き続き企業・事業主に対して障がい者雇用に関する啓発や情報提供、指導を行うことはもとより、企業・事業所が障がい者を受け入れるための体制づくりや職場環境整備についての相談・支援に取り組むことが大切です。

また、行政は企業・事業所の模範として積極的に障がい者雇用の場・機会づくりに取り組む必要があります。

【学校卒業後の進路希望】



### ○当事者の声

- ・自分のできる仕事がしたいです。健康な人と一緒に働くことができるといいです。
- ・法定雇用率が上がったこともあり、一般企業などへ向けて、障がいがあっても働けることやトライアル雇用などの制度のことも知っていただけるよう、啓発活動や職場開拓などが必要と思う。また、行政においても障がい者雇用に積極的に取り組んでほしい。

## 施策の基本的方向性

- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、民間の事業所・企業等に対し法定雇用率の遵守等の障がい者雇用への理解促進を図るとともに、改正障害者雇用促進法等の関連法制度についての周知に努めます。
- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用\*やジョブコーチ支援制度\*などの障がい者と雇い主の双方を支援する制度や、障がい者雇用に関わる各種助成制度等の周知に努め、各種制度の活用を促進します。
- 福岡労働局、公共職業安定所が実施している障害者雇用促進面談会や障害者雇用促進展など、障がい者の合同面接会や啓発事業等への参加を促進し、雇用機会の充実に努めます。
- 障がい者の市職員採用に積極的に取り組み、法定雇用率の遵守・向上に努めるとともに、インターンシップ制度\*の構築や、障がい者が就労するにあたっての業務の整備やサポートのあり方等を研究しながら、臨時的任用等の検討を行い、障がい者の働く場の確保に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 雇用機会の確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
公共職業安定所との連携	公共職業安定所と連携し、法定雇用率未達成企業への理解促進・指導や、障がい者の雇用に関する各種支援・助成制度の普及啓発に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市職員採用（臨時的任用等を含む）	障がい者の法定雇用率の遵守・向上に努めます。また、臨時的任用等さまざまな形態を検討しながら、身体・知的・精神の障がい種別にかかわらず、障がい者の働く場の確保に努めます。	継続	人事課	○
クリーンセンターリサイクルプラザにおける選別業務	クリーンセンターリサイクルプラザにおいて、NPO法人クリーンネット飯塚協議会が実施する障がい者の就労を支援します。（資源ごみ分別業務）	継続	環境施設課	

### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
障害者雇用促進面談会	就労を希望する障がい者等を対象にした面談会を開催し、職種の多様化や求人数の拡大に努めます。	飯塚公共職業安定所
福祉施設等就労支援セミナー	福祉施設等の職員の一般雇用に関する理解や就労支援方法等の基礎的知識の習得と、就職を希望する施設利用者の就労支援を効果的に行うためのセミナーを実施します。	飯塚公共職業安定所
障がい者の職業相談コーナーの設置	障がい者の就職に関する相談員等を配置し、職業相談体制の充実に努めます。	飯塚公共職業安定所

## 2. 就労支援体制の充実

### 現状と課題

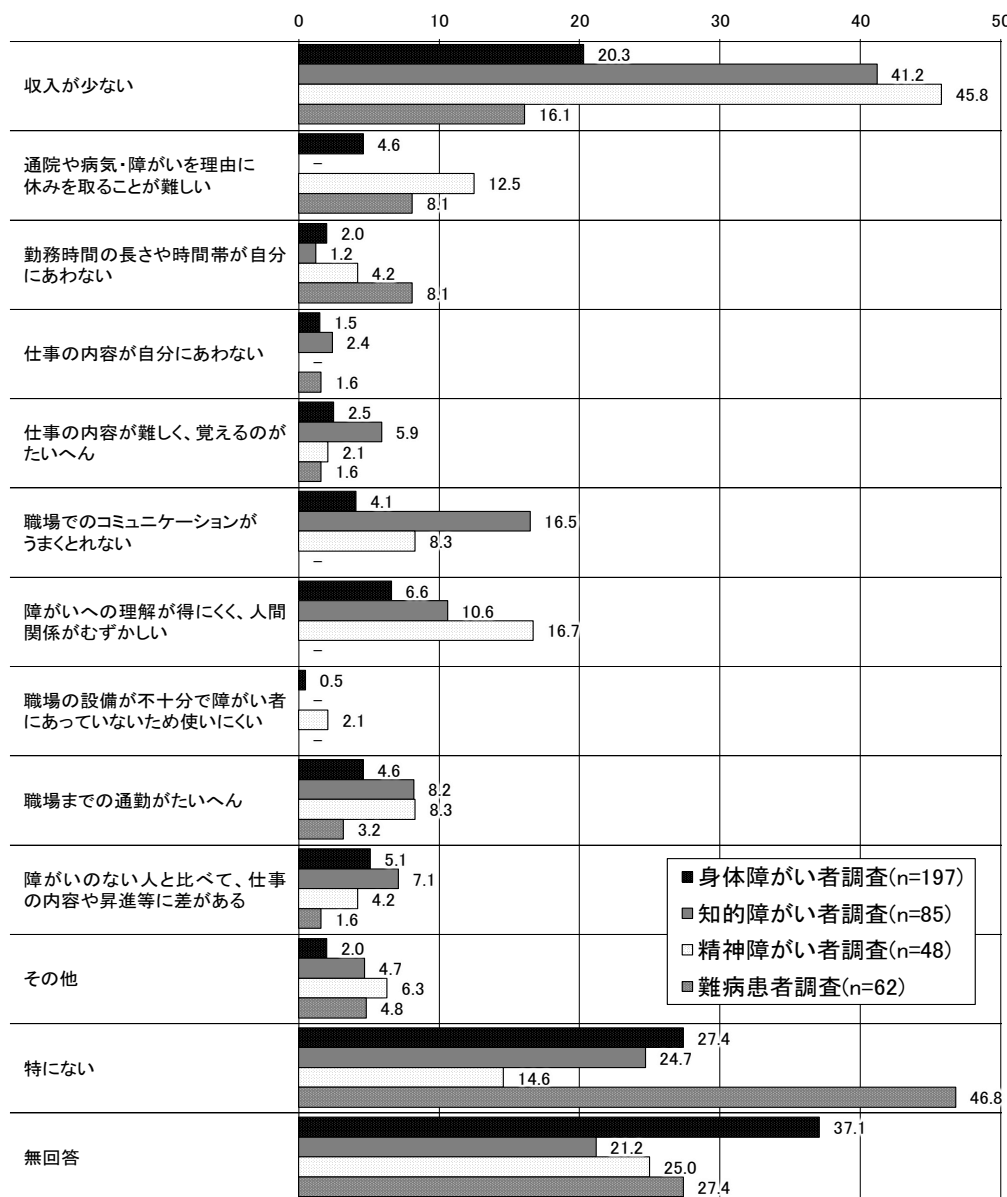
障がい者の就労に当たっては、就労先の確保とともに、障がい者が就労するために必要な技術・能力等を身につけることができるよう、様々な支援を行うことが必要です。

アンケート調査によると、仕事上の悩みや困りごととして、知的障がい者では「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、精神障がい者では「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」が多くなっており、障がいの特性に応じた就労支援が求められています。

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター\*等の就労支援に関係する機関や、学校、福祉施設、医療機関、事業所・企業等の、障がい者の就労に関わる各分野の関係機関・団体が連携して、就労に関する情報提供や相談の受付、実習等による職業リハビリテーション、職場定着の支援等に取り組むことが大切です。

【仕事上の悩みや困りごと】

(%)



○当事者の声

- ・聴覚障がい者の場合、職場でのコミュニケーションがうまくいかなくなり、辞めざるを得ないことがある。
- ・行政において、知的・精神・発達・高次脳機能障がい\*のある人などを対象にした体験実習の実施に協力してほしい。そうすることで、「障がい」への理解(ソフト面での理解)も広がって、何かが変わっていくのではないかと。庁舎内だけでなく、市立の保育所なども含めて検討してほしい。

## 施策の基本的方向性

- 障害者総合支援法における就労移行支援事業等、一般就労移行のための訓練等に係るサービスの基盤整備に努めます。
- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用やジョブコーチ支援制度などの障がい者の職場定着を支援する各種制度の周知と活用促進に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、障がい者の就労に関する支援の充実に努めます。

### 具体的取り組み

#### (1) 就労支援の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
就職支度金助成制度	障がい者の就労に際して就職支度金の支給による助成を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
職場実習生の受け入れ	障がい者に職場体験の機会を提供するため、特別支援学校の生徒のインターンシップをはじめとした職場実習生の受け入れに取り組みます。	拡充	社会・障がい者福祉課	○
障害者就業・生活支援センターとの連携	就職活動や就労を行っている障がい者やその家族、または障がい者雇用を考えている企業等からの様々な相談に応じ、必要な訓練の実施や働くうえでの生活面の支援等を行います。	継続	人事課	

#### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
精神障害者職親制度による社会適応訓練	精神障害者職親制度を活用し、対人能力や仕事に対する持久力及び環境適応能力等の社会適応訓練を行い、精神障がい者の社会復帰を促進します。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
就職準備講習会	障がいのある中学生を対象に、就職支援を目的とした職場実習を行います。	飯塚公共職業安定所



### 3. 福祉的就労の場の確保

#### 現状と課題

一般の事業所・企業等への就労が困難な場合でも、生きがいを持って働くことができるよう、福祉的就労の場を確保することが必要です。

しかし、福祉的就労で得られる工賃等は、平成23年度実績では福岡県平均で19,357円、筑豊生活圏域では12,740円となっており、障がい年金と合わせた収入でも自立した生活を送ることは難しい状況が伺えます。

平成24年6月に成立した「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年4月施行）に基づき、国及び地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達することによって福祉的就労の底上げを図り、障がい者の経済的自立を促進するための取組みが求められています。

#### ○当事者の声

- ・飯塚市近辺には就労移行支援事業所が少ない。また、就労体験を受け入れる一般企業も飯塚市内には少ない。
- ・就労継続支援A型の事業所を増やしてほしい。また、就労継続支援B型事業所における労働内容を意欲が向上するようなものにしてほしい。

#### 施策の基本的方向性

- 障害者総合支援法における就労継続支援事業等の福祉的就労に係るサービスの充実に努めます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援施設等からの物品等調達を推進します。

#### 具体的取り組み

##### (1) 福祉的就労の場の確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
就労継続支援事業（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な障がい者に対して、就労や生産活動の場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者就労施設等からの優先調達の推進	飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に沿って、関係各課に対して優先調達に関する働きかけを行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

### 1. 地域活動への参加促進

#### 現状と課題

障がいがある人もない人も、ともに地域で生活する者として様々な地域の活動や行事に参加できる環境づくりが求められますが、障がい者が地域活動に参加しようとした場合、地域活動に関する情報不足やコミュニケーションの問題、外出先におけるバリアフリーの問題など、様々な社会的障壁があることが考えられます。

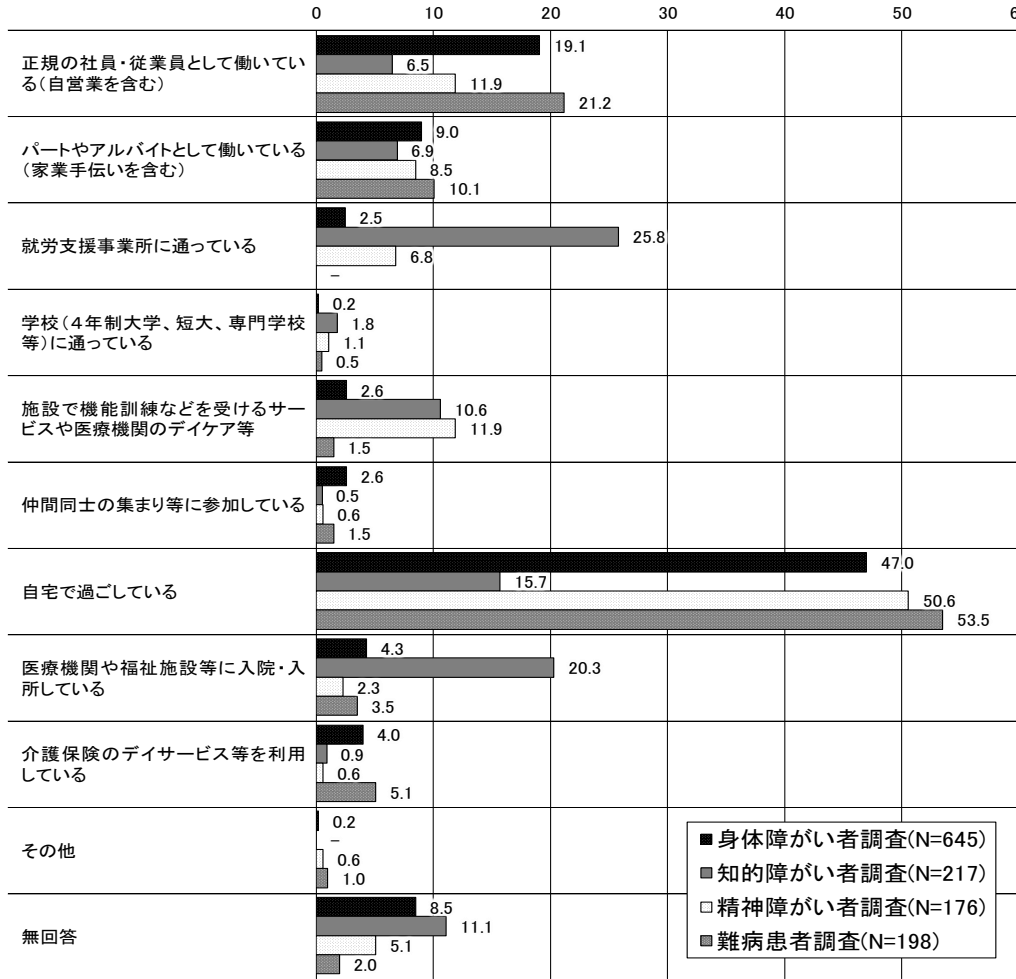
中でも、精神障がい者は公共交通機関の運賃割引が適用されていないため（平成25年度現在）、交通費の負担が外出の機会をさまたげる障壁の一つとなっています。

アンケート調査によると、日中の主な過ごし方として、身体障がい者や精神障がい者の場合「自宅で過ごしている」を選んだ人が回答者の約半数を占めています。また、外出の頻度については「週に2～3回くらい」以下の頻度を選んだ人の割合が（障がい児以外では）約6割～7割を占めており、自宅で多くの時間を過ごす傾向が強いことがわかります。

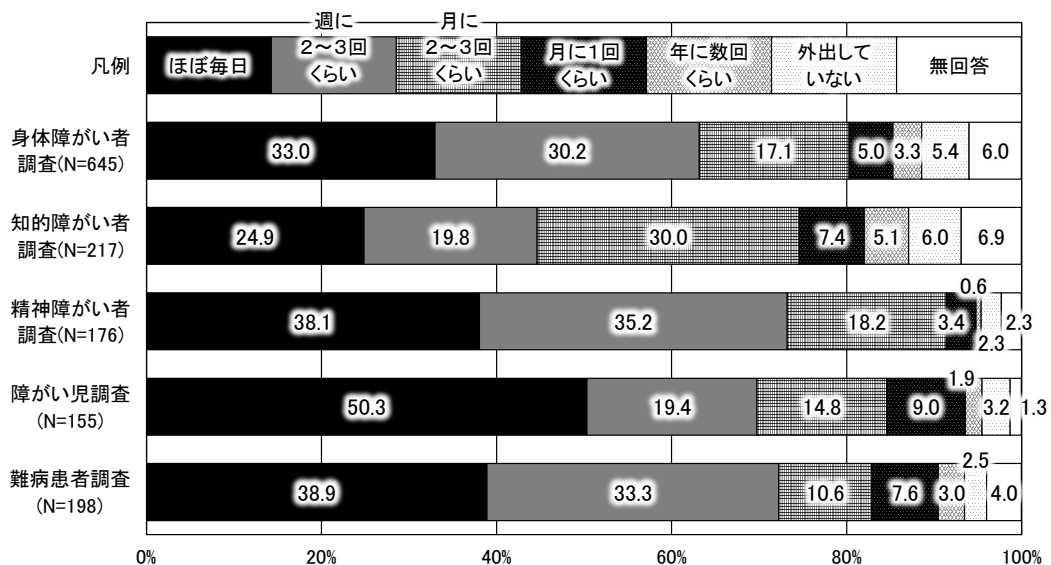
同じくアンケート調査によると、地域の人とのつきあいについては「会えば挨拶しあう程度」を選んだ回答者が最も多く、「自治会等の地域活動と一緒に参加する」などを選んだ回答者の割合は1割未満～2割未満と少なくなっています。

【日中の過ごし方】

(%)

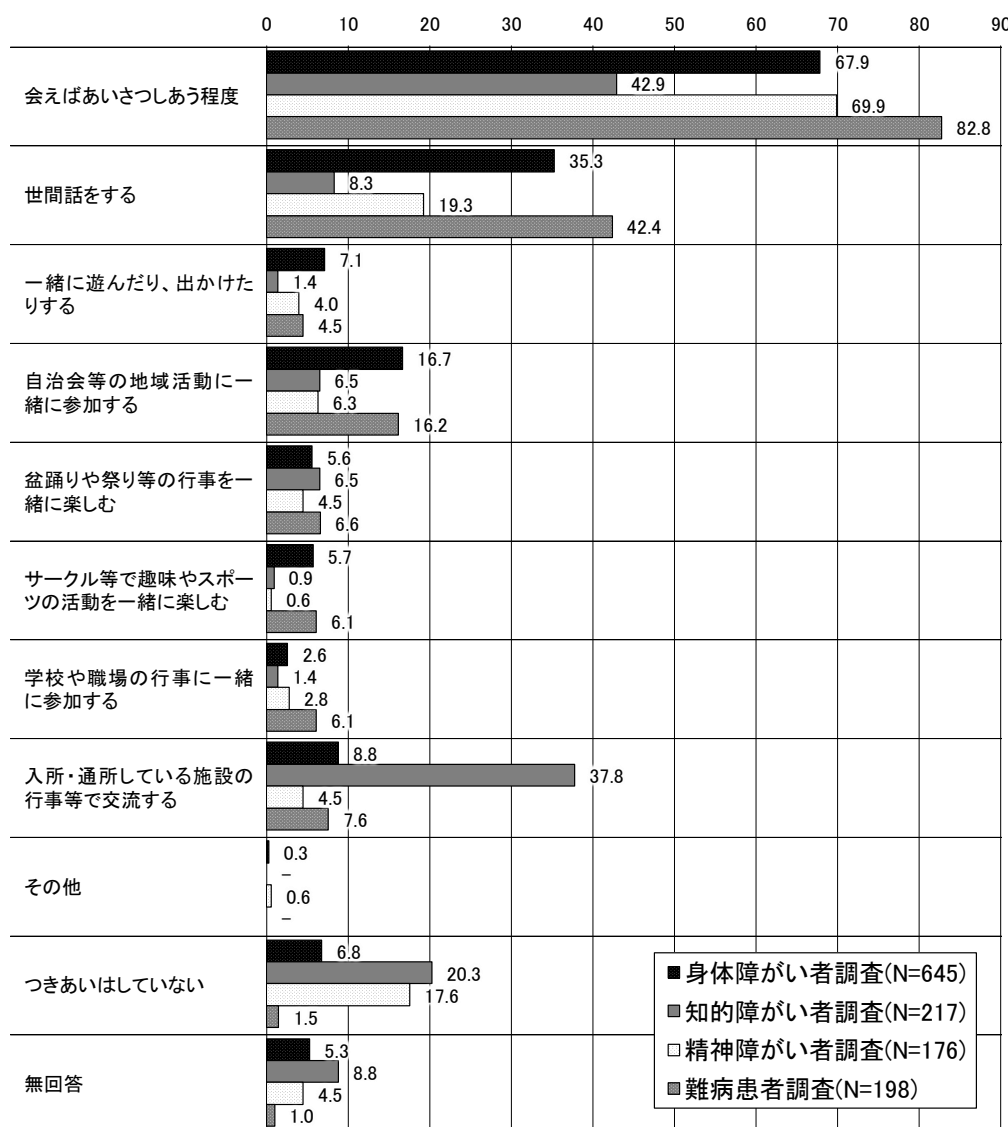


【外出の頻度】



【地域の人とのつきあい】

(%)



○当事者の声

- ・移動手段の確保が難しい。
- ・精神障がい者にはJRも西鉄バスも運賃の半額割引を認めていない。市としても指導して、より多くの当事者が通院できるようにしてほしい。
- ・余暇活動にあたって、移動に高い交通費がかかることが課題になっている。それによって余暇活動のための外出が非常に少なくなる。車いすが数台乗せられる乗合タクシーなどがあれば、通院や余暇活動に利用でき、経済的負担も軽減されると思う。
- ・障がい者用の駐車スペースが少ない。駐車スペースがあっても障がいのない人の車が止まっている。

施策の基本的方向性

- 障がい者が地域の活動・行事に参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、障がい者に対する情報提供や理解の促進など社会的障壁を除去するための取組みを推進します。
- バリアフリーマップの活用を通じて、市内のバリアフリー施設等に関する情報提供に努めるとともに、障がい者の社会参加に関する市民意識の向上を図ります。

## 具体的取り組み

### (1) 地域活動への参加促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
公民館活動等の充実	地域の活動拠点である公民館活動等に障がいのある方が参加しやすいよう、情報提供や環境づくりに努めます。	継続	中央公民館	
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がい者の社会参加・外出支援の一環として、自動車運転免許取得や所有する自動車の改造に関わる費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉バス借り上げの助成	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体が実施する行事でバスを借り上げる際の費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
予約乗合タクシー及びコミュニティバス等の運賃の障がい者割引	障がい者手帳所持者が予約乗合タクシー及びコミュニティバス（八木山地区スクールバスの一般混乗分を含む）を利用する際の運賃の割引を行います。	新規	商工観光課	
市営駐車場における駐車料金の減免	飯塚市営駐車場条例に基づき、障がい者に対する市営駐車場の駐車料金減免を行います。	継続	生涯学習課 建設総務課 社会・障がい者福祉課	
バリアフリーマップの活用	市内のバリアフリー施設や障がい者用トイレ（車いす、オストメイト*対応）設置箇所等を示したバリアフリーマップについて、障がい者等への周知を図り、活用を促進します。	拡充	社会・障がい者福祉課	○
まごころ駐車場の整備	車の乗り降りに配慮が必要な障がい者や高齢者などが、公共施設や店舗等で特定の場所に車を停めて安全かつ安心して施設を利用できるように支援する「ふくおか まごころ駐車場」について、市内の公共施設等への拡大に努めます。	拡充	社会・障がい者福祉課	○

#### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
リフト車貸出しサービス	障がい者等の社会参加支援のため、リフト付きワゴン車の貸し出しサービスを実施します。	飯塚市社会福祉協議会
移送支援事業（ボランティア移送サービス）	障がい者等の社会参加支援のため、移送支援事業（ボランティア移送サービス）を実施します。	飯塚市社会福祉協議会

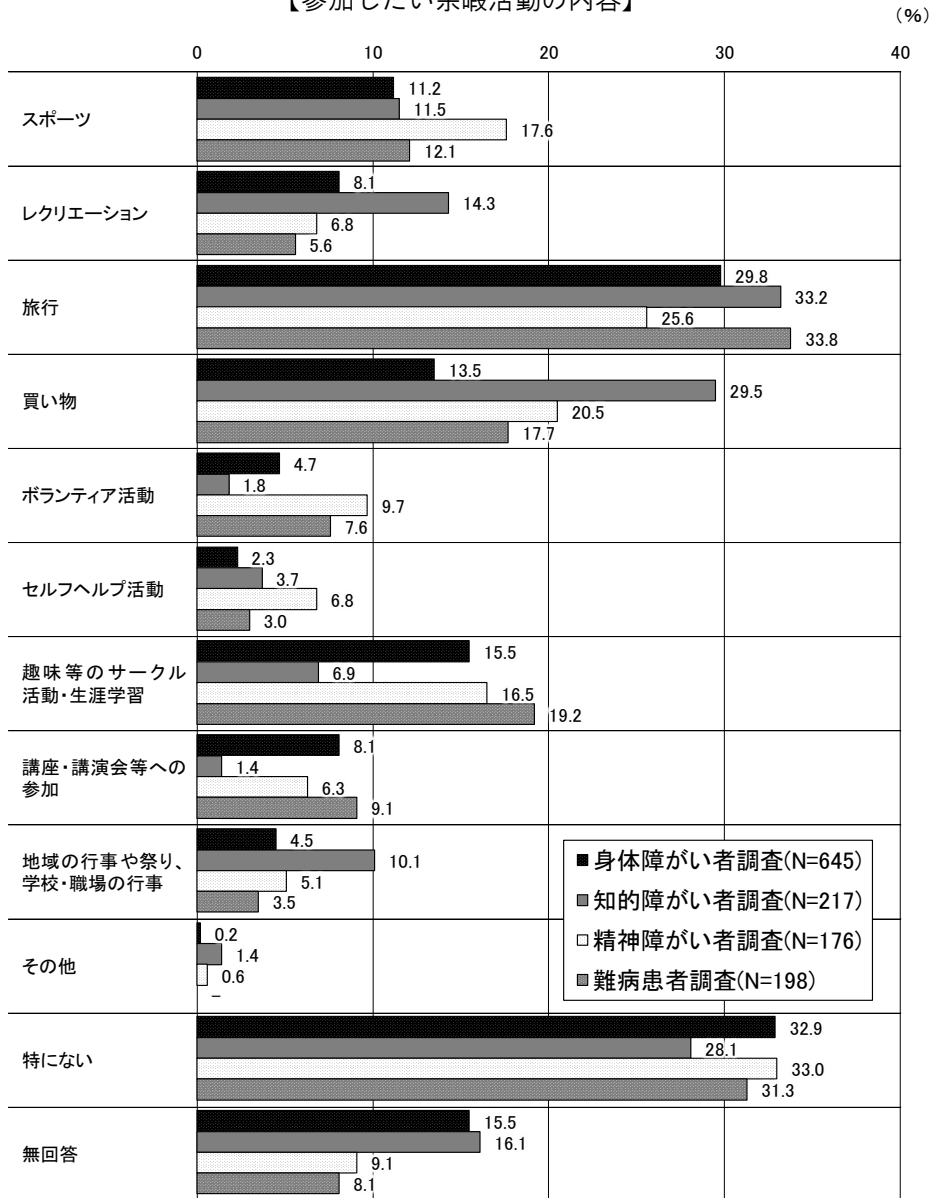
## 2. スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進

### 現状と課題

アンケート調査によると、障がい者が余暇活動としてやりたいことについては、旅行や買い物をはじめ、スポーツ、レクリエーション、生涯学習活動等さまざまであり、障がいの有無にかかわらず自らの人生を主体的に生きることができるよう、身近な地域において楽しみや豊かさを体感できる環境づくりが求められています。

本市には、障がい者のスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として「サン・アビリティーズいいづか」があり、今後も障がい者の社会参加を支援する本市の障がい者福祉に関わる貴重な社会資源として活用していくことが大切です。

【参加したい余暇活動の内容】



#### ○当事者の声

・もっと身近に、旅行や趣味のサークルなどに参加できる仕組みがあればと感じることがある。

## 施策の基本的方向性

- 「飯塚国際車いすテニス大会」「さわやかスポーツ大会」等の各種大会の開催を支援するとともに、障がい者団体等と連携して周知と参加促進に努めます。
- 障がい者作品展などに関する広報活動の充実を図り、出展、参加機会の提供に努めます。
- 障がい者の学習活動、サークル活動への参加促進を図るため、公共施設使用料減免制度などの情報提供やその他の活動支援に努めます。
- サン・アビリティーズいづつかの管理運営について、指定管理者と連携し、障がい者がより利用しやすい環境づくりに努めます。

### 具体的取り組み

#### (1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある人とない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	拡充	社会・障がい者福祉課	○
さわやかスポーツ大会	市内に居住する障がい者のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
ふれあいSTT（盲人卓球）大会	STT（サウンドテーブルテニス）を通じて障がい者間の親睦を図るとともに、ボランティアなどの参加を促進し、障がい者との交流を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい者アーチェリー大会	障がい者アーチェリー大会を開催し、障がい者の社会参加促進と、障がいのない人とのスポーツを通じた交流や情報交換の機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづつかで障がい者を対象に実施している華道、茶道、料理、絵画、書道等の各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間にあわせて、サン・アビリティーズいづつかや市役所において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(2)「サン・アビリティーズいづか」の活用

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者の活動の場の提供	指定管理者による適切な施設管理・運営により、障がい者の活動拠点施設としての充実を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児・者相談会	NPO法人いづか障害児者団体協議会等の主催により、サン・アビリティーズいづかにおいて障がい当事者や家族などが相談に応じるピアカウンセリング等の相談会の実施を支援します。 (毎月第1土曜日：精神障がい者対象、第2土曜日：聴覚障がい者・精神障がい者家族対象、第3土曜日：全般的な相談、第4土曜日：身体障がい者対象)	継続	社会・障がい者福祉課	
屋内プールの活用	障がい者のプール利用促進を図るための管理・運営を図るとともに、障がいのある人とない人との交流の場としての活用を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	
リフト付き車両の利用促進	サン・アビリティーズいづかで所有するリフト付き車両を、障がい者団体や施設利用者の送迎等に活用します。	継続	社会・障がい者福祉課	



### 3. 当事者・団体の自発的活動に対する支援

#### 現状と課題

本市にもさまざまな障がい当事者の組織や団体が存在し、それぞれ独自の活動を展開しています。

当事者の自発的な活動は、当事者同士の悩みや心配ごとを分かち合い支え合うだけでなく、地域社会に対して障がい者理解を促進させる意味をも持ち合わせています。

障がい者団体を対象としたヒアリング調査によると、新規加入者が減少傾向にある団体がいくつか見られる一方で、団体への加入を通じて悩みを相談する相手や生活に必要な情報交換の場を得たり、必要な支援につながるきっかけをつかむことができるといったメリットも報告されています。

悩みを分かち合うことのできる当事者間の支え合いは、地域での孤立を防ぐことにもつながります。当事者の自発的な活動に対する支援・協力を行うとともに、団体等の存在を広く周知することが大切です。

#### ○当事者の声

- ・会員の高齢化や新規会員の加入がほとんどなく、おのずと活動の規模や範囲が限られてくる。
- ・会の存在をいかに周知するかが難しい。

## 施策の基本的方向性

- 「ふれあいサマースクーリング」「あすなるキャンプ」など障がい児・者の社会参加につながるイベントを推進します。
- 団体等が実施する各種活動に対して支援を行うとともに、障がい者手帳取得者等に障がい者団体等の存在を広く周知します。

### 具体的取り組み

#### (1) 当事者による交流活動等の促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
ふれあいサマースクーリング	夏休み期間中に、市内に居住する小学生から高校生までの障がい児を対象としたスクーリングを実施し、障がい児の社会参加促進を図ります。あわせて、スクーリングに参加する学生ボランティアが障がい児とともに様々なカリキュラムに取り組むことを通じて、ボランティアとしての人材育成を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
あすなるキャンプ	市内に居住する障がい児・者とその保護者等を対象に実施し、社会参加促進を図ります。障がい児・者が集団生活の中で様々なことを体験する場として、また同じ悩みなどを抱える保護者間の交流の場となるように、内容の充実に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○

#### (2) 障がい者団体への支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者団体の支援	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の当事者や家族が組織する団体を支援し、障がい者の自立更生、社会参加の促進を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉バス借上げの助成	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体が実施する行事でバスを借上げる際の費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者団体等紹介パンフレットの作成	障がい当事者やその家族等で構成される団体等を紹介するパンフレットを作成し、団体等の周知に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

#### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
春の障がい児・者バスハイク	障がい児・者とその家族間の交流、ボランティアとの交流を促進するため、日帰りのバスハイクを実施します。	飯塚市社会福祉協議会

### 1. 道路・生活空間の整備

#### 現状と課題

障がい者が地域で様々な活動に主体的に参加するためには、安全で快適に外出・移動できる道路や生活空間の整備が不可欠です。

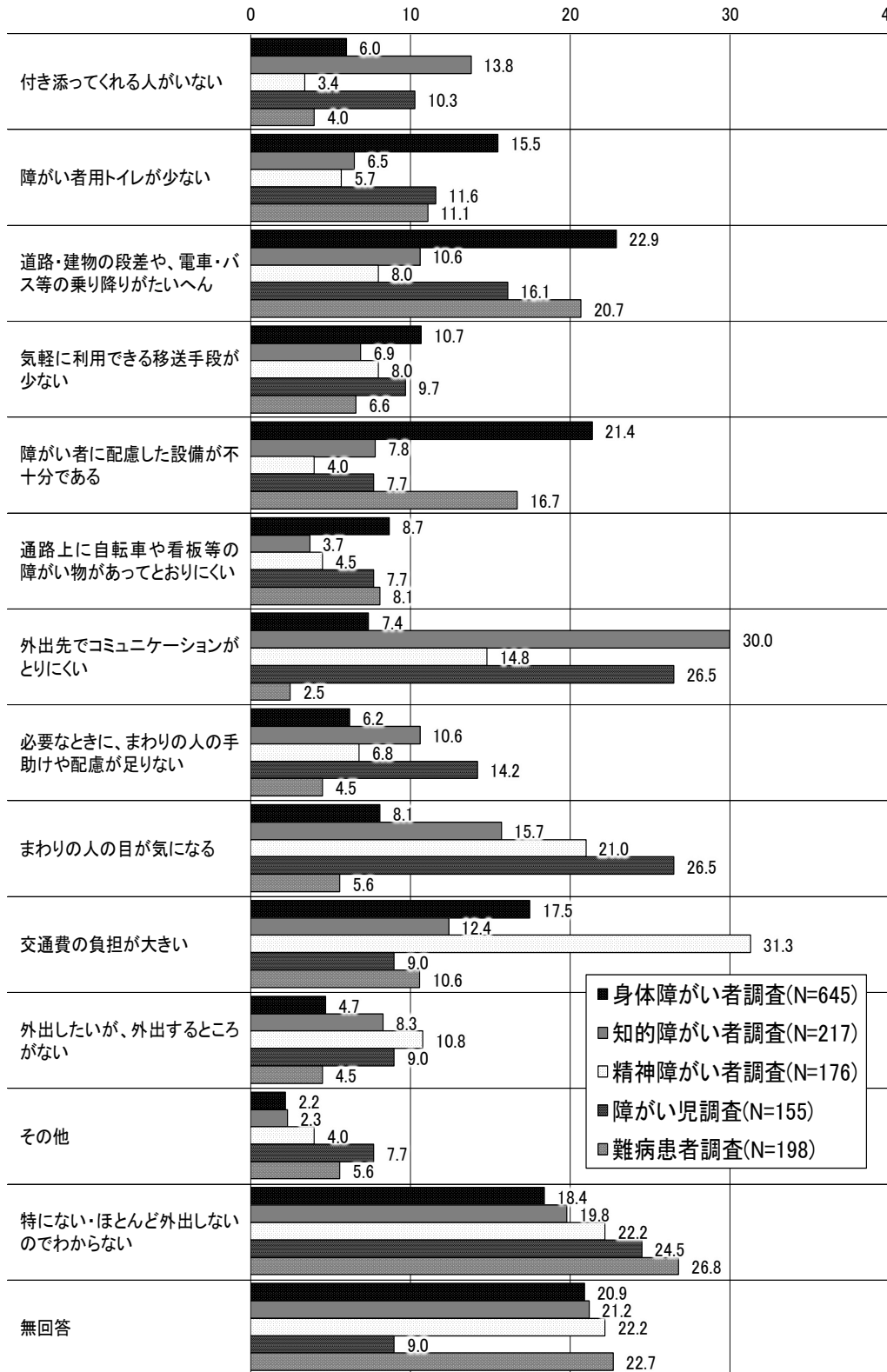
アンケート調査によると、身体障がい者については外出時に不便や困難を感じることで「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」「障がい者に配慮した設備が不十分である」を選んだ人の割合が最も高くなっています。

市役所等の公共施設や学校、社会教育施設などの市民生活に密着した施設については、障がい者の利用に配慮した整備・改善が求められます。

さらに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、道路や建築物など生活空間の整備・改善が一層促進されるよう努める必要があります。

【外出先で不便や困難を感じること】

(%)



### ○当事者の声

- ・市立学校のバリアフリーが遅れているように感じる。
- ・通路に設置してある構造物などが、外出の際にバリアになることがある。
- ・車いすで出かけるのですが、道路と歩道との段差があり、通りにくいです。
- ・障がいのある方に配慮したまちづくりをもっと積極的に行うべきだと思う。狭い道路や段差が多いと感じる。また、障がいのある方へ自然と手を貸すことのできる環境、意識づくりが足りないと思う。大人たちがそういった姿を子供に見せていくことが非常に大切だと感じる。
- ・計画・施工の段階から障がいのある方と密接に意見交換しながら安心して生活できる居住空間を作り上げてほしいと思います。
- ・私は、実際に障がい者の方と触れ合う機会がない限り、本当の意味での障がい者への理解はないと思います。障がいに関する教育を行うことと同時に国や市が交通機関のバリアフリー化を進め、障がい者の方が当たり前に、また自発的に外に出ていけるようにすることが必要なと思います。
- ・毎年、飯塚市は国際車いすテニス大会を開催しているが、その期間のみ注目されるのではなく、年間を通じて「障がい者のイベントといえば飯塚市」というくらい有名な特色のある街になってほしい。車いすの外国人をたくさん見かけるような国際都市、車いすの高齢者が買い物や散歩ができるまち、ベビーカーを押して参加できるコンサート等、夢は膨らみます。

### 施策の基本的方向性

- 市民生活に密着した公共施設や市庁舎等の建設・改修等に当たっては、障がい者や高齢者等の関係団体の意見を反映させながら、障がい児・者の利用に配慮したバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく施設・設備の整備を図ります。
- 障がい者や高齢者に配慮した公園、スポーツ・レクリエーション施設等の整備・改善に努めます。
- 道路環境の整備等にあたり、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- 拠点連携型の都市づくりにあたっては、障がい者や高齢者に配慮した生活空間の創出に努めます。
- 民間施設に対して、バリアフリー法や「福岡県福祉のまちづくり条例」等に関する啓発に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 道路・生活空間の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
道路改良事業	幅広い歩道の整備、段差の解消、視覚障がい者誘導ブロック等の設置促進を図ります。	継続	土木建設課	○
交通安全施設の整備（交通安全対策事業）	障がい者等の交通弱者はもとより、すべての市民が安全・安心して通行することができるよう、道路反射鏡や防護柵の設置、歩道切り下げ等を行います。	継続	土木管理課	
中心市街地活性化基本計画に基づく生活空間整備	中心市街地活性化事業実施の際には、障がい者の社会参加を促進する生活空間整備に努めます。	継続	中心市街地活性化推進課	
公園施設・設備等の整備・管理	障がい者の利用に配慮した公園施設・設備の整備や維持管理に努めます。	継続	健康・スポーツ課 都市計画課	○

### (2) 公共施設等の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
公共的施設等整備事業	市庁舎等の施設のバリアフリー化等のもとより、施設までの道路改良や交通網確保等も考慮した総合的な視点による整備・改良に努めます。	継続	総務課 庁舎建設対策課 各施設所管課	○
学校施設の整備	小・中学校のバリアフリー化のため、各校からの施設・設備改善等の要請に適切に対応していきます。	継続	教育総務課	○
社会教育施設等の整備	公民館や体育施設等で障がい者にとって利用しづらい施設について、エレベーターやスロープ設置等のバリアフリー化に努めます。	継続	中央公民館 健康・スポーツ課	○
民間施設に対する啓発	不特定多数の人が利用する民間施設等に対して、県土整備事務所建築指導課と連携を図り、建築物に関する法令等の啓発に努めます。	継続	建築課	

## 2. 交通バリアフリーの推進

### 現状と課題

障がい者が外出時にバスや電車等の公共交通機関を利用する際には、施設や車両等において、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由など様々な障がい特性に対応したバリアフリー化が求められます。

交通事業者に対するヒアリング調査によると、市内の一部の交通機関では、障がい者にとって利用しづらいため施設改善の要望が出されていることがわかりました。

誰もが障がいの有無にかかわらず様々な公共交通機関を利用して外出できるよう、バリアフリー法に基づき、障がい者に配慮した施設整備や運行車両等の改善が望まれます。

### 施策の基本的方向性

- 障がい者の利用に配慮した交通機関の施設整備等について、事業者に要請していきます。
- 市営のコミュニティバス等におけるバリアフリー化を関係各課・機関等へ要請し、あらゆる市民の利用に対応できるよう、利便性向上を図ります。

### 具体的取り組み

#### (1) 障がい者が利用しやすい交通環境の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
交通機関における各種バリアフリー推進の要請	施設や車両のバリアフリー化に加え、視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した音声誘導や案内板表示による情報提供などを交通事業者へ要請していきます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市営の交通機関におけるバリアフリー推進の要請	コミュニティバスや予約乗合タクシーの運行事業における車両等のバリアフリー化について、関係各課・機関等へ要請していきます。	継続	社会・障がい者福祉課	

### 3. 防災・防犯体制の整備

#### 現状と課題

障がい者や高齢者が地域で安心して安全に生活していくためには、適切な防犯・防災対策を確立する必要があります。

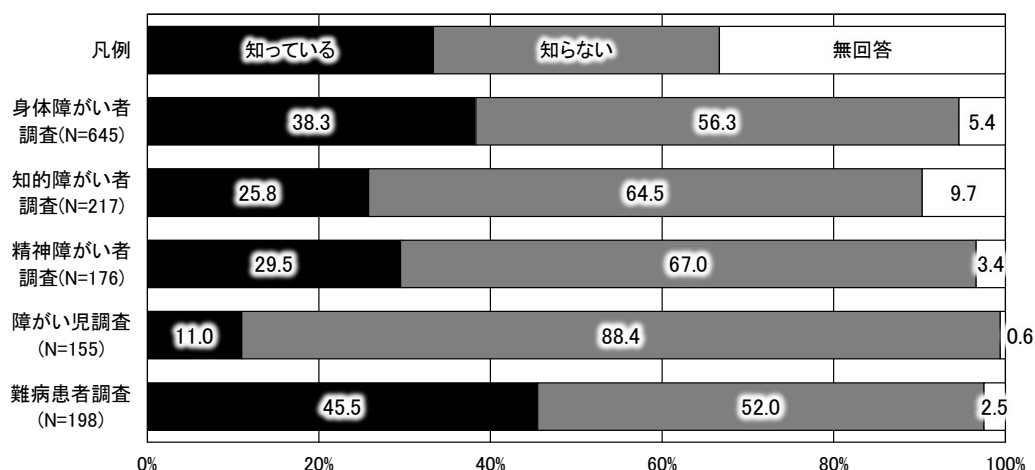
アンケート調査によると、自宅近くの災害時の避難場所を「知っている」と回答した人は、いずれの障がい種別においても半数未満となっています。また、災害時の対策を「立てている」と回答した人は全体の一割程度にとどまっており、防災に関する知識の普及と啓発が急務と考えられます。

同じくアンケート調査によると、災害が起きた場合に必要となる支援については「薬や日常生活用具等の備蓄」「医療的ケアの確保」「避難場所における多目的トイレなどの障がいに配慮した設備の確保」などが多くなっており、障がいの特性に応じた支援が求められていることがわかります。

災害だけでなく、犯罪等も含めた非常時にスムーズな支援ができるよう、地域住民等が行う自主防災・防犯組織\*の設立により、地域を主体とした支援体制を確立することが必要です。

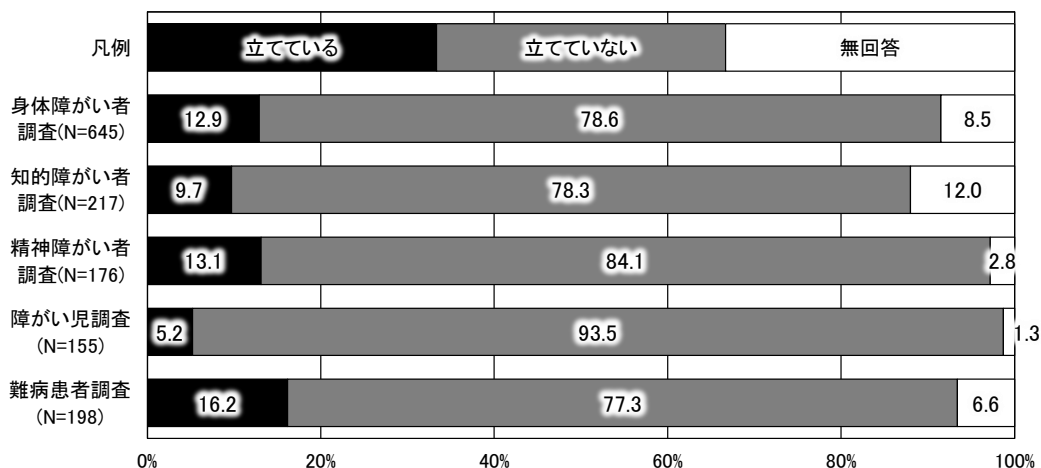
また、全国の消費生活センターでは、障がい者をねらった消費者トラブルの相談が年々増加していることから、障がい者がこのようなトラブルに巻き込まれることのないよう、消費者問題に関する啓発や相談窓口等の情報提供が必要です。

【自宅近くの災害時の避難先の認知状況】

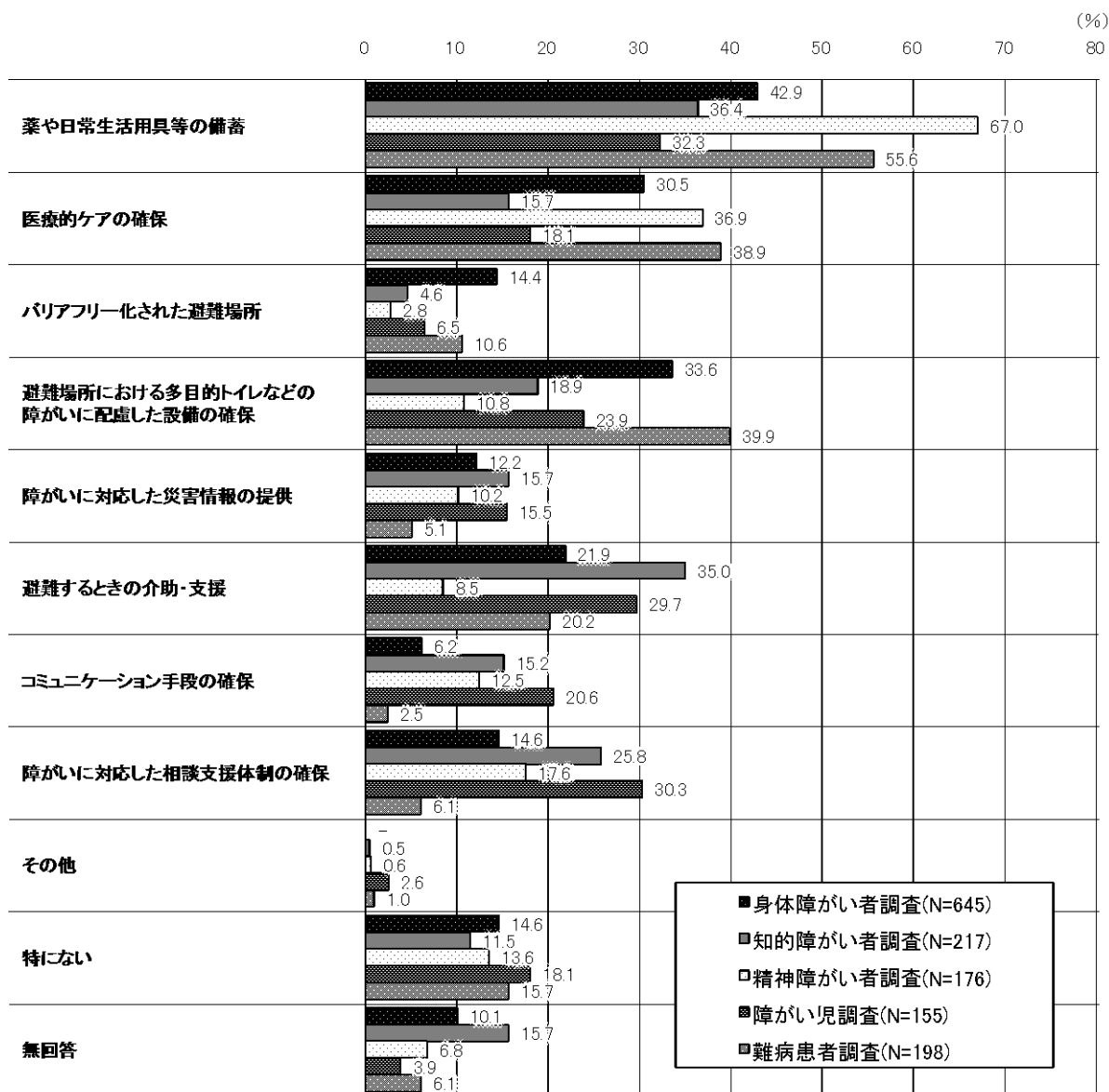




【災害時の対策】



【災害が起きた場合に必要となる支援】



### ○当事者の声

- ・災害時などに、身近で頼れる人を確保できていない。
- ・視覚・聴覚・言語障がい等、コミュニケーションに特別な方法を必要とする人の緊急時の連絡方法を確保しておかなければならない。
- ・飯塚市が始めた(スーマ)装具の備蓄は会員には周知しているものの、非会員では知らない人も多い。また、保存期間が短いと思っている人も多く、実際の保存期間(3年くらい)についての周知を図っていききたい。
- ・精神障がい者家族・当事者は地域生活において孤立状態になることが多い。そのため、日頃から見守りがほしい。
- ・知的障がい者は判断能力が不十分なので、指導者・誘導者が迅速に指導して身の安全を図ってもらいたい。
- ・精神障がい者は心的なバランスを崩しやすく、そのようなときに高額な商品を買ったり、同じ品を買ったりすることが多く、生活が崩れる。
- ・特に聴覚障がい者や知的障がい者などをめぐる商品売買トラブルが絶えません。売る側への啓発活動の積極化を望みます。

### 施策の基本的方向性

- 広報紙・パンフレット等により、防災知識の普及啓発と避難場所等の必要な情報を提供するとともに、避難場所掲示案内板等の設置を図ります。
- 飯塚市地域防災計画等に基づき、地域と連携した自主防災組織の設立や防犯ボランティアの育成を図ります。
- 福祉避難所の設置や必要な用具の備蓄など、障がいの特性に応じた災害時支援体制の確立に努めます。
- 消費者としての障がい者の利益を守るため、消費者トラブルに関する相談窓口やトラブルからの救済等に関する知識の普及を図るとともに、障がい者団体等と連携してトラブルの防止と早期発見に努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 防災・防犯対策の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
災害時要援護者に対する支援の充実	地域防災計画及び避難支援プラン*全体計画に基づき、避難支援プラン個別計画の策定や、災害弱者に対する避難所生活の支援拡充を推進します。また、避難等の際に支援が必要な障がい者等を把握するための台帳を整備し、迅速かつ的確な情報提供に努めます。	継続	防災安全課 介護保険課 高齢者支援課 社会・障がい者福祉課	○
広報・ホームページによる防災情報の提供	広報いづかやホームページ等で、避難場所等も含めた様々な防災情報の提供に努めます。	継続	防災安全課	○
携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、避難勧告等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	防災安全課	○
避難場所の確保・周知	地域における避難場所の確保と市民への周知を図るとともに、避難施設での障がい者用設備の整備に努めます。	継続	防災安全課 各施設所管課	
福祉避難所の設置	災害時に援護が必要な高齢者や障がい者等が一般の避難所に避難した後に、障がい等の状態に応じた対応が必要となった場合、二次避難所としての福祉避難所を設置します。	継続	防災安全課 介護保険課 社会・障がい者福祉課	
災害時に備えたストーマ*装具の保管	災害時の避難生活に備えるためストーマ装具の備蓄を希望する人の装具を預かり、市役所本庁及び各支所に保管します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
地域における自主防災活動への支援	地域の関係団体等と連携して自主防災組織の設立を促進するとともに、地域単位でのハザードマップ*の作成を支援します。	継続	防災安全課	
防犯ボランティアの育成	地域の関係団体等と連携して、防犯ボランティアの育成に努めます。	継続	防災安全課	

(2) 消費者トラブルの防止

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
消費者トラブルに関する情報提供	障がい者の消費者トラブルの相談窓口や被害からの救済等に関する情報提供を行い、知識の普及を図ります。	新規	社会・障がい者福祉課	○
障がい者団体等との連携	障がい者団体や地域住民等と連携し、障がい者をねらった消費者トラブルの防止と早期発見を図ります。	新規	社会・障がい者福祉課	

【参考】 関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
災害救援ボランティア活動	市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、災害救援ボランティアセンターを設置・運営します。	飯塚市社会福祉協議会

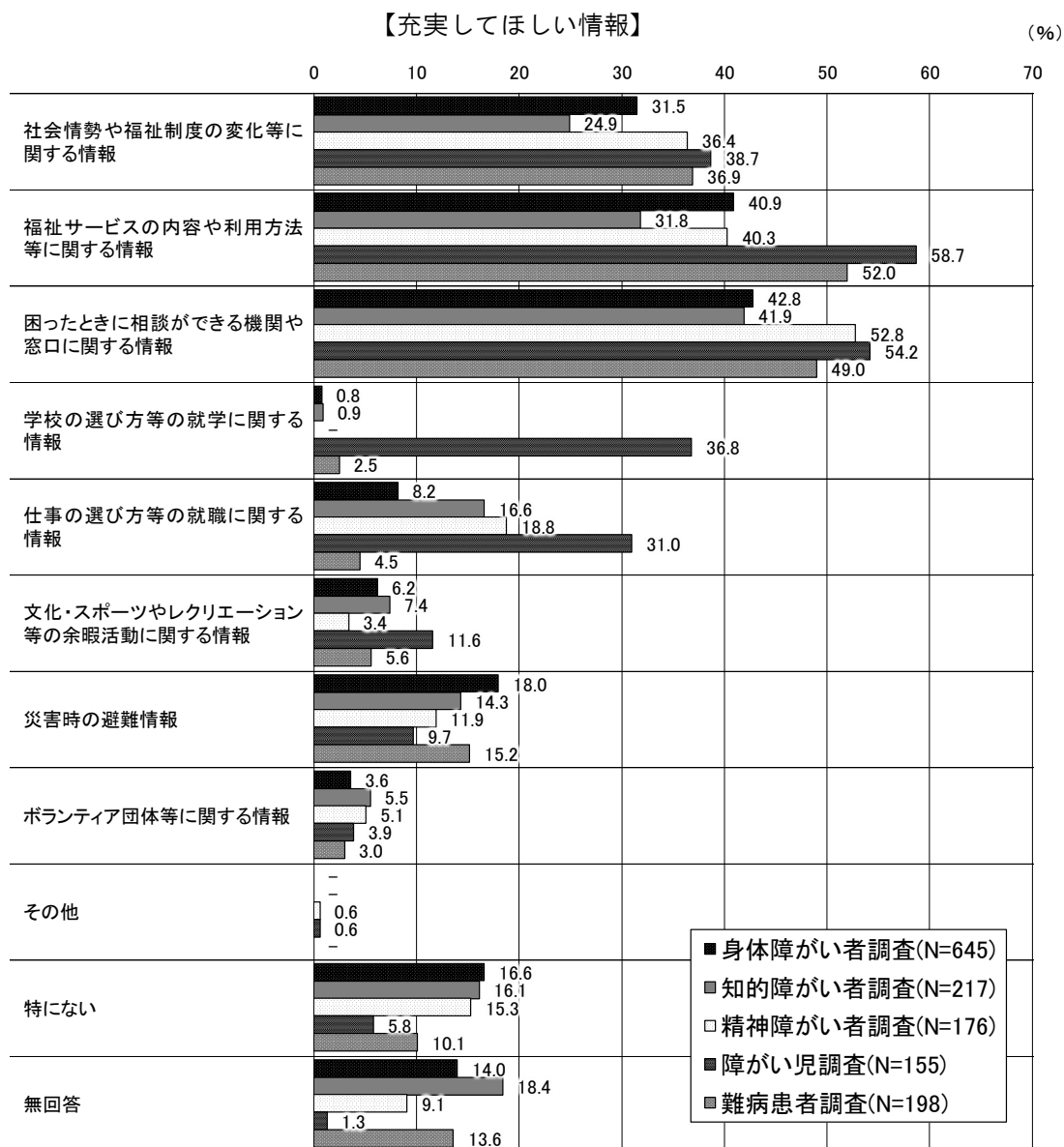
# 第9章 情報の取得・利用の円滑化及び意思疎通支援の充実 【情報アクセシビリティ\*】

## 1. 情報バリアフリーの推進

### 現状と課題

表現の自由、知る権利、情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がい者が必要な情報を円滑に取得・利用するとともに、司法手続の場などにおいても自らの権利を行使できるよう、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

アンケート調査によると、今後充実してほしい情報として「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」を求める人が最も多くなっていることから、支援を必要としている人に適切に情報が行き届くよう、きめ細かな提供体制を整備することが必要です。



### ○当事者の声

- ・障がい福祉の窓口だけに行くわけではないので、本庁・支所含めて、障がい者が窓口に来そうな部署には支援センターのパンフレット等を置いていただき、何かあれば相談できるという情報を伝えられたらよい。
- ・障がいのある子どもの支援サポートの情報が全く届いてきません。障がいは病院で見つかるケースが多いので、病院で障がいのある子どものためのこれから受けられるサポート、施設等の情報をまとめた冊子のようなものを準備して手渡していただけるとありがたいです。
- ・情報が入りづらいし、入った時は期間が過ぎていて・・・取り残されたような気持ちになり、すぐ落ち込みます。
- ・私は難聴で電話ができません。なのに何でも(手続きや相談)電話を求められ困ります。直接窓口へ行くにも、交通の便や体調不良で行きづらい。メールが利用できたらいいのにといつも思っています。

### 施策の基本的方向性

- 障がい児・者等を対象としたガイドブック等を作成・配布し、福祉制度やサービス等に関する情報提供に努めます。
- 障がい者が自らの意思を表示し、円滑に権利を行使することができるよう、当事者の意見を反映させながら、個々の障がい特性に応じた意思疎通手段を確保することに努めます。

## 具体的取り組み

### (1) 障がい者が利用しやすい情報の提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者ガイドブックによる情報提供	障がい者福祉に関する各種相談窓口や障がい者手帳、各種サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児・者の生活に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい児ガイドブックによる情報提供	障がい児の保護者等を対象に、各種相談窓口や福祉サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児の養育に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、避難勧告等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	防災安全課	

### (2) 意思疎通手段の確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣について、利用者の意見を反映させながら利便性の向上に努めます。	拡充	社会・障がい者福祉課	○
日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の利用促進	活字文書読み上げ装置や情報・通信支援用具等、情報の取得や意思疎通を支援する日常生活用具の周知を図り、利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

#### 【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社協情報テレフォンサービス	音訳ボランティアと連携して、各種情報をフリーダイヤルのテレフォンサービスにより提供します。	飯塚市社会福祉協議会

## 2. 行政機関におけるバリアフリー化の配慮

### 現状と課題

各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障がい者にとって社会的障壁となっている事柄を除去するため必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。

行政情報は市民の日常生活及び社会生活を下支えする基本情報であり、障がいの有無にかかわらず誰もが取得・利用しやすいように配慮されたものでなければなりません。

また、行政機関の職員等に対して、障がい者に関する理解を促進するための研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図る必要があります。

### 施策の基本的方向性

- 障がいがあることによる情報格差を生じさせないよう、行政文書の点訳や音訳など障がい特性に応じた必要な配慮を行います。
- 障がい当事者の意見を反映させながら、わかりやすい行政情報の提供に努めます。
- 市職員等に対して、障がい者に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、障がい者とのコミュニケーションの円滑化を図ります。



## 具体的取り組み

### (1) 行政機関における配慮

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
行政文書等の点訳・音訳	各種通知等の行政文書の点訳・音訳による提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
郵便物への点字テープラベル貼付	視覚障がい者が郵便物の中身を判別できるよう、封筒への点字テープラベル貼付を推進します。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
投票所における点字候補者名簿の整備	選挙等の投票所において点字による候補者名簿を整備し、視覚障がい者が円滑に投票できるようにします。	継続	総務課	
「声の広報」の発行	音訳ボランティアとの連携により「広報いづか」を音訳して希望者に提供するとともに、利用拡大のための周知に努めます。	継続	情報推進課 社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の配置	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市職員を対象とした手話研修	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、公募による市民参加者と合同で行うなど、市民・関係団体との協働に努めます。	継続	人事課	○

# 資 料

---



# ■ 飯塚市障がい者施策推進協議会規則 ■

平成 18 年 3 月 26 日  
飯塚市規則第 114 号  
改正 H19—38(題名改称)、H25—25

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 21 号)第 3 条の規定に基づき、飯塚市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(H19—38 一改)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項
- (3) 所管に属する社会福祉法人に関する事項
- (4) その他障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項

(H19—38、H25—25 一改)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 障がい者及び障がい児福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(H19—38 一改)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(H25—25 一改)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## ■ 平成 25 年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 ■

番号	氏名	団体名	委員区分	備考
1	鐘ヶ江 淳一	近畿大学九州短期大学教授	学識経験者	会長
2	丸野 陽一	飯塚医師会（丸野クリニック院長）	学識経験者	副会長
3	許斐 孝史	社会福祉法人 佐与福祉会 多機能型児童発達支援事業所 森の子 管理者	社会福祉関係者	
4	高橋 泰子	社会福祉法人茜会 理事長	社会福祉関係者	
5	淵上 忠彦	社会福祉法人穂波学園 理事長	社会福祉関係者	
6	山本 真理子	医療法人 社団豊永会 グループホームぼくらの家 施設長	社会福祉関係者	
7	江原 喜人	独立行政法人労働者健康福祉機構 総合せき損センター 医用工学研究員	社会福祉関係者	
8	秦 美喜子	飯塚市社会福祉協議会 事業第1課長	社会福祉関係者	
9	時川 宏臣	飯塚市民生委員児童委員協議会理事	社会福祉関係者	
10	堂園 欣寛	飯塚市身体障害者福祉協会副会長	福祉団体代表者	
11	野上 和男	飯塚市手をつなぐ親の会会長	福祉団体代表者	
12	辻田 雄一	嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会会長	福祉団体代表者	
13	内菌 雅浩	飯塚市立小・中学校校長会（片島小学校校長）	教育関係者	
14	井上 清和	飯塚公共職業安定所所長	関係行政機関 代表者	
15	河原 信子	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 社会福祉課長	関係行政機関 代表者	
16	多田 憲昭	飯塚市自治会連合会副会長	その他 住民代表等	
17	原 英之	部落解放同盟飯塚市協議会副委員長	その他 住民代表等	
18	新 良一	公募委員	その他 住民代表等	
19	泉地 智	公募委員	その他 住民代表等	

## ■ 飯塚市障がい者計画策定の経緯 ■

開催日	内容
平成 25 年 7 月 11 日	<b>■第 1 回 飯塚市障がい者施策推進協議会</b> ・ 計画策定の考え方及び計画の期間 ・ 策定の方法及びスケジュール ・ 障がい者等を対象としたアンケート調査について ・ 障がい者団体等を対象としたアンケート調査について
平成 25 年 8 月 5 日～ 8 月 23 日	<b>■障がい者等実態調査（アンケート調査）の実施</b>
平成 25 年 8 月 23 日～ 9 月 14 日	<b>■障がい者等実態調査（ヒアリング調査）の実施</b>
平成 25 年 9 月 25 日	<b>■第 2 回 飯塚市障がい者施策推進協議会</b> ・ 第 2 期飯塚市障がい者福祉計画の推進状況について ・ 第 3 期計画の策定に係る障がい者等実態調査結果について （アンケート調査結果及びヒアリング調査結果）
平成 25 年 11 月 14 日	<b>■第 3 回 飯塚市障がい者施策推進協議会</b> ・ 障がい者等実態調査結果の分析 ・ 飯塚市の地域特性と障がい者の現状 ・ 第 3 期計画の基本理念、基本目標及び施策体系
平成 25 年 12 月 4 日	<b>■第 4 回 飯塚市障がい者施策推進協議会</b> ・ 各論の構成 ・ 各施策分野の内容
平成 25 年 12 月 25 日	<b>■第 5 回 飯塚市障がい者施策推進協議会</b> ・ 前回の協議会で審議した施策分野に関する資料の改訂 ・ 各施策分野の内容
平成 26 年 1 月 21 日	<b>■第 6 回 飯塚市障がい者施策推進協議会</b> ・ 前回の協議会で審議した施策分野に関する資料の改訂 ・ 各施策分野に係る横断的視点 ・ 市民意見募集について
平成 26 年 2 月 3 日～ 2 月 24 日	<b>■飯塚市障がい者計画（原案）に関する市民意見募集の実施</b>
平成 26 年 3 月 11 日	<b>■第 7 回 飯塚市障がい者施策推進協議会</b> ・ 計画原案の修正等 ・ 計画書巻末資料
平成 26 年 3 月 20 日	<b>■飯塚市障がい者施策推進協議会会長より市長へ計画案を答申</b>
平成 26 年 3 月 28 日	<b>■第 3 期飯塚市障がい者計画（案）を承認・決定</b>

## ■ 飯塚市障がい者計画の関係法律等 ■

(計画書本文への登場順)

用語	解説
障害者権利条約	正式には「障害者の権利に関する条約」。障がいのある人の基本的人権の享有を確保すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した国際的原則。2006年(平成18年)12月13日に第61回国連総会において採択された。我が国では2007(平成19年)年9月に本条約に署名して以来、批准に向けての法整備等が進められてきた。2013年(平成25年)12月に条約締結(批准)の国会承認を得て、2014年(平成26年)1月20日、批准書を国際連合事務総長に寄託した。本条約の規定により、批准書寄託の日から30日目に当たる2014年2月19日に本条約が我が国において効力を生ずることとなった。
障害者基本法	平成5年12月心身障害者対策基本法が全面改正され現行の法律名となる。障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成23年の改正では目的規定や障がい者の定義をはじめ、各種基本的施策に関する規定の見直しが行われた。飯塚市障がい者計画は、同法第11条の規定により策定されているもの。
障害者自立支援法/ 障害者総合支援法	障害者自立支援法は、従来、身体・知的・精神と三つに分かれていた障がい者を一元化し、障がいの種別にかかわらず障がい者の自立を支援するため共通のサービスを提供すること等を目的とする法律。平成18年4月の施行以来、サービスの利用者負担のあり方等に対して多くの問題点が指摘され、平成25年4月からは名称も障害者総合支援法(正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)に改められた。
障害者虐待防止法	正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者に対する虐待の禁止、国や地方公共団体等の責務、虐待を受けた障がい者の保護及び自立を支援するための措置等を定めるとともに、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を擁護することを目的とする法律。平成24年10月施行。
障害者優先調達推進法	正式には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設で働く障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済的自立を促進するため、国や地方公共団体等が物品やサービスを調達する際には障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。平成25年4月施行。
障害者差別解消法	正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする不当な差別的取り扱いによって障がい者の権利利益を侵害することを禁じた法律。障がい者にとっての「社会的障壁」を除去するために行政機関や事業者が行う「必要かつ合理的配慮」について規定されている。平成25年6月に成立、公布。平成28年4月施行。



用語	解説
障害者基本計画	障害者基本法の規定に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本計画。平成5年の障害者基本法成立から10年ごとに策定されてきたが、平成25年度からの第3次計画は、平成23年の同法改正を踏まえて障がい者施策の基本原則等を見直し、平成29年度までの5年間の計画として策定された。
自殺対策基本法	自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成18年10月施行。
障害者雇用促進法	正式には「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。事業主に対して一定の割合に基づく人数の障がい者を雇用することを義務付ける「法定雇用率」を規定している。平成25年には、雇用の分野における障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止や、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えるなどの改正が行われた（平成28年4月以降、段階的に施行）。

## ■ 飯塚市障がい者計画に係る用語解説 ■

(五十音順)

用語	解説
<b>【あ行】</b>	
アクセシビリティ	「近づきやすさ」を意味する英単語であり、障がいのある人にとっても情報やサービスがどれだけ利用しやすい状態にあるかを表す。
育成医療	「自立支援医療」の項を参照。
インターンシップ	学生が在学中に就労体験をすることにより、職業意識を習得するための制度。
うつ病	抑うつ状態を主症状とする精神疾患。躁（そう）病と対比される。うつ症状のみのもの、躁・うつ両方の症状を繰り返すもの等があり、これらを含めて今日では気分障がいと呼ばれている。
オストメイト	腸や膀胱の疾患等により、人工肛門・人工膀胱等を造設した人のこと。
<b>【か行】</b>	
学習障がい	「発達障がい」の項を参照。
共生／共生社会	国や地域社会の中で、人間同士がそれぞれ異なる個性や独自性、文化を尊重しつつ互いに連帯し、共に生きていくこと。障がい者福祉の分野で用いられる場合は、障がいのある人と障がいのない人がともに生きていくことのできる社会のあり方を表す。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」の意味で名付けられた用語。
健康寿命	健康で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護事業	自分の権利や支援の必要性を表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者がその権利を主張し、行使できるようにするための事業。具体的には、判断能力が一定程度はあるが十分ではない高齢者や障がい者等を対象とした福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を社会福祉協議会が実施している。なお、判断能力が不十分、あるいは常に判断能力を欠いている状況にある障がい者等の場合は、成年後見制度の利用によって権利の擁護を図ることになる。（「成年後見制度」の項を参照）
高次脳機能障がい	頭部外傷、脳血管障がいなどの様々な原因で脳が損傷されたため、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態。
<b>【さ行】</b>	
更生医療	「自立支援医療」の項を参照。
自主防災・防犯組織	災害時に支援が必要な高齢者や障がい者等が近くにいれば救助するなど、安全で安心して暮らせるまちづくりのために地域住民がお互いに助け合う活動を組織的に行うことを目的としたもの。

用語	解説
肢体不自由	上肢・下肢及び体幹機能の障がい。
自閉症	「発達障がい」の項を参照。
重度障がい者医療	重度の障がい者に対する医療費の助成制度。国民健康保険等による公費負担とは別に、地方自治体が独自に行っているもの。障がいの等級や所得の状況など、助成を受けるための要件が定められている。
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する通報や届出の受理、障がい者やその養護者に対する虐待防止のための相談・指導・助言、障がい者虐待防止に関する啓発活動等を行う。障害者虐待防止法に規定されたセンター。
障がい者週間	12月3日から9日までの一週間を指す。国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための期間として障害者基本法に規定されたもの。同法において、国及び地方公共団体は障がい者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う拠点施設。
障がい程度区分／障がい支援区分	障がい者が障害者自立支援法に規定された障がい福祉サービスをどの程度必要としているか明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に表す区分。軽度の「区分1」から最重度の「区分6」までの6段階から成り、市町村がサービスの種類や量を決定する目安となる。同法が障害者総合支援法に改正されたことにより、平成26年度から、障がいの多様な特性等をより適切に反映させることを目的として、新たな判定基準に基づく「障がい支援区分」に改められた。
ジョブコーチ支援制度	障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（職場適應援助者）が職場に出向いて、仕事に適切に対応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援等を行う制度。支援が終わったあとも障がい者が安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても障がいを理解し適切な配慮をするための助言等を行う。
自立支援医療	<p>障害者総合支援法に基づく制度で、障がい児・者が自立した日常生活・社会生活を営むために提供される必要な医療のこと。更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類があり、公費による医療費の助成を受けることができる。</p> <p>①更生医療</p> <p>身体障がい者を対象とした、日常生活能力や職業能力を回復または獲得するために必要な医療。心臓機能障がいに係る手術及びそれに伴う医療、じん臓機能障がいに係る人工透析などがある。</p>

用語	解説
自立支援医療（続き）	<p>②育成医療 身体に障がいのある児童、または、そのまま放置すれば将来に障がいを残すと認められる疾患がある児童を対象とした、障がいを軽減したり障がいの進行を防いだりすることが可能である場合に必要な医療。</p> <p>③精神通院医療 精神疾患がある人を対象とした、通院による医療。精神障がい者への適正な医療の普及を目的とする。</p>
スクール・カウンセラー	いじめや体罰などの問題に関して児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される者。心理学的なアプローチによってカウンセリングを行う専門職であり、多くは臨床心理士が務めている。
ストーマ	腸や膀胱の疾患等のため、人工的に作られた排泄口（人口肛門、人工膀胱）。専用の装具を着けて排泄物を処理する。
生活習慣病	成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病等の総称。従来は成人病といわれていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深くかかわっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という新たな概念を導入した。
精神保健福祉士	精神障がい者の生活を支援する立場で、医療や保健、福祉などの分野で相談にのり、生活面での問題解決のための援助や、就労など本人が望む社会生活に向けて種々の支援活動を行う専門職。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利な契約を結んだりすることのないよう、代理人として選任された人（後見人、保佐人等）が本人の判断能力を補い保護する制度。弁護士等の個人が後見人等に選任されることが多いが、幅広い後見事務に対応できる専門的知識・体制を備えた法人が必要に応じて後見人に選任される場合があり、これを法人後見という。
総合的な学習の時間	平成 10 年の学習指導要領の改訂において小・中学校の教育課程に、平成 11 年の学習指導要領の改訂において高等学校の教育課程に、それぞれ新たに創設されたもの。身の回りにある様々な問題状況について、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとする。どのような内容・方法で実践するかは各学校に委ねられているが、国際理解、情報、福祉・健康などの課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題といった観点が例示されている。
<b>【た行】</b>	
通級指導教室	「特別支援教育」の項を参照。
適応指導教室	市町村の教育委員会が、心理的な理由などで登校できない小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設等に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

用語	解説
特定疾患	「難病」の項を参照。
特別支援学級	「特別支援教育」の項を参照。
特別支援学校	「特別支援教育」の項を参照。
特別支援教育	<p>障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切指導及び必要な支援を行うという考え方に基づく教育。平成 18 年の学校教育法等の改正により、「特別支援学校」の創設（従来の養護学校等の再編）、小中学校等における特別支援教育体制の確立などの形で具体化された。</p> <p>①特別支援学校 従来の盲学校、聾学校、養護学校の制度を障がい種別を超えた学校制度に一本化したもの。児童・生徒等の障がいの重複や多様化を踏まえ、個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施することを目的とする。</p> <p>②特別支援学級 障がいの比較的軽い子どものために小学校・中学校・高等学校等に置くことができる特別編成の学級。知的障がい、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、自閉症・情緒障がいなどの児童・生徒を対象とする。</p> <p>③通級指導教室 小中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障がい（視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、発達障がいなど）のある児童・生徒が、障がいの状態に応じた特別の指導を受けるために、通常学級とは別に設置された教室。必要に応じて他校の通級指導教室を利用することもできる。</p>
トライアル雇用	知識や経験がないことから障がい者の雇用をためらっている事業所で、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりのために障がい者を試行的に雇用すること。
<b>【な行】</b>	
内部障がい	身体障害者福祉法で規定する身体障がい的一种。心臓、じん臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがある。
難病	原因が不明で、治療方法が確立されておらず、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、または、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病に対する社会通念上の呼び名。このうち厚生労働省が研究事業等の対象として指定している「特定疾患」については、医療費の一部公費負担による助成制度が設けられている。

用語	解説
二次障がい	身体障がい者において、既存の障がい（一次障がい）の進行等によって新たに出現した障がいのこと。また、発達障がいにおいては、対象者が抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうことを指す。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等社会的に弱い立場の人たちを特別視するのではなく、ともに生きる社会こそノーマル（正常）であるという考え。
<b>【は行】</b>	
ハザードマップ	浸水・氾濫情報等や避難場所、避難経路の位置、情報入手方法などの各種防災情報を具体的に表示したもの。
発達障がい	<p>発達障害者支援法（平成17年4月施行）において「脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と規定されている。同法の施行により、既存の障がい者福祉の対象外であった発達障がい者が法的に認定され、支援の対象となった。また、平成23年に施行された改正障害者基本法において、身体・知的・精神障がい者と同様に発達障がい者も障がい者の範囲に含まれるものと規定された。発達障がいには、主として次のようなものがある。</p> <p>①自閉症 他人との人間関係をつくれな、話し言葉の発達に遅れがある、パターン化した行動や執着的行動（こだわり）が見られるといった症状が見られる。</p> <p>②アスペルガー症候群 言葉の発達に著しい遅れはないが、対人関係やコミュニケーションに困難がある、パターン化した行動や興味・関心のかたよりの面など自閉症と類似した特徴がある。</p> <p>③学習障がい 知的な面での遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。英語の頭文字を取って「LD」とも呼ばれる。</p> <p>④注意欠陥多動性障がい 不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない）、衝動的に行動するといった特徴がある。英語の頭文字を取って「ADHD」とも呼ばれる。</p>
バリアフリー	障がい者や高齢者等の生活・活動の妨げとなっているバリア（障壁）を取り除いた、障がい者等が自由に活動できる生活空間のあり方を示す用語。今日では、障がい者の社会参加促進の観点から、物理的バリアフリーだけでなく心理的バリアフリー、制度的バリアフリー、情報のバリアフリーなど、物心両面における障壁の除去が求められている。

用語	解説
ピアカウンセリング	障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障がいのある人自らがカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の取得に対する個別的助言・指導を行う。
避難支援プラン	高齢者や障がい者など災害時要援護者と呼ばれる人への災害発生時における避難支援対策について、その基本的な考え方や取り組み方を定めるものとして作成する計画。
福祉委員	自治会長と民生委員の合議により推薦され、社会福祉協議会が委嘱している。地域において、支援を必要とする高齢者や障がい者等の見守りネットワークの中心を担う人材として、民生委員等と協働して活動する。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とする事業。本市では原則として小学校 1～4 年生の児童を対象とするが、市長が特に必要と認めるときは小学校 6 年生までの児童も利用できるとされている。
法人後見	「成年後見制度」の項を参照。
法定雇用率	障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国及び地方公共団体等に課されている障がい者の雇用割合。同法の改正により、平成 25 年 4 月から民間企業においては 1.8%から 2.0%に、国及び地方公共団体等においては 2.1%から 2.3%に引き上げられた。
<b>【ま行】</b>	
マイノリティ	「少数派」を意味する英単語。一般的には、人種・心身の状態・文化の差異等によって社会の偏見の対象となるような限られた少数者を指して使われることが多い。
民生委員・児童委員	民生委員法、児童福祉法に基づき市町村単位に配置され、厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の公務員。地域住民の生活状態を必要に応じて把握すること、生活に関する地域住民からの相談に応じて助言その他の援助を行うこと、福祉事務所等の関係行政機関の業務に協力することなどを職務とし、社会奉仕の精神をもって活動するものとされている。
<b>【や行】</b>	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーが「障がいのある人にとってのバリア（障壁）を取り除く」という考え方であるのに対し、障がいの有無・年齢・性別・人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
<b>【ら行】</b>	
リハビリテーション	いろいろな障がいのある人々に対し、その障がいを可能な限り回復治療させて、残された能力を最大限に高め、身体的、精神的、社会的にできる限り自立した生活を送るために行われる専門的技術のこと。

用語	解説
療育	医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対して医療や保育・教育を施し、残された能力や可能性を開発し、自立に向かって育成すること。
臨床心理士	心理学的な技法によって患者などを検査・診断し、さまざまな心理療法を行う専門職。心の問題や悩みなどについて、臨床的な心理学の技法を用いて解決を図ったり、相談に応じたりする。





**<第3期飯塚市障がい者計画>**

平成26年 3月発行

発行 飯塚市 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係  
〒820-8501

飯塚市新立岩5番5号

電話 (0948) 22-5500

FAX (0948) 21-6356